

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

一橋大学大学院法学研究科法務専攻

平成24年6月

一 橋 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	10
第3章	教育方法	33
第4章	成績評価及び修了認定	41
第5章	教育内容等の改善措置	60
第6章	入学者選抜等	66
第7章	学生の支援体制	78
第8章	教員組織	90
第9章	管理運営等	106
第10章	施設、設備及び図書館等	111
第11章	自己点検及び評価等	118

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

一橋大学大学院法学研究科法務専攻

(2) 所在地

東京都国立市

(3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

学生数 206 名

教員数 26 名（うち、実務家教員 6 名）

2 特徴

(1) 一橋大学および法学研究科の沿革・理念

一橋大学は、明治 8 年に商法講習所として出発し、東京商科大学（大正 9 年）を経て、昭和 21 年に新制の一橋大学となった。新制一橋大学の発足に当たって設置された法学社会学部は昭和 26 年に法学部と社会学部に分離し、法学部としての独立した歩みを開始した。その後法学部は徐々にその規模を拡大し、当初の 7 大講座制から平成 8 年には 9 大講座制となった。また、昭和 28 年には法学研究科が発足し、当初の 1 専攻から 3 専攻へとその組織を拡大した。

一橋大学は、「キャプテンズ・オブ・インダストリー」たることを事実上の校是として戴き、これまで多数の有能な人材を実業界に輩出してきた。これは、産業界における高貴な騎士道精神を前提にするものであり、一橋大学研究教育憲章は、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念を掲げている。最近では、国際企業戦略研究科を開設して成果を上げている。

本学の法科大学院は、このような伝統と実績、それに基づく資源を活かして、とりわけビジネス・企業法務に精通した法曹の養成を目指すこと、この分野の人材を含め、社会的公共性と豊かな構想力を備えた人材を輩出し、司法制度改革の理念と社会の期待に応えることが、本学の果たすべき責務でもあるとの考えのもとに設立された。

(2) 目的に応じた教育体制

本法科大学院が人材育成上の目的として掲げる第 1 は、ビジネス法務に精通した法曹の養成である。ビジネスロー関係科目の充実のもとより、3 年次の選択コースとしてビジネスロー・コースを設置しているのが特徴である。このコースは、希望する学生を対象に、毎週金曜日に神田キャンパスで開講される科目を選択履修させるもので

あり、同所にある国際企業戦略科経営法務コースの協力の下に、専任教員に加えて多くの実務家教員を招聘してとくに専門性の高く実践的な教育を行っている。

第 2 に、国際的な視野をもった法曹の養成に関しては、国際関係科目・外国法科目を充実させているほか、2 年次において「英米法」または「法律英語」を必修としている。また、未修者・既修者試験ともに入試の評価項目として英語成績を加えていることも、本法科大学院の特徴の一つである。なお、カリフォルニア大学ヘイスティングス法科大学院(University of California Hastings College of the Law)との間で、本法科大学院修了生を毎年 1 名、ヘイスティングス法科大学院 LL.M. 課程に推薦することができる旨の協定を結んでいる。

第 3 に、人権感覚に富んだ法曹の養成に関し、「人権クリニック」など、人権に関する科目を充実させている。

(3) 法曹倫理教育の開発

以上の人材育成上の目的に共通するものとして、法曹倫理教育の開発と実践に積極的に取り組んでいる。平成 16 年度～18 年度には「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクト、平成 19 年度・20 年度には、これをさらに発展させて、「継続的法曹倫理教育の開発」に取り組み、成果の一部をカリキュラムにも反映させている。

(4) その他の特徴

施設面では、大学院研究棟に法科大学院専用の 2 フロアを確保し、法科大学院における多様な授業形態を想定して設計された講義教室のほか、法廷教室、資料室などの専用施設を配置している。

カリキュラムにおいては、未修者 1 年次に憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎を高い密度で教育することにより、未修者教育に成果を上げている点、本学を卒業した弁護士等によって構成される「法曹如水会」などの協力を得て、2 年次の夏に希望者全員についてエクスターンシップを実施するなど、充実した法曹養成教育のための配慮をしていることが挙げられる。

このほか、1 学年 85 名（未修者 25 名、既修者 60 名）という規模で学生と教員との間の距離が近い。学生相互の協力関係が醸成されて自主ゼミが盛んであり、法科大学院としても奨励している。このような自助・共助が教育効果を高め、実績を残している。

Ⅱ 目的

一橋大学法科大学院における教育における最も基本的な目的は、専門能力を通じて社会に貢献することのできる法曹を育てることである。これは、一橋大学研究教育憲章が掲げる、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念を、法曹養成という法科大学院教育の場合にあてはめたものでもある。このような大学の理念を基礎に、一橋大学法科大学院の養成する法曹は、社会の各分野において、法に関係する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公共的志操の高い専門人であることを目指している。これらを本学の伝統的基盤と実績とに即して具体化した教育目標として、次の3点を標榜している。

(1) ビジネス法務に精通した法曹

一橋大学は、政治経済社会の指導的担い手としての理想像を「キャプテンズ・オブ・インダストリー」との表現に求め、社会科学の理知、豊かな教養と感性、市民的公共性と国際性を備えた人材を産業界に輩出してきた。また、単科大学の伝統を背景に、学部を超えた科目履修が広く認められてきたほか、法学部と経済学部との間では、副専攻プログラムを設けて、法学部生にも体系的に経済学を学ぶことを奨励している。最近では国際企業戦略研究科という独自の大学院課程も設置して成果を上げている。本学法科大学院は、このような実績と資源を活かしてビジネス・企業法務に精通し、かつ公共性を備えた法曹の養成を目指し、現代における社会的要請に応えようとしている。

(2) 国際的な視野をもった法曹

今後ますます複雑で多様なグローバル化が進行するなかで、国際感覚をもち、語学、外国法や国際関係に関する知識と素養を備えた法曹を養成することは、時代の要請である。創立135年を機に平成23年度4月を期して学長が提示した「プラン135」と題する一橋大学の運営基本方針においても、研究・教育のグローバル化が主要な柱となっている。本学法学研究科は、元来法学と国際関係の2分野からなり、国際関係の研究・教育の資源が充実しており、人材育成にも実績がある。また、経済学研究科との協力体制のもとに国際・公共政策大学院を設置し、国際的視野をもった政策提案のできる人材の養成にも取り組んでいる。こうした環境を生かし、国際関係を専攻する教員の参加を得つつ、外国法等のカリキュラムを充実させ、国際的な視野をもった法曹を養成する。

(3) 人権感覚に富んだ法曹

現代社会において人権理念は社会と国家を通じた国際基準となっている。国内においては、とりわけ司法関係者の姿勢が問われている折、市民の要求に応えるべき法曹は、人権感覚を基礎に置いた倫理観を備える必要がある。本学の伝統的な教育理念である「キャプテンズ・オブ・インダストリー」も、社会の指導者としての倫理観を重視するものであった。法科大学院のすべての教育において人権理念を基礎に据えるとともに、人権関係科目・科目横断的法曹倫理教育の充実により、人権感覚に富み倫理性の高い法曹の養成に取り組んでいる。

これらの三つの理念は、相互に独立するものではなく、人材育成の重点的観点を示したものであって、修了生に共通して求められるものである。その上で、本法科大学院の資源を活かし、ビジネス法務については、特にその分野の専門家を養成することを目的とする。

また、より一般的なこととして、本法科大学院は、長期的にみて社会に貢献できる高い志をもった人材の育成を目的としている。上述したところを含め、学生に対しては、法曹となること自体が目標なのではなく、法曹として何にどう貢献していくかが課題であることを強調しているところである。本法科大学院修了後の働き方、仕事の間は多様であろうとも、それぞれの立場において指導的役割を担う人材の輩出を目指している。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

(解釈指針 1-1-1-1 関係)

一橋大学法科大学院の教育理念・目標については、「Ⅱ 目的」に記したように、一橋大学研究教育憲章が掲げる、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念に基づき、社会の各分野において、法に関係する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公共的志操の高い法律家の養成を目指している。これらを、本学の伝統的基盤と実績とに即して、さらに具体化した教育目標として、とりわけ、(1) ビジネス法務に精通し、(2) 広い国際的視野を持ち、(3) 豊かな人権感覚を備えた法律家の養成を目標としている。

ビジネス法務は、一橋大学の特色・実績に沿って法科大学院の教育の柱として設けられたものである。ただし、既に一橋大学の理念が、狭い意味の企業人としての実務的な技能の獲得に限られるものではなかった。法科大学院が理念とするビジネス法務も、専門性の高い知識技能はもちろん、社会における企業の責任を背景とするものである。国際的視野も、建学以来、そして将来の重点項目として掲げられている理念であるが、法科大学院においても、国際比較・国際関係に関する科目の開講などに表れているとおり、幅広い教養に裏打ちされた国際性を求めている。さらに、人権感覚に富んだ法曹というのは、在野的性格の強い本学の伝統に根ざすとともに、豊かな人間性・職業倫理と不可分の専門的職業人として想定されている。

このように、本法科大学院の理念・目標は、本学の教育資源と研究教育実績に相応したものであるとともに、「多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹」の養成を目的とする法科大学院制度に合致するものである。

(解釈指針 1-1-1-2 関係)

これらの教育理念・目標については、市民的教養を備えた構想力ある専門人として指導的役割を担う法曹たるべきことを含め、種々の媒体・機会に法科大学院内外に明示している。広報媒体としては、まず、法科大学院パンフレット、学生募集要項、ホームページ等により周知・公表されている。たとえば、別冊資料：「2011 一橋大学法科大学院パンフレット」では、冒頭に、資料 1-1-1-1 のように記している。ホームページでも同内容を掲載するほか、院長挨拶でも、資料 1-1-1-2 のように、これをとくに強調している。毎年 7 月末から 8 月初めの時期に開催される法科大学院のオープンキャンパス、1 月に行われる合格者への説明会等においては、これらに基づき繰り返し説明されるので、説明側の教員はもとより、学生にも周知されているものといえる。なお、同様に一橋大学全体、および学外に対しても、法科大学院の教育理念を明示している（資料 1-1-1-3）。

資料1-1-1-1 一橋大学法科大学院の理念

一橋大学法科大学院は、これからの法曹に必要な資質について、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」との司法制度改革審議会意見書（2001年）の提言を踏まえ、独自の目標として、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的な視野をもった法曹」、「人権感覚に富んだ法曹」という3つの資質を兼ね備えた法曹を要請することを目指しています。

出典：一橋大学法科大学院（案内パンフレット）2011 01 ページ

資料1-1-1-2 法科大学院長挨拶

一橋大学法科大学院は、「ビジネス法務に精通し、国際的な視野をもち、人権感覚に富んだ法曹という、3つの資質を兼ね備えた人材」の育成をうたっています。具体的に、実践的なビジネスローコース、英語による英米法授業や充実した国際法科目、実際の事件をも教材とする人権クリニック等々、教育目的を実現するため、カリキュラムや授業方法を工夫していることはもちろんです。ただ、現代社会における法律家に求められる条件を考えてみれば、こうした資質も当たり前、それほど特長あるものとはいえないかもしれません。

ここでは、一橋大学全体の教育理念を強調してみましょう。法科大学院も、大学の理念を前提としているだけでなく、一橋大学教育憲章の提示する「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人」なる人間像が、本法科大学院の「志」をもよく表すと思うからです。司法試験に合格し法曹になること自体を目的とするのではない。社会に生ずる多彩な要求やそのぶつかり合いに対し、より俯瞰的な視点から解決を構想できる専門人。働く場はそれぞれに違っても、とにかくそのような法曹となることが目標になるのです。一橋大学法科大学院は、設立準備段階から、教員はもちろん学生とも、こうした高い志を共有してきたと自負しています。本法科大学院が優れた新司法試験合格率実績を残せたのも、いささか精神論に傾きすぎるかもしれませんが、究極的には、このような姿勢の賜物だと思います。

出典：一橋大学法科大学院ホームページ

<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/about/post-31.html>

資料1-1-1-3 『一橋大学概要』中の法科大学院の説明

法科大学院は、①専門的知識の習得と創造的な思考力等の育成、②先端的な法領域の理解、③人間性と責任感の涵養、といった教育理念を前提として、ビジネス法務の理解と広い国際的視野、そして豊かな人権感覚の3つの資質を備えた法曹の養成を目指しています。

また、法科大学院は、一人一人の人格が尊重される社会を作るという理想を共有し、そのような理想の実現に貢献できるような法律家の養成を目指しています。指導的法律家を目指す志が、創立以来の理念です。

以上のような方針のもとで、法科大学院では、理論と実践を有機的に結びつけた教育が行われています。1年次で法律基礎科目を確実に習得し、2年次で応用力を養い、3年次で実務の基礎を身につけるという積み上げ方式のカリキュラムが組まれています。また、2年次夏期特別研修として、法律事務所、企業、行政機関などで実務を体験するエクスターンシップも置かれています。3年次の発展ゼミにおいても、理論的な科目とともに実践的なメニューが用意されています。

出典：『一橋大学概要 2012』 15 ページ

基準 1－1－2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

本法科大学院の理念・目標が実質的に達成されていることは、いくつかの指標によって確認される。（解釈指針 1－1－2－1）

（1）授業科目

当然のことながら、教育目標に沿った授業科目を設置している。第一に、ビジネス法務に精通した法曹を養成する観点から「ビジネスロー・コース」を設置している。第二に、国際的視野をもった法曹の養成に資するため、法律英語・または英米法（英語による授業）のいずれかを必修科目とするほか、選択科目として国際関係関連科目を多数開講している。第三に、人権感覚に富んだ法曹の養成の観点から、発展ゼミの枠で「人権クリニック」を開講している（詳細については第2章を参照）。

また、法曹としての役割意識を育てるため、1年次の訴訟法科目の中に法曹の役割の主題を採り入れるとともに、法曹倫理科目の一部を2年次から履修すること、民事系の実務基礎科目の一部も2年次後期から履修することとし、2年次のエクスターンシップや上述の「人権クリニック」を通じて、専門人の倫理性を教育する機会を設けている（添付資料『2012年度一橋大学法科大学院学生便覧』9頁以降）。さらに、平成16年度から18年度の文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（教育高度化推進プログラム）「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクトの成果は、出版物（別冊資料：村岡啓一編『法曹倫理 科目横断的アプローチ』一橋大学法科大学院、平成20年3月）として公表され、これは、上述のカリキュラム構成の基本的な考え方にも反映されている。引き続き、平成19年度から20年度には、文部科学省の専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラムとして、日弁連法務研究財団からも助成を受けて「継続的法曹倫理教育の開発」プロジェクトに取り組んだ（別冊資料：「国際シンポジウム 継続的法曹倫理教育の展望（The Future of Continuing Legal Ethics Education in Japan）」プログラム）。

以上のような体系を実効あらしめるため、未修者・既修者の入学時に履修ガイダンスを行うほか、履修モデルを提示して学生に周知している。エクスターンシップ、ビジネスロー・コースについては、別冊資料『2012年度一橋大学法科大学院学生便覧』9頁以降、履修モデルについては、資料1－1－2－1「未修者（一般）の履修例」、資料1－1－2－2「ビジネスロー・コース説明」を参照されたい。

資料1-1-2-1 未修者（一般）の履修例

未修者（一般）の履修例						
人権問題に関心の強い学生の例						
1年次 計33単位（必修33単位）						
2年次 計28単位（必修22単位、選択6単位）（他に、随意1単位）						
3年次 計33単位（必修23単位、選択10単位）						
合計 94単位（随意科目として修得する1単位を加えると95単位）						
学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計
1年次	前期	導入ゼミ	1			
		裁判法	1			
		憲法Ⅰ	2			
		民法Ⅰ	3.5			
		民法Ⅱ	3.5			
		民法Ⅳ	1			
		刑法Ⅰ	4			16
	後期	憲法Ⅱ	2	比較法制度論	1	
		民法Ⅲ	4			
		民事訴訟法	4			
		刑法Ⅱ	2			
2年次	前期	刑事訴訟法	4			17
		公法演習Ⅰ	2		憲法特論	2
		民事法演習Ⅰ	2			
		民事法演習Ⅱ	2			
		刑事法演習	2			
		行政法概論	2			
	夏	会社法	4			16
		夏期特別研修	(1)			(1)
	後期	公法演習Ⅱ	2	英米法	2	
		民事法演習Ⅲ	2		現代社会と刑法	2
		企業法演習Ⅰ	2			
		商法総則等	2			12
3年次	前期	企業法演習Ⅱ	2	民事法務基礎	2	
		法律英語	2	刑事実務概論	2	
				発展ゼミⅠ（人権クリニック）	2	
					環境法	2
	夏				消費者法	2
					国際人権法	2
					国際私法	2
						18
	後期					1
		模擬裁判	1			
		民事判例研究	2	法曹倫理	2	
計		問題解決実践	4	民事裁判基礎	2	
				法と心理学	2	
		64	11 (他に随意1)	5	14	94*

*各科目名のうち赤字は必修科目、その右欄は単位を表わす。

出典：一橋大学法科大学院案内パンフレット 2011 11 ページ

資料1-1-2-2 ビジネスロー・コース説明

ビジネスロー・コース

最新のビジネスの現場をふまえた「ビジネスロー・コース」を開設。

3年次の選択コースとして、20～30人程度のビジネスロー・コースを設定しています。履修は学生の選択に委ねられており、週1日、神田キャンパスで最新のビジネスの現場で活躍中の講師陣により、実践的なビジネスを踏まえた授業が行われます。このコースを選択した学生は、選択科目および発展ゼミに代えて以下の科目を履修します。

法律実務基礎科目

【実践ゼミ】……………国際法務戦略・交渉論、
中国ビジネス法実務

基礎法学・隣接科目

【実践ゼミ】……………会計・企業財務論

展開・先端科目

【実践ゼミ】……………企業法務、知的財産法

【実践専門科目】……………実践金融法、実践独占禁止法、
実践国際経済法、実践税法

【実践ビジネスローI】……………会社法

【ワールド・ビジネス・ロー】……………アメリカ法、EU法

【ビジネスロー・コース履修例(既修者)】ビジネスに強い関心を持ちつつも、国際性・人権にも関心を持つ学生の例

学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計
2年次	前期	公法演習I 2 民法法演習I 2 刑事法演習I 2 行政法I 2 会社法 4			民事執行法 2	16
	後期		夏期特別研修 1	実務法 2 アジア法 2	知的財産法II 2	1
3年次	前期	民法法演習II 1 企業法演習II 2 刑事法演習II 2 行政法II 2 商法総論・債権・手形小切手 2	法曹倫理I 1 民事裁判基礎I 1			17
	後期	公法演習II 1 企業法演習II 2	民事裁判基礎II 1 民事法務基礎 1 模擬裁判(民事) 2 刑事実務基礎 2 実践ゼミ(企業法務) 2		実践ゼミ(知的財産法) 2 実践独占禁止法 2 国際人権法 2	18
3年次	前期		模擬裁判(刑事) 1 夏期特別研修[*1] 1			1
	後期	民事判例研究 2 問題解決実践 2	法曹倫理II 1 公法実務基礎 1 民事裁判基礎II 1 民事法務基礎 1	実践ビジネスローII [*2] 2	実践ビジネスローI [*2] 2 ワールド・ビジネス・ロー [*2] 2	14
計		20	15	6		24(65)

2年次(1年目) 計32単位(必修15単位、選択16単位、自由選択1単位)、3年次(2年目) 計33単位(必修23単位(うちコース必修6)、選択10単位)、合計65単位 *各科目名のうち赤字は必修科目、その右側は単位数を表す。[*1]3年次夏期に夏期特別研修(エクステンション)を設ける(単位は与えられない)。[*2]3年次後期の下級科目(合計6単位)はコース必修科目。

出典：法科大学院案内パンフレット 2011 9 ページ

(2) 学生の学業成績

在学中の成績分布は、「別添資料 A:平成 23 年度科目別成績分布」に示すとおりであり、厳格な成績評価を行っているものの、大多数が合格水準に達している。また、平成 20 年度入学者からは、必修単位数に加え、必修科目 GPA:1.7 を進級・修了要件に課し、低い成績の科目が多い者に対し留年、再履修義務づけの措置をとっているが、「別添資料 B:法科大学院入学・在籍等一覧」のとおり、合格・進級・修了率は高く、教育目標を達成しているといえる。

(3) 司法試験合格実績

一橋大学法科大学院修了者は、創設以来、平成 23 年新司法試験まで、単年の合格率で、全法科大学院の最上位に位置し、全法科大学院中で唯一、50%以上の対受験者合格率を維持している。未修者の合格率も相対的には低いものの全国平均との対比では高い水準にある。これに、2007 年及び 2010 年の新司法試験の合格者中の全国総合成績第 1 位がいずれも一橋大学法科大学院の未修コースを修了直後に受験した学生であった事情を加えるならば、未修者教育においても理念を達成しているということができよう。さらに、直近修了者の受験予定であるものの受験しない、いわゆる「受け控え」が少ないことも、一橋大学の教育が理念どおりの水準に達していることの傍証のひとつである(別添資料 C-1:一橋大学大学院新司法試験合格実績参照)。また、累積合格者についてみると、司法制度改革審議会が制度理念としていた「修了者の 7, 8 割」の合格を実現している(別添資料 C-2:一橋大学大学院司法試験累積合格実績参照)。

(4) 修了生の進路および特徴的活動

平成 20 年度は、修了者 101 名中、70 名(未修者 17 名、既修者 53 名)が司法試験に合格した。別に、民間企業 1 名がいる。新司法試験合格者の中で、司法修習以外の進路を

選択した者として、金融庁1名、日本銀行1名、途上国支援1名がいる。

平成21年度は、修了者104名中、57名（未修者9名、既修者48名）が合格した。別に、民間団体1名がいる。新司法試験合格者の中で、司法修習以外の進路を選択した者として、金融庁1名、日本銀行1名がいる。

平成22年度は、修了者92名中、57名（未修者12名、既修者45名）が合格した。新司法試験合格者の中で、司法修習以外の進路を選択した者として、文部科学省1名、金融庁1名、日本銀行1名がいる。

以上は、本法科大学院で把握している進路情報によるが、大多数が司法試験に合格して司法修習に臨み、修習終了後は、弁護士だけでなく、とくに、平成22年には、裁判官に11名、検察官に5名、平成23年にも裁判官に10名、検察官に5名が任官しているのは、本法科大学院の修了生数に比して高率であり、特徴的な事象といえる。弁護士になった者も、たとえば、被災地で努力する姿が報道された者が報道された例（別添資料D：報道資料「岩手県宮古市の日本司法支援センター宮古法律事務所」）がある。また、上記平成20年度修了生の途上国支援は、法整備支援に関わるものであり、国際的視野を備えた法曹養成の成果の一端といえる。このように、それぞれの場で公共的使命を全うしようとする修了生を輩出しており、本法科大学院の教育理念が実質的にも達成されている。

2 特長及び課題等

(1) 特色あるカリキュラム・授業科目

ビジネスロー・コースの設置、法曹倫理教育など、本法科大学院の特長ある取組がなされている。

(2) 司法試験合格実績

一橋大学法科大学院は、司法試験合格率で高い水準を維持しつつづけている。また、修了生の累積合格率は、7割を超えており、司法制度改革審議会が法科大学院について掲げた理念、すなわち「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」を実現している。

全国平均に比し、既修者の合格率と未修者の合格率の差が小さく、多様なバックグラウンドをもつ法曹養成につながる未修者教育においても理念を達成している。

受験予定者数から受験者数を引いた「受け控え」が低い。

(3) 高度で公共的な進路

大多数が司法試験に合格して司法修習に臨んでいるが、修習終了後は、弁護士だけでなく、とくに、平成22年度には、裁判官に11名、検察官に5名、平成23年にも、裁判官に10名、検察官に5名が任官しているのは特長的な事象といえる。弁護士になった者も、たとえば、被災地で努力する姿が紹介されるなど志の高い法曹養成が実現している証左がみられる。

他方で、課題としては、相対的には高いとはいえ未修者と既修者との間に司法試験合格率の差があること、司法修習以外の進路も広がりつつあるものの未だ限られていること、全体としての司法試験合格率の低下と就職難などの事情から一橋大学法科大学院の理念が学生にも周知されているにもかかわらず、いわゆる受け控えが増加しつつあることなどがあげられる。これらには、一法科大学院で取り組むには限界があるものも含まれるが、改善努力を継続しているところである。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院の教育課程は、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」(以下「便覧」とする)9～12頁に記載したカリキュラムのとおりである。

1 理論的教育と実務教育の架橋に留意した段階的でかつ完結的な教育課程の編成

本法科大学院は、これからの法曹に必要な資質について、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」との司法制度改革審議会意見書(2001年)の提言を踏まえた上で、独自の目標として、①「ビジネス法務に精通した法曹」、②「国際的な視野をもった法曹」、③「人権感覚に富んだ法曹」という3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目標にしており(別冊資料：2011一橋大学法科大学院パンフレット1頁)、こうした理念と目標にしたがって以下のような形で教育課程を編成している。

本法科大学院の学生定員は85名であり、3年間で95単位を取得して修了する法学未修者25名程度と、2年間で65単位を取得して修了する法学既修者60名程度から構成されており、1年次は未修者のみによって構成され、2年次で未修者と既修者が合流する形をとっている。未修者コースと既修者コースは、入学試験を受ける際に学生が自主的に選択する仕組みとなっており、法学部の卒業生かどうかによって区別したコースではなく、未修者コースを選択する場合には入学試験において法律学の知識を問う試験を課していないのに対して、既修者コースを選択する場合には、憲法、民事法(民法・民事訴訟法)、刑事法(刑法・刑事訴訟法)の5科目の論文試験を課している。したがって、未修者コースを選択して入学してくる学生に対しては、法律学を学部段階で学んでいることを前提にせず、法科大学院だけで法律学の履修を完結するシステムを採用しているのに対して、既修者コースの学生に対しては上記5科目についてのみ法律学の基礎を修得していることを前提に、その他の科目の基礎力や応用力など法曹に求められる能力を養成できるシステムを採用している。

基本的な教育体系は、1年次で法律学の基礎を修得し、2年次には応用力を養い、3年次には実務への橋渡しをするという構想に従っている。

1年次は未修者のみによって構成されていることから、25名程度を1クラスとして、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」の5科目を必修として、法律学の基本的な知識や思考方法の習得を目指すとともに、それ以外に幅広い法学知識を身につける目的で基礎法学の科目である「比較法制度論」を必修としている。これらの科目は、いずれも、当該学生が法学部卒業生であることを前提にせず、初めて法律学を学ぶ者を前提として行われているが、到達目標は、2年次に既修者と合流することから、既修者が

上記 5 科目の入学試験を経て入学してくることを考慮して、それに遜色のないレベルの知識と思考方法の習得を目指して行われている。また、民事訴訟法および刑事訴訟法の授業の一環として裁判所などの見学を行い、実務の一端に触れる機会を与えている。さらに、随意科目として、より少人数（15 名程度）の「導入ゼミ」を設け、入門的教育のほか、未修者が初めて法学を学ぶ際に直面する学習上の問題にきめ細かく対処できるようにしている。

2 年次では未修者と既修者が、同じクラスという形（40 数名程度のクラスを既修者と未修者の両方で構成する）で合流することになる。2 年次においては、上記 5 科目については法律学の基本的な知識や思考方法を有していることを前提に、未修者、既修者も共に応用力、問題解決能力を養う目的で 40 数名を 1 クラスとして、公法、民事法、企業法、刑事法について演習科目（公法は 2 単位、民事法は 5 単位、企業法は 1 単位、刑事法は 4 単位）を中心に授業を行っている。また、2 年次では、学部の履修状況とは関係なく全員を対象に、新たに「行政法」（ⅠとⅡで 4 単位）と「会社法」（4 単位）、「商法総則・商行為・手形小切手」（2 単位）で、新たに 10 単位分を必修としている。企業法については、前期における「会社法」の履修を前提に後期に企業法演習（1 単位）を配置して、応用力、問題解決能力の育成を図っている。その上で、2 年次には、法曹に必要な幅広い視野と豊かな人間性を養い、また先端的な領域の問題に対応する基礎的な能力を育成するために多様な選択科目群を提供している。ここでは未修者と既修者の必要取得単位数に差を設け、既修者は、夏期特別研修、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から 1 科目多く履修するようにしている。このように、2 年次は、一方で法律基礎科目について基礎的な知識や思考方法を習得していることを確認しながら、応用力、問題解決能力を養うとともに、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についての履修を求めている。また、2 年次からは実務との架橋を目指し、特に法律実務基礎科目として、2 年次夏期に自由選択科目としてではあるが、「夏期特別研修」としてエクスターンシップを実施する（便覧 23-25 頁）とともに、後期からは必修科目として「民事裁判基礎Ⅰ」（1 単位）、「法曹倫理」（1 単位）の履修を義務付けて、実務への導入を図っている。「民事裁判基礎Ⅰ」は、派遣裁判官が授業を担当し民事実務への導入を 2 年次から図ることを目的としており、「法曹倫理」を 2 年次後期から履修させているのは、早い段階から法曹としての責任感及び倫理観を涵養することを重視したためである。

3 年次は、特に実務教育に重点を置き、合計 10 単位（必修）の法律実務基礎科目を配置している（「民事法務基礎」、「刑事実務概論」、「公法実務基礎」「模擬裁判（民事・刑事）」、「法曹倫理Ⅱ」、「民事裁判基礎Ⅱ」）。これにより、それまでに培われた理論的・体系的な法律知識・法的思考方法を、現実の問題を解決しうる実践的な能力へと発展させている。これらの科目は、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員により行われる。このほかに「人権クリニック」では、実務に接する機会が与えられる（別冊資料：2012 年度シラバス 71 頁）。また 3 年次においても、「公法演習Ⅱ」、「企業法演習Ⅱ」、「民事判例研究」、「問題解決実践」などの法律基本科目に関する科目を開講し、2 年次と同様に応用力、問題解決能力の育成に継続的に取り組んでいる。さらに、「法と心理学」、「法と経済学」、「消費者法」など基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目にもわたる多様な選択科目の履修を通じて、豊かな人間性と幅広い法的視野が得られるように工夫している。さらに、ごく少人数のゼミ形式で行われる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」では、多様な法分野の中の特定のテーマについて、深く検討される。

次に、本法科大学院における教育と法学部の教育の関係について述べる。本法科大学院の基礎となる学部としては、一橋大学法学部がある。一橋大学法学部では、法科大学院及び国際・公共政策大学院の設置に伴い、2004 年 4 月以降、その学習の目的を「法学

と国際関係の基礎的知識および思考方法を確実に学習することにより、幅広い教養を系統的な視点から習得し、人間性豊かで国際的感覚を身につけた教養人となること」(一橋大学法学部アドミッション・ポリシー<http://www.hit-u.ac.jp/faculties/index.html>)に設定している。現在、同学部の教育課程は、法学コースと国際関係コースの2コースからなり、いずれも卒業総単位数は、合計144単位である。4年間を通じて、導入科目、基礎科目、発展科目を段階的に履修できるよう用意されている。また、法律学だけでなく幅広い社会科学の履修が可能なものとなっている。同学部で法律科目を着実に履修すれば、本法科大学院で既修者と認定されるために必要な水準に達しうると考えられる。一橋大学法学部の履修要件の概要は、「別冊資料：2012年度一橋大学学士課程学修計画ガイドブック」283-285頁(別添資料)を参照されたい。学部における法律学の学習の目的は前述のように「法学の基礎的な知識及び思考方法を確実に習得すること」にあり、法曹となるための高度な理論的・実務的な教育を行う法科大学院とは異なって、企業・公務員など法曹に限られない多方面への就職、進学を目指す学生に対して、法律学の基礎的な素養を身に着けることにある。法科大学院の授業科目が法学部と合同で実施されることはないし、また法学部での履修状況に応じて、法科大学院の一部授業科目が履修を免除されることはなく、法科大学院の教育は法曹養成を完結的に行う形になっている【解釈指針2-1-1-1】【解釈指針2-1-1-2】。

2 多様な学習ニーズに対応する教育課程の編成

段階的で完結的な履修については、概要は1で述べた通りである。ただ、法学未修者については、これまで法律学を学部で学んでこなかった者が存在することに配慮して、1年次の全ての授業をそうした者を対象とすることを前提に行うと同時に、特に「随意科目」という形で、希望者を対象に「導入ゼミ」を設け、初めて法律学を学ぶ学生を中心に、判例の調べ方、文献の調べ方、法律学の勉強の仕方など未修者が法律学を初めて学ぶ場合に直面する問題などに対応し、法律学への導入をスムーズにするよう工夫している。また、「刑事訴訟法」、「民事訴訟法」においては、裁判傍聴を行っており、未修者に実務の姿に触れさせるよう心掛けている。

未修者と既修者が合流する2年次以降においては、多様なバックグラウンドを備えた学生の多様なニーズに対応する形で多様な基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の提供に努めるとともに、主として3年次において、以下のような形で学生の多様なニーズへの対応を図っている。第1は、「ビジネス法務に精通した法曹」の育成という本法科大学院の独自の目標を実現するべく3年次に設けられた「ビジネスロー・コース」であり、これは、25名定員(最大30名、希望者が多数の場合はGPAにより選抜)で、一橋大学国際企業戦略研究科の協力を得て、同研究科の経営法務コースの教員に加えて、ビジネス法務の最先端で活躍する多数の実務家教員をも招聘して高度で専門的な教育を行うコース(便覧12、26-27頁)であり、ここ数年の履修者数は添付資料に示す通りで、20名～30名程度の学生が履修している。2010年度は3年次在籍者96名中29名、2011年度は3年次在籍者93名中30名がこのコースを履修している。このビジネスロー・コースについては、2011年度に実施された外部評価においても、「特定日集中開講の科目でありながら履修希望者が多いことは、このコースに対する院生の関心度の高さを示しており、神田キャンパスという立地条件を活かし、かつ、開講科目に関して造詣の深い教員によって提供される高度な実務教育は、他の法科大学院にはとうてい追従できない能力開発の場となっている。このような教育によって鍛えられた院生が法曹資格を得たならば、その社会的な活躍は大いに期待できるのであって、この点においても、一橋大学法科大学院に対しては高い評価が与えられてよいと考える」との高い評価を得ている(「別冊資料：

一橋大学大学院法学研究科外部評価書 2011」6－7 頁)。第 2 は、本法科大学院の「人権感覚に富んだ法曹」を実現するという独自の目的との関係で、3 年次の発展ゼミのうち、刑事法と憲法について、人権問題を取り扱う「クリニック」を開いていることである(2012 年度は刑事法のみ)。第 3 は、法科大学院を経て、将来研究者の道を志す学生、あるいはもう少し専門的な知識や考え方を習得したいと考える学生を対象として、教員の指導を受けながらリサーチ・ペーパーの執筆を行わせる「法学研究基礎」である。「法学研究基礎」の履修者は、2010 年度は 1 名、2011 年度は 6 名である【解釈指針 2－1－1－2】。

＜根拠となる資料・データ等＞

「別冊資料：2012 年度一橋大学法科大学院学生便覧」（上記引用頁）、「別冊資料：2011 一橋大学法科大学院パンフレット」（1、8－9 頁）、開設授業科目一覧（様式 1）、一橋大学法学部ホームページ（<http://www.hit-u.ac.jp/faculties/index.html>）、「別冊資料：2012 年度一橋大学学士課程学修計画ガイドブック」（283－285 頁）、「別冊資料：一橋大学大学院法学研究科外部評価書 2011」（6－7 頁）、「別添資料 E:法科大学院選択科目履修者数」

基準 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

1 本法科大学院の科目区分と認証評価基準の科目の対応

本法科大学院では、認証評価基準における授業の科目区分と一致した形で、授業を区分し配置しているわけではない。しかし、ここでは、可能な限り、認証評価基準に従った形で、本法科大学院の科目を区分することにする。その際、特に問題になるのは、①「ビジネス法務に精通した法曹」という、本法科大学院の独自の目標を実現する目的で設定されているビジネスロー・コースの科目の区分と、②本法科大学院の特長である少人数教育を集約的に体現する形で3年次に設けられている「発展ゼミⅠ・Ⅱ」、③同じく学生の多様なニーズに対応すべく、特に3年次に将来研究者を志す学生を養成すべく特に設置されている科目である「法学研究基礎」の科目区分であろうと思われる。

①のビジネスロー・コースは、3年次に、週1回、神田キャンパスで、実践的なビジネスを踏まえた授業を履修することができる本法科大学院独自のコースである。これは、25名定員（最大30名、希望者が多数の場合はGPAにより選抜）で、一橋大学国際企業戦略研究科の協力を得て、同研究科の経営法務コースの教員に加えて、ビジネス法務の最先端で活躍する多数の実務家教員を招聘して高度で専門的な教育を行うコースである。このコースを選択した学生は、3年次の選択科目及び発展ゼミ（合計14単位）に代えて、「実践ゼミ」（企業法務、知的財産法、国際法務戦略・交渉論、中国ビジネス法実務、各2単位）から2科目4単位選択、「実践選択科目」（実践金融法、実践独占禁止法、実践国際経済法、実践税法、各2単位）から2科目4単位選択、「コース必修科目」（実践ビジネスローⅠ（会社法）、実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）、ワールド・ビジネス・ロー、各2単位）から全ての科目6単位の合計14単位を選択することになる（便覧12、26-27頁）。このビジネスロー・コースの科目を認証評価基準の科目区分にしたがって区分すれば、「実践ゼミ」のうち、国際法戦略・交渉論、中国ビジネス法実務の2科目は法律実務基礎科目に、企業法務と知的財産法の2科目は展開・先端科目に区分できる。「実践専門科目」の4つは展開・先端科目に区分できる。「コース必修科目」のうち、実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）は基礎法学・隣接科目に、実践ビジネスローⅠ（会社法）とワールド・ビジネス・ローは展開・先端科目に区分できる（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院シラバス127-141頁）。

②の「発展ゼミⅠ・Ⅱ」は、少人数のゼミ形式で、特定のテーマについて深く検討し、高度なレベルの理解に達することを目的とするもので、認証評価基準の4つの科目区分

の何れかに分類することは困難で、4つの科目区分全体にまたがるものである。

③の「法学研究基礎」は、研究者志望の学生を対象に用意された科目であり、これも4つの科目区分にまたがるものと考えられる。

2 法律基本科目

法律基本科目としては、1年次（未修者）に、憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、刑法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法、刑事訴訟法（以上、必修）、導入ゼミ（随意）を、2年次（未修者・既修者合同）に、公法演習Ⅰ、民事法演習Ⅰ～Ⅲ、刑事法演習Ⅰ・Ⅱ、企業法演習Ⅰ、行政法Ⅰ・Ⅱ、会社法、商法総則・商行為・手形小切手（以上、必修）を配置し、3年次（未修者・既修者合同）に、公法演習Ⅱ、企業法演習Ⅱ、民事判例研究、問題解決実践（以上、必修）を配置している。このように、この分野においては、将来の法曹としての実務に共通として必要とされる基本的な法分野についての教育を、段階を追った形で提供している【解釈指針2-1-2-1】。

3 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目としては、2年次に、法曹倫理Ⅰ、民事裁判基礎Ⅰ（以上、必修）、夏期特別研修（エクスターンシップ、自由選択）を、3年次に、民事裁判基礎Ⅱ、民事法務基礎、刑事実務概論、公法実務基礎、模擬裁判（民事・刑事）、法曹倫理Ⅱを配置している。これらの科目は、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員により行われる。なお、1年次の法律基本科目である刑事訴訟法、民事訴訟法においても裁判所見学等を行っている。これらの科目は、法律基本科目などの理解を前提にして行っている。このように、この分野においては、法律基本科目などとの連携を図りながら、実務家や豊富な実務経験を有する教員が関与して、法律実務に携わることへの導入を行うような教育内容を提供している。

なお、1で述べたように、ビジネスロー・コースの「実践ゼミ」のうち、国際法務戦略・交渉論、中国ビジネス法実務の2科目は法律実務基礎科目に区分できる【解釈指針2-1-2-2】。

4 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、1年次に、比較法制度論（必修）を、2年次に、法哲学、法社会学、比較法文化論、西洋法制史、日本法制史、アジア法、英米法、法律英語（以上、選択科目。ただし、英米法と法律英語の何れか一つは必ず履修しなければならない）、3年次に法と心理学、法と経済学、金融商品取引法（以上、選択科目）を配置している。このように、この分野においては、法の構造や役割、歴史、比較法的知識を学ぶとともに、心理学、経済学などの隣接科学を学び、社会において生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法曹に必要な豊かな人間性と広い視野を養う目的で、基礎法学・隣接科目を学生のニーズに合わせて学べるように配置している。

なお、1で述べたように、ビジネスロー・コースの「コース必修科目」のうち、実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）は基礎法学・隣接科目に区分できる【解釈指針2-1-2-3】。

5 展開・先端科目

展開・先端科目としては、2年次に、少年法、民事執行法、労働法Ⅰ、Ⅱ、刑事証拠法、国際法、租税法Ⅰ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ（隔年開講）、倒産処理法Ⅰ、信託法、独占禁止法Ⅰ、比較刑事司法（以上、選択科目）を、3年次に、法と公共政策、租税法Ⅱ、環境法、倒産処理法Ⅱ、消費者法、社会保障法、独占禁止法Ⅱ、情報法、国際人権法、国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法、国際経済法、EU法、国際制度論、国際関係学、外国法文献読解（以上、選択科目）を配置している。このように、この分野においては、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について、基礎的な理解を得させるとともに、専門的なレベルに到達するよう、科目を配置している。

なお、1で述べたように、ビジネスロー・コースの「実践ゼミ」のうち企業法務と知的財産法の2科目、「実践専門科目」の4科目（実践金融法、実践独占禁止法、実践国際経済法、実践税法）全て、「コース必修科目」のうち実践ビジネスローⅠ（会社法）とワールド・ビジネス・ローの2科目は、展開・先端科目に区分できる【解釈指針2-1-2-4】。

6 複数形科目

以上の科目の他に、4つの科目群にまたがる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」（必修）は、少人数のゼミ形式で、特定のテーマについて深く検討し、高度な理解を得ることを目的として設けられており、また、研究者志望の学生のために3年時に法学研究基礎（任意科目）を用意し、リサーチ・ペーパーを執筆させている。

＜根拠となる資料・データ等＞

開設授業科目一覧（様式1）、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」9-16頁、「別冊資料：2011一橋大学法科大学院パンフレット」8-11頁。

基準 2－1－3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

（基準 2－1－3に係る状況）

各授業科目は、基準 2-1-2 に係る状況の分析で示したように配置されている。以下に示すように、各科目は適切な授業区分にしたがって開設されている【解釈指針 2－1－3－1】。

1 法律基本科目**（1）1 年次**

1 年次に配置されている、憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、刑法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法、刑事訴訟法は何れも未修者を対象として、25 名程度を 1 クラスとして、学生が法学部卒業者であることを前提とせず、初めて法律学を学ぶことを前提に、基本的な法分野について基礎的な知識・考え方を習得させるものである。また、1 年時に配置されている「導入ゼミ」は、希望者を対象に、初めて法律学を学ぶ学生を前提にして、判例や文献の調べ方など、未修者が法律学を学ぶ場合に直面する問題に対応し、法律学の学習への導入をスムーズにするためのものである。

（2）2 年次

2 年次に配置されている、行政法Ⅰ・Ⅱ、会社法、商法総則・商行為・手形小切手は、行政法、商法の分野について、やはり学生が法学部卒業者であることを前提とせず、初めて当該分野を学ぶことを前提に、当該分野について基礎的な知識・考え方を習得させるものである。これらの基礎を前提に、2 年次に配置された、公法演習Ⅰ、民法法演習Ⅰ～Ⅲ、刑事法演習Ⅰ・Ⅱ、企業法演習Ⅰは、憲法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法について、40 数名を 1 クラスとして演習の形で、基礎的な知識や考え方を有していることを前提に、それらをさらに深め、応用する能力を養成する。

（3）3 年次

3 年次に配置されている、公法演習Ⅱ、企業法演習Ⅱでは、憲法、行政法、商法について、引き続き演習の形で、基礎的な知識や考え方を前提に、それをさらに深め、応用する能力を養成する。また民事判例研究においては、最高裁の最新の民事判例の研究を行うことで具体的な事案に適用される法規範の形成過程を知り、それを自ら形成する能力や批判する能力を養う（別冊資料：「2012 年度一橋大学法科大学院シラバス」82 頁）。さらに問題解決実践においては、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法の分野について、提出される多様な課題について文書を起案することで問題を発見し、解決する能力と文書作成能力を養う（別冊資料：「2012 年度一橋大学法科大学院シラバス」91-92 頁）。

以上のように、年次を追うごとに法曹実務に共通して必要とされる基本法分野について、基礎から積み上げて次第に実践・応用につながるように法律基本科目を配置している。

2 法律実務基礎科目**（1）2 年次**

法律実務基礎科目は 2 年次以降に配置している。2 年次に配置された、法曹倫理Ⅰは、民事・刑事を問わず、法曹倫理に係る重要な原理を理解するためのものであり、3 年次に配置された法曹倫理Ⅱの基礎編に当たる。民事裁判基礎Ⅰは、派遣裁判官が担当する科目で、要件事実の基本的な考え方を理解し、民事訴訟実務において要件事実がどのように機能するのか理解することを目的としている。また、夏期特別研修では、エクスター

ンシップを行い、実務に実際に接する機会を得る。

(2) 3年次

3年次に配置された、法曹倫理Ⅱでは、法曹倫理Ⅰを前提に、法曹としての高い倫理観、責任感を養成するために、弁護士に特に焦点を当てて、具体的な事例を検討し、法曹にとっての倫理の重要性を理解し、あるべき倫理を自覚させている。民事裁判基礎Ⅱは、派遣裁判官が担当する科目で、民事裁判基礎Ⅰを前提に、要件事実、争点整理、事実認定について学び、それらの総体で構成される民事訴訟手続を両当事者と裁判所による動態的なコミュニケーション・プロセスとして理解すること目的としている。民事法務基礎は、弁護士により行われる授業であり、紛争を民事訴訟によって解決する際の弁護士の基礎的な実務知識や技能を習得することを目的としている。刑事実務概論は、派遣検察官と実務経験を有する教員が協働し、記録教材を使用して、法曹に必要な刑事訴訟実務の基本と法理論の習得を目指すものである。公法実務基礎は、研究者教員と行政事件の経験が豊富な弁護士の協働により、行政訴訟の実務の基礎を学ぶことを目指すものである。模擬裁判（民事・刑事）は、弁護士、派遣検察官、実務経験を有する教員が協働して、民事訴訟、刑事訴訟について、学生を裁判官、原告代理人、被告代理人、検察官、被告人の各主体に振り分けて、裁判形式で行い、実際の裁判実務を理解することを目的としている。なお、3年次に選択的なコースとして設けられるビジネスロー・コースの「実践ゼミ」のうち、国際法戦略・交渉論、中国ビジネス法実務の2科目は、それぞれ、国際化に伴う企業法務に係る具体的な事例の検討を通じて実務的な解決能力の育成を目指す科目、中国を対象に実務に必要な法戦略の基礎を学ぶ科目であり、法律実務基礎科目に区分できる。

以上のように、この分野においても、学年を経るにしたがって、法律実務基礎の習得が無理なく進められる形で法律実務基礎科目を配置している。

3 基礎法学・隣接科目

(1) 1年次

1年次に配置された比較法制度論は、具体的な問題を素材に、法制度について比較の視点から考察し、法制度のあり方について多面的に考える機会を提供する基礎法学の科目である。

(2) 2年次

2年次に配置された、法哲学、法社会学は法の機能や役割について、西洋法制史、日本法制史は法の歴史について、それぞれ学ぶ基礎法学の科目であり、比較法文化論、アジア法、英米法は比較法を学ぶ基礎法学の科目である。法律英語は、国際法務に必要な外国法令や判例の検索・分析方法、英文での契約書や意見書の作成に必要な英語能力を学ぶための隣接科目である。

(3) 3年次

3年次に配置された、法と心理学、法と経済学、金融商品取引法は、法に係る問題に心理学、経済学の視点からアプローチすることを学ぶ隣接科目である。なお3年次に選択的なコースとして設けられたビジネスロー・コースの「コース必修科目」のうち、実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）は、会計や企業財務の基礎知識と理論を扱う科目であり隣接科目に区分できる。

以上のように、未修者に対して比較法制度論を必修にするとともに、多様な選択科目を用意することで、学生の多様な関心に応じつつ、法曹として求められる幅広い視野と見識を得させる形で基礎法学・隣接科目を配置している。

4 展開・先端科目

(1) 2年次

2年次に配置された、少年法、民事執行法、労働法Ⅰ・Ⅱ、刑事証拠法、国際法、租税法Ⅰ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、倒産処理法Ⅰ、信託法、独占禁止法Ⅰ、比較刑事司法は、応用的・先端的な法領域に係るそれぞれの領域について学ぶ展開・先端科目である。このうち刑事証拠法は、刑事訴訟法に関する知識を前提に、刑事法分野での証拠法に徹して、刑事裁判で適用される証拠と証明に関する法則について高度の応用力を身に付けることを目的とする展開科目である。また、民事執行法は、不動産執行、動産執行、債権執行、民事保全手続など民事執行手続の全体像の理解を目指す展開科目である。さらに、比較刑事司法は、刑事法の領域に特化した形で中国、米国、日本の比較を行うことで国際的な視野を持った法曹の要請を目指す比較法の展開科目である。

(2) 3年次

3年次に配置された、法と公共政策、租税法Ⅱ、環境法、倒産処理法Ⅱ、消費者法、社会保障法、独占禁止法Ⅱ、情報法、国際人権法、国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法、国際経済法、EU法、国際制度論、国際関係学、外国法文献読解は、何れも応用的・先端的な法領域に係るそれぞれの領域について学ぶ展開・先端科目である。なお、3年次に選択的なコースとして設けられたビジネスロー・コースの「実践ゼミ」のうち企業法務と知的財産法の2科目、「実践専門科目」の4科目（実践金融法、実践独占禁止法、実践国際経済法、実践税法）全て、「コース必修科目」のうち実践ビジネスローⅠ（会社法）とワールド・ビジネス・ローの2科目も、特にビジネスローヤーを志す学生向けの科目として、展開・先端科目に区分できる。

以上のように、応用的先端的な法領域について、基礎的な理解を得させるとともに、専門的なレベルに到達できるよう、各科目で工夫をしている。

5 複数の分類にまたがる科目

以上の科目の他に、4つの科目群にまたがる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」（必修）は、少人数のゼミ形式で、特定のテーマについて深く検討し、高度な理解を得ることを目的として設けられており、また、研究者志望の学生のために3年時に法学研究基礎（任意科目）を用意し、リサーチ・ペーパーを執筆させている。

<根拠となる資料・データ等>

開設授業科目一覧（様式1）、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」9-16頁、「別冊資料：2011一橋大学法科大学院パンフレット」8-11頁、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院シラバス」

基準 2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本法科大学院の履修要件は、2008 年度以降の入学者については、未修者 95 単位、既修者 65 単位であるが、認証評価基準の科目区分に応じた形での履修要件は以下である。なお、既修者は 3 年次への進級要件を満たすためには 2 年次において、法実務基礎科目である夏期特別研修(1、自由選択科目)、基礎法学・隣接科目である下記選択科目群Ⅱ-2、展開・先端科目である選択科目群Ⅰ、Ⅱ-1 の中から未修者よりも 1 科目多く選択する必要がある。

1 法律基本科目

本法科大学院が設けている法律基本科目の総単位数は 61 単位であり、そのうち 60 単位が必修科目、1 単位が未修者についての随意科目（1 単位 導入ゼミ）である。3 年次に設けられた問題解決実践は、2 単位 15 回の授業を、公法担当教員（4 回）、民法担当教員（4 回）、刑事法担当教員（4 回）、企業法担当教員（3 回）で分担して担当している。法科大学院の修了に必要な法律基本科目の単位数は、未修者が 60 単位、既修者が 49 単位である。

以上を前提とした、法律基本科目の単位数とその内訳は以下のとおりである（カッコ内は単位数。以下同じ）。

- (1) 公法系科目(必修 11+ 〈2×4/15〉、他に随意 1/3)
 - 1 年次 憲法Ⅰ(2)・Ⅱ(2)、導入ゼミ(1/3)
 - 2 年次 公法演習Ⅰ(2)、行政法Ⅰ(2)・Ⅱ(2)
 - 3 年次 公法演習Ⅱ(1)、問題解決実践(2×4/15)。
- (2) 民事系科目(必修 33+ 〈2×7/15〉、他に随意 1/3)
 - 1 年次 民法Ⅰ(3.5)・Ⅱ(3.5)・Ⅲ(4)・Ⅳ(1)、民事訴訟法(4)、導入ゼミ(1/3)
 - 2 年次 民法演習Ⅰ(2)・Ⅱ(2)・Ⅲ(1)、企業法演習Ⅰ(2)、会社法(4)、商法総則・商行為・手形小切手(2)
 - 3 年次 企業法演習Ⅱ(2)、民事判例研究(2)、問題解決実践(2×7/15)
- (3) 刑事系科目(必修 14+ 〈2×4/15〉、他に随意 1/3)
 - 1 年次 刑法Ⅰ(4)・Ⅱ(2)、刑事訴訟法(4)、導入ゼミ(1/3)
 - 2 年次 刑事法演習Ⅰ(2)・Ⅱ(2)
 - 3 年次 問題解決実践(2×4/15)

2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目の単位数は、13 単位であり、そのうち 12 単位が必修科目、1 単位が自由選択科目（下記*印）である。未修者、既修者とも法律実務基礎科目 12 単位を履修

しないと修了はできない。ただし、3年次にビジネスロー・コースを選択し、かつ「実践ゼミ」の中から国際法務戦略・交渉論、中国ビジネス法実務を選択した場合には、これに最高4単位が加算されることになるが、修了に必要な総単位数に変化をきたすものではない（下記【】内）。

内訳は以下のとおりである。

2年次 法曹倫理Ⅰ(1)、民事裁判基礎Ⅰ(1)、夏期特別研修(1)*

3年次 民事裁判基礎Ⅱ(2)、民事法務基礎(2)、刑事実務概論(2)、模擬裁判(民事)(1)・(刑事)(1)、法曹倫理Ⅱ(1)、公法実務基礎(1)

【3年次ビジネスロー・コース 国際法務戦略・交渉論(2)、中国ビジネス法実務(2)、以上選択科目】

3 基礎法学・隣接科目

修了に必要な基礎法学・隣接科目の総単位数は、未修者7単位（必修1単位、選択6単位）、既修者6単位（選択6単位）である。このうち選択科目として、未修者、既修者ともに、英米法ないし法律英語のいずれかの科目を必ず選択しなければならないとしているのは、本法科大学院が独自に掲げる「国際的な視野をもった法曹」の養成という目標を実現するためである。3年次にビジネスロー・コースを選択した場合には、コースを3年次の選択科目及び発展ゼミに代えて履修することになるので、ここでの総単位数に変化は生じるものの修了に必要な総単位数に変化をきたすものではない。（下記【】内）。

内訳は以下のとおりである。

1年次 比較法制度論（必修）(1)

2年次 選択科目Ⅰ＝法哲学、法社会学、比較法文化論、西洋法制史、日本法制史、アジア法、英米法、法律英語（各2単位。英米法又は法律英語の何れかを含む2科目選択(4)）

3年次 選択科目Ⅳ＝法と心理学、法と経済学、金融商品取引法（各2単位。1科目選択(2)）

【3年次ビジネスロー・コース 実践ビジネス・ローⅡ（会計・企業財務論）（コース必修科目(2)）】

4 展開・先端科目

修了に必要な展開・先端科目の総単位数は、未修者・既修者とも12単位であり、いずれも選択科目である。3年次にビジネスロー・コースを選択した場合には、コースを3年次の選択科目及び発展ゼミに代えて履修することになるので、ここでの総単位数に変化は生じるものの全体の履修単位数に変化をきたすものではない。（下記【】内）。

内訳は以下のとおりである。

2年次 選択科目Ⅰ＝少年法、民事執行法、労働法Ⅰ、刑事証拠法、国際法（各2単位。1科目を選択(2)）

選択科目Ⅱ-1＝租税法Ⅰ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、倒産処理法Ⅰ、信託法、労働法Ⅱ、独占禁止法Ⅰ、比較刑事司法（各2単位。1科目選択(2)）

3年次 選択科目Ⅲ-1＝法と公共政策、租税法Ⅱ、環境法、倒産処理法Ⅱ、消費者

法、社会保障法、独占禁止法Ⅱ、情報法（各2単位。2科目選択(4)）

選択科目Ⅲ-2＝国際人権法、国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法、国際経済法、EU法、国際制度論、国際関係学、外国法文献読解（各2単位。2科目選択(4)）

【3年次ビジネスロー・コース 企業法務（2）、知的財産法（2）、実践金融法（2）、実践独占禁止法（2）、実践国際経済法（2）、実践税法（2）（以上選択科目）、実践ビジネスローⅠ（会社法）（2）、ワールド・ビジネス・ロー（2）（以上、コース必修科目）

5 その他の科目

以上のほか、4つの科目群にまたがる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」（各2単位。必修(4)）がある。また、研究者志望者のために「法学研究基礎」（4）（任意科目。展開・先端科目、基礎法学・隣接科目及び法律実務基礎科目）を用意している。

6 ビジネスロー・コース

本法科大学院は、独自の理念・目標として「ビジネス法務に精通した法曹」を掲げており、これを実現するために3年次にビジネスロー・コースを独自に設けている。このビジネスロー・コースを選択した学生は、3年次の選択科目及び発展ゼミ（合計14単位）に代えて、「実践ゼミ」（法律実務基礎科目及び展開・先端科目。各2単位の4科目から2科目選択(4)）、「実践専門科目」（展開・先端科目。各2単位の4科目から2科目選択(4)）、「コース必修科目」（基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目。各2単位。3科目必修(6)）を履修することになる。

＜根拠となる資料・データ等＞

開設授業科目一覧（様式1）、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」4－12頁（概要）、13－20頁（講義表及び時間割）、23－25（夏期特別研修）、26－27頁（ビジネスロー・コース）、「別冊資料：2011一橋大学法科大学院パンフレット」8－11頁、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院シラバス」。

基準 2-1-5：重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

（基準 2-1-5 に係る状況）

基準 2-1-4 に係る状況で記したように、法律基礎科目についての公法系科目、民事法科目、刑事法科目の単位数は、下記の通りである（カッコ内は単位数）。

- | |
|--|
| (1) 公法系科目（必修 11+〈2×4/15〉、他に随意 1/3） |
| 1 年次 憲法 I (2)・II (2)、導入ゼミ (1/3) |
| 2 年次 公法演習 I (2)、行政法 I (2)・II (2) |
| 3 年次 公法演習 II (1)、問題解決実践 (2×4/15)。 |
| (2) 民事系科目（必修 33+〈2×7/15〉、他に随意 1/3） |
| 1 年次 民法 I (3.5)・II (3.5)・III (4)・IV (1)、民事訴訟法 (4)、導入ゼミ (1/3) |
| 2 年次 民事法演習 I (2)・II (2)・III (1)、企業法演習 I (2)、会社法 (4)、商法
総則・商行為・手形小切手 (2) |
| 3 年次 企業法演習 II (2)、民事判例研究 (2)、問題解決実践 (2×7/15) |
| (3) 刑事系科目（必修 14+〈2×4/15〉、他に随意 1/3） |
| 1 年次 刑法 I (4)・II (2)、刑事訴訟法 (4)、導入ゼミ (1/3) |
| 2 年次 刑事法演習 I (2)・II (2) |
| 3 年次 問題解決実践 (2×4/15) |

＜根拠となる資料・データ等＞

開設授業科目一覧（様式 1）、「別冊資料：2012 年度一橋大学法科大学院学生便覧」4-11 頁「別冊資料：2011 一橋大学法科大学院パンフレット」8-11 頁、「別冊資料：2012 年度一橋大学法科大学院シラバス」。

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

（法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

（基準2-1-6に係る状況）

基準2-1-4に係る状況の分析で示したように、法律実務基礎科目の単位数は、13単位であり、そのうち12単位が必修科目、1単位が自由選択科目（下記*印）である。未修者、既修者とも法律実務基礎科目12単位を履修しないと修了はできない（カッコ内は単位数）。

内訳は以下のとおりである。

2年次 法曹倫理Ⅰ（1）、民事裁判基礎Ⅰ（1）、夏期特別研修（1）*

3年次 民事裁判基礎Ⅱ（2）、民事法務基礎（2）、刑事実務概論（2）、模擬裁判（民事）（1）・（刑事）（1）、法曹倫理Ⅱ（1）、公法実務基礎（1）

（1）基準2-1-2（2）に定める実務基礎科目については、（ア）法曹としての責任感や倫理観を涵養する目的の科目としては、必修科目として、法曹倫理Ⅰ（1）、法曹倫理Ⅱ（1）の合計2単位の科目を設けている。法曹倫理Ⅰは、弁護士倫理に限らず、検察官倫理、裁判官倫理を含む法曹倫理の基礎を学ぶことを目的とし、法曹倫理Ⅱは、弁護士倫理に特化した形で法曹倫理を学ぶ。（イ）要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする科目としては、必修科目として、民事裁判基礎Ⅰ（1）、民事裁判基礎Ⅱ（2）の合計3単位の科目を設けている。（ウ）の事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする科目としては、必修科目として、刑事実務概論（2）を設けている。

（2）（1）に係る科目以外に、（ア）模擬裁判に係る科目として、必修科目として、模擬裁判（民事）（1）、模擬裁判（刑事）（1）の合計2科目2単位があり、（イ）ローヤリングに係る科目として、必修科目として、民事法務基礎（2）があり、また2011年度は多摩パブリック法律事務所と提携して、2年次以上の学生は、希望する場合に法律相談に立ち会うことができる機会を試験的に設けた（別添資料F：法律相談クリニック指導委託協定書）。（ウ）のクリニックについても、3年次の「発展ゼミⅠ・Ⅱ」（2単位）の中で刑事法のゼミが「人権クリニック」として開かれているほか、2011年度までは憲法のゼミも「人権クリニック」を行っている。これらのクリニックにおいて、事前に守秘義務等必要な法曹倫理の説明を行っている。（エ）のエクスターンシップとしては、自由選択科目として夏期特別研修（1）を設けている。エクスターンシップについても、事前に守秘義務等必要な法曹倫理の説明を実施している。（オ）の公法系訴訟実務の基礎を内容とする科目として、必修科目として、公法実務基礎（1）がある。必修科目は5単位となっている。

（3）法曹としての責任感や倫理観を涵養することを目的とする科目としては、（1）で述べたように、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱの独立した授業科目を設けている。また、主として実務家、あるいは豊富な実務経験を有する教員によって担当される民事裁判基礎Ⅰ、民事裁判基礎Ⅱ、民事法務基礎、刑事実務概論、模擬裁判などの授業においても法

曹倫理に留意した教育を行っている。

(4) 法情報調査と法文書作成については、本法科大学院では、入学直後から卒業まで、法情報調査・法文書作成の指導を、段階的・継続的に行っている。すなわち、未修者については、法律基本科目の授業において、法情報調査について、基本的な説明をしている。また、純粹の法学未修者を主な対象とする「導入ゼミ」においては、集中的にその教育をしている。次に、未修者・既修者のいずれについても、毎年、入学直後に「資料室データベース講習会及びIT環境利用説明会」を開き、その受講後に学内ネットワーク利用のためのアカウント・パスワードを交付する方法をとり、全員が法情報調査についての教育を受けるようにしている。さらに、2年次・3年次の各演習科目、「問題解決実践」(以上、必修科目)及び「法律英語」・「英米法」(いずれかを履修することが卒業要件)において、外国法を含む法情報調査・法文書作成の能力を高めるようにしている。また、2年次後半から3年次にかけての法律実務基礎科目である「民事裁判基礎Ⅰ・Ⅱ」「民事法務基礎」「刑事実務概論」等において、実務的な法情報調査・法文書作成の修練を行っている(「別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院シラバス」、「別添資料G:資料室データベース講習会及びIT環境利用説明会について」)参照)。

(5) 以上の法律実務基礎科目の実施については、授業内容の決定や実施について、シラバスの相互確認、FD会議、個別の打ち合わせ等を通じて、研究者教員と実務家教員との密接な連携と協力を図るようにしている。とりわけ、研究者教員と実務家教員が協働で行う授業については、例として、以下のような形で具体的に連携と協力を図っている。刑事法演習Ⅱは、派遣検察官と研究者教員とが緊密に連携し、教材の選択、どのように進めていくか、成績評価(出題、採点)を行っている。そして、全15回すべて二人の教員が出席し、事実認定および手続問題の面では主として派遣検察官が、実体法の問題については主として研究者教員が指導にあたっている。また、刑事実務概論においては、最初の6回は2名の実務家教員が交互に弁護側と検察側それぞれの立場から指導を行い、その後、起訴後の公判手続については、両教員がともに出席し、指導にあたっている。教材の選択、進め方、成績評価について両教員が緊密に連携を行っていることも、刑事法演習Ⅱと同様である【解釈指針2-1-6-1】。

<根拠となる資料・データ等>

開設授業科目一覧(様式1)、「別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」4-11頁(概要)、13-18頁(講義表及び時間割)、23-25頁(夏期特別研修)、「別冊資料:2011一橋大学法科大学院パンフレット」8-11頁、「別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院シラバス」、「別添資料G:資料室データベース講習会及びIT環境利用説明会について」。

基準 2－1－7：重点基準

基準 2－1－2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－7に係る状況）

基準 2－1－4に係る状況の分析で示したように、基準 2－1－2（3）に定める修了に必要な基礎法学・隣接科目の総単位数は、未修者 7 単位（必修 1 単位、選択必修 6 単位）、既修者 6 単位（選択必修 6 単位）である。

内訳は以下のとおりである。

1 年次 比較法制度論（必修）(1)

2 年次 選択科目Ⅰ＝法哲学、法社会学、比較法文化論、西洋法制史、日本法制史、アジア法、英米法、法律英語（各 2 単位。英米法又は法律英語の何れかを含む 2 科目選択(4)）

3 年次 選択科目Ⅳ＝法と心理学、法と経済学、金融商品取引法（各 2 単位。1 科目選択(2)）

このように、この分野においては、学生の多様な問題関心に応じた形で、法の構造や役割、歴史、比較法的知識など基礎法学を学ぶとともに、心理学、経済学などの隣接科学を学び、社会において生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法曹に必要な豊かな人間性と広い視野を養う目的で、幅広い基礎法学・隣接科目を配置している。

＜根拠となる資料・データ等＞

開設授業科目一覧（様式 1）、「別冊資料：2012 年度一橋大学法科大学院学生便覧」4－11 頁（概要）、13－18 頁（講義表及び時間割）、「別冊資料：2011 一橋大学法科大学院パンフレット」8－11 頁、「別冊資料：2012 年度一橋大学法科大学院シラバス」。

基準 2－1－8：重点基準

基準 2－1－2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－8に係る状況）

基準 2－1－4に係る状況の分析で示したように、基準 2－1－2（4）に定める展開・先端科目について、本法科大学院の修了に必要な展開・先端科目の総単位数は、未修者・既修者とも12単位であり、いずれも選択必修科目である。

内訳は以下のとおりである。

2年次 選択科目Ⅰ＝少年法、民事執行法、労働法Ⅰ、刑事証拠法、国際法（各2単位。1科目を選択(2)）

選択科目Ⅱ-1＝租税法Ⅰ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、倒産処理法Ⅰ、信託法、労働法Ⅱ、独占禁止法Ⅰ、比較刑事司法（各2単位。1科目選択(2)）

3年次 選択科目Ⅲ-1＝法と公共政策、租税法Ⅱ、環境法、倒産処理法Ⅱ、消費者法、社会保障法、独占禁止法Ⅱ、情報法（各2単位。2科目選択(4)）

選択科目Ⅲ-2＝国際人権法、国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法、国際経済法、EU法、国際制度論、国際関係学、外国法文献読解（各2単位。2科目選択(4)）。以上、選択科目）

本法科大学院は、これからの法曹に必要な資質について、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」との司法制度改革審議会意見書（2001年）の提言を踏まえた上で、独自の目標として、①「ビジネス法務に精通した法曹」、②「国際的な視野をもった法曹」、③「人権感覚に富んだ法曹」という3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しており、こうした理念と目標は本法科大学院の全科目にわたるものであり、展開・発展科目もそうした理念と目標にしたがって設けられている。特に、①の「ビジネス法務に精通した法曹」の育成については、既述のように3年次に独自のビジネスロー・コースを設けており、その中の企業法務（2）、知的財産法（2）、実践金融法（2）、実践独占禁止法（2）、実践国際経済法（2）、実践税法（2）（以上選択科目）、実践ビジネスローⅠ（会社法）（2）、実践税法（2）（以上、コース必修科目）は発展・展開科目に特に位置付けられる。②の「国際的な視野をもった法曹」を育てる目的で特に国際民事訴訟法、国際制度論、国際関係学などの発展・展開科目を設けているし、③の「人権感覚に富んだ法曹」を育てる目的で国際人権法などの発展・展開科目を設けている。

＜根拠となる資料・データ等＞

開設授業科目一覧（様式1）、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」4－11頁（概要）、13－18頁（講義表及び時間割）、26－27頁（ビジネスロー・コース）、「別冊資料：2011一橋大学法科大学院パンフレット」8－11頁、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院シラバス」。

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

本法科大学院における科目の単位認定方法は、教場における15時間をもって1単位(実務研修については45時間をもって1単位)としている(「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」3条2項・3項)。したがって大学設置基準21条の定める要件を満たしている。

授業回数は、1回90分の授業を前提に、2単位科目は15回、4単位科目は30回である。

授業期間は、前期・後期とも15週で実施している。期末試験の期間は、前期・後期とも授業期間とは別に設定している。この計算に基づく授業時間、試験期間を確保するように学年暦を編成し、また、やむを得ない場合の休講に備えて、前期及び後期にそれぞれ1日間の補講日を設けている(「別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」1頁)ので、大学設置基準22条、23条の定める要件も満たしている。

休講は、原則として行わないことにしているが、やむを得ない事情により休講する場合には、補講の実施を義務付けている。2011年度の授業においては、以下のとおり、補講が実施された(資料2-1-4-1「2011年度補講一覧」)。

資料 2-1-4-1 2011 年度補講一覧

学 期	科 目 名	補講回数	
前 期	環境法	1 回	
	行政法 I	1 回	
	国際経済法	3 回	
	実践国際経済法	1 回	
	実践ゼミ (企業法務)	1 回	
	消費者法	1 回	
	日本法制史	1 回	
	発展ゼミ A	7 回	入院のため
	労働法 I	8 回	入院のため
	実践ゼミ (国際法務戦略・交渉論)	1 回	
	実践ゼミ (中国ビジネス法実務)	1 回	
後 期	刑事訴訟法	1 回	
	実践ビジネスロー I (会社法)	1 回	
	実践ビジネスロー II (会計・企業財務論)	3 回	
	情報法	1 回	
	租税法 I	1 回	

	発展ゼミ B	2 回	
	法社会学	1 回	
	法と経済学	1 回	
	法と心理学	1 回	
	民事訴訟法	1 回	
	民法Ⅲ	1 回	
	ワールドビジネスクー	1 回	
合 計		41 回	

出典：一橋大学法科大学院調べ

<根拠となる資料・データ等>

- ・開設授業科目一覧（様式1）、「別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」1－3頁（学年暦）、13頁～18頁（講義表及び時間割）、35－43頁（一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則）。

2 特長及び課題等

1. 優れた点

本法科大学院の教育内容の優れた点は、以下のとおりである。なお、本法科大学院の教育課程が、評価基準により一般的に求められている基準（授業科目分類ごとの単位数要件等）を充たしていることは、言うまでもない。

(1) 教育課程の適切な編成

未修者と既修者のそれぞれの特性に配慮した上での、理論と実務を架橋する段階的な教育を実施している。その内容は、「基準2-1-1」の（基準に係る状況）1, 2に記載したとおりである。これにより、学生は、未修者・既修者を問わず、本法科大学院修了後、司法修習に無理なく進める知識・能力を修得できる。

(2) 少人数教育の徹底

必修科目について、学生数25名程度（1年次）ないし40数名程度（2・3年次）と上限を抑えただけでなく、導入ゼミ、発展ゼミ、ビジネスロー・コースの各科目など、数名ないし10数名というごく少人数の科目を多く用意し、極めて丁寧な教育をしている。

(3) 教育理念と教育課程の対応

「ビジネス」「国際性」「人権」という明確な教育理念を設定し、それを教育課程に具体的に反映している。その内容は、「基準2-1-1」の（基準に係る状況）2に記載したとおりであるが、とりわけビジネスロー・コースの設置、国際性ある科目の充実、人権クリニックがその特長をなす。

(4) 法曹として求められる倫理と幅広い視野の獲得

本法科大学院は、単なる知識・技能の習得のみを目的とするのではなく、法曹として必要な倫理と幅広い視野を身につけさせることを積極的に意識している。法曹倫理については、法科大学院形成支援経費を得て、早い段階で具体的な教育方法の検討を進めた。その結果、法曹倫理は、特定の学期に集中して履修するよりも、常時、意識させるべきものであるとの認識に到達し、現在のカリキュラムは、これを反映し、この科目を2年次から3年次にわたって、履修させることとした。このような検討は、日本の法科大学院の中でも最も先端的な水準にあると考える。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の充実も、大きな特長である。

(5) 多様な選択の可能性

多様な選択科目、多数の特色ある発展ゼミ、研究者志望者のための法学研究基礎、さらにビジネスロー・コースの設置により、学生の志望に応じ、その能力と関心を高めるための多様な選択が用意されている。

2. 改善を要する点

本法科大学院では、2004年度の法科大学院発足時のカリキュラムについて、2006年度に、教員・学生に大規模なアンケートをとるなどして、カリキュラムを見直すとともに、その後も現在に至るまで、教員・学生の意見を聴取しつつ改善を継続的に重ねてきているが、特に「法学研究基礎」について次のような問題点があるので引き続き検討する必

要があると思われる。すなわち、研究者志望の学生を対象に3年次に「法学研究基礎」を設けてリサーチ・ペーパーを執筆させており、受講者も相当数いるものの、途中で受講を投げ出したりする学生がおり、受講を希望する学生に対してあらかじめ科目の目的や性質を理解させるなお一層の努力が必要だと思われる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

（解釈指針3-1-1-1）

開設授業科目一覧（様式1）に示されるように、1年生（未修者）を対象とする科目は、2012年度は29人のクラスで開講されている（2011年度は27名であった）。また、2年生や3年生を対象とする科目においても、全員が履修する必修科目については、A及びBの2クラスに分けることにより最大でも45人による教育が実現している（法律基本科目の履修状況についてはさらに後述する（基準3-1-2））。

1年生の導入ゼミや3年生の発展ゼミⅠ・Ⅱでは、多くても十数名の規模でゼミナールを実施している。

他方、2年生や3年生を対象とする法律基本科目以外の科目には受講者数が50人を超すものも少数ながらあり、例えば、2011年度では「英米法」の受講者が68名、「法と公共政策」が58名であった。しかし、これは全くの例外であり、しかも最大で68人であるから——演習ではなく講義形式であることも考えるなら——教育成果が減殺されるほどの多人数が履修しているわけではない。そして、大多数は10人からせいぜい30人位の人数で開講されているのであるから、講義形式ではあっても、教員が学生を指名して質問する等の双方向的な講義が可能な規模が維持されている。以上の受講者数には、当該科目を再履修している者、他専攻、他研究科の学生で同時に受講している者を含んでいる。なお、科目等履修生のような非正規学生の受講は許していない（解釈指針3-1-1-2）。

（解釈指針3-1-1-3）

他専攻等の学生の受講を認める科目は、当該科目の性質、目的に照らして同時受講が適切な場合に限られている。具体的には、「行政法Ⅰ」、「知的財産法Ⅰ」、「労働法Ⅰ」、「国際法」、「環境法」、「情報法」、「E U法」、「国際制度論」、「国際関係学」、「国際人権法」について他専攻等の学生による授業科目の履修を認めているが、いずれも科目の性質上、授業の効果を高めることを目的として他専攻の学生の履修を認めているのであり、他専攻の学生と法科大学院生の双方にとって有益だからである。たとえば、「国際人権法」は、法科大学院の3年次前期の選択科目（選択科目群Ⅲ-2）の一つであるが、同時に、国際・公共政策大学院および大学院修士課程の講座としても開講している。この科目では、国際法、憲法および刑事法の各分野の教員によるオムニバス形式で、国際人権保障に関する制度や手続の解説にとどまらず、具体的な人権問題に直面した場合に、国際的および国内的に、それらの制度や手続をいかに利用するかを念頭において講義をしているが、この講義内容の紹介は、法科大学院のみならず国際・公共政策大学院および大学院修士課程の各シラバスにおいて同一であり、他専攻の学生の履修に際して、法科大学院の学

生と異なった条件は課していない。国際・公共政策大学院および大学院修士課程の学生も国際人権法の単なる知識の習得だけではなく、いかにそれを利用するかを実践的に学ぶことが求められていることから、法科大学院の学生と共に議論をしつつ学ぶ機会をもつことが、教育上適切なのである。「行政法Ⅰ」や「国際法」などでも、履修が想定されているのは、おもに国際・公共政策大学院の学生であり、法科大学院生と同じような実践的知識の習得が求められるし、彼らのこれらの科目への関心も高い。このような他専攻の学生とともに学びその発想に啓発されることは、法科大学院の学生にとっても有益である。科目および年度によっては、法科大学院生よりも他専攻等の学生が多く受講する場合もあるが、しかし、その場合でも上述のような理由から、法科大学院生の教育上の支障は生じない。

このように、これらの科目では、他専攻の学生が加わることによって法科大学院生に対する教育効果を損なうことはない。

<根拠となる資料・データ>

開設授業科目一覧（様式1）・2012年度授業時間割（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧内掲載）

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準 3－1－2 に係る状況）

（解釈指針 3－1－2－1）

前述（基準 3－1－1）したように、1年生（未修者）を対象とする必修科目は29人（2012年度）で開講されており、2年生や3年生を対象とする必修科目も、2クラスに分けることにより最大でも45人による授業を実施している。

なお、必修でない法律基本科目は1年生を対象とする「導入ゼミ」のみであるが、これも2011年度は9名であり、2012年度も9名であった。

＜根拠となる資料・データ＞

開設授業科目一覧（様式1）・2012年度授業時間割（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧内掲載）

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1 授業の方法

1年生(未修者)を対象とする科目は講義科目が多いが、未修者は、具体的な問題を解決する能力を養う前提として、先ず最低限の法的知識や素養を身につける必要があるので、これは当然である。また、講義形式ではあるが、29名のクラスであるから、一方的な講義だけではなく、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、各科目で講義とソクラテック・メソッド(対話方式)とが併用されている(別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院シラバス参照)(解釈指針3-2-1-1および3-2-1-4)。

2年生や3年生を対象とする科目のうち、基本的で重要な科目は演習の形式で教育されるが、この場合には、教師が事前に計画を立ててシラバスを通して学生に予告されたプランにしたがって、講義に先立って教材を配布又は指定して予習を求め、それを前提として授業を行う。教材とされるのはケースや判決などであり、それについて教室で討論することにより実践的な問題解決能力を養う。なお、基本科目以外のより高度な科目においても演習形式による「発展ゼミ」や「実践ゼミ」が行われており、ここでも双方向又は多方向的な教育が実現している。実務基礎科目においては、参考事件記録などを用いて、現実の事案への対応能力を養っている(解釈指針3-2-1-2)。

2年生や3年生を対象とする科目のうち基本科目でないものについては講義形式のものが多いが、履修者が20人前後であることが多い。この場合には、講義形式ではあっても、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、そのことを前提として事前に資料等を配布して予習を求めるものが多い。

なお、以上述べたように多くの科目において事前の予習やレポートの提出などが要求されているが、他方、課題が集中しないように、掲示等を通して教師相互で情報を交換して、学生の負担が適切になる配慮している。

このような授業方法により、各授業科目において法曹として必要な法知識を確実に修得させている。また、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育てるために授業科目の性質に応じた適切な方法を採用している(解釈指針3-2-1-3)。

(解釈指針3-2-1-5)

法律実務基礎科目中、エクスターンシップおよび人権クリニックの実施方法の基本は、専攻規則（資料3-2-1-1）に定めており、これに基づいて、守秘義務などの法令遵守を指導している。具体的には、2年次夏期のエクスターンシップに先だって、前期の終わりに法曹倫理科目の授業の一部を行うが、そこで、守秘義務を中心として、エクスターンシップ履修のための事前の注意を与えている（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧内「夏期特別研修実施要領」参照）。そして、エクスターンシップの実施においては、専任教員である担当教員が研修先と連絡をとりつつ、事前、事後の指導をしている（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧内「夏期特別研修実施要領」参照）他、派遣先との意思疎通を円滑にするため、毎年1度、派遣先との懇談会を開いている。学生の成績は、派遣先からの報告書と参加学生の報告書に基づいて担当教員が評価する。参加学生が、派遣先から報酬を受け取ることはない。

また、3年次の発展ゼミの一種である人権クリニックにおいても、演習の初めに、守秘義務などの指導を行っている（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧内「人権クリニック実施要綱」参照）。

資料3-2-1-1

第17条 夏期特別研修の履修者は、法科大学院教授会が別に定める夏期特別研修要綱に従って研修を受けなければならない。特に、研修先において知りえた秘密について、外部に漏らしてはならない。

2 別表第1-A欄及び別表第6-A欄中の「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」において「人権クリニック」の名称の下に開設されるゼミに参加する学生は、法科大学院教授会が別に定める人権クリニック実施要綱に従って参加しなければならない。特に、取り扱った事件についての秘密を漏らしてはならない。また、当該ゼミを担当する教員の許可なく、事件についての資料を謄写し又はその保管場所から持ち出してはならない。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則抜粋

(解釈指針3-2-1-6)

2 学生への周知

各科目のシラバスを年度開始前にウェブ（ロー・ライブラリー）上に掲載している。シラバスには、【授業の概要と目標】のほか、【授業内容と進行】の項で全体の内容と各回に予定する主題が示している。また、【成績評価の観点と方法】の項では、成績評価における考慮要素とおよその配点比率を示している。（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院シラバス参照）

3 時間外の学習

授業時間割は、学生が予習・復習時間を確保できるものとなっている（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院学生便覧「2012年度授業時間割」）。教員は、シラバスの記載や授業教材の事前指定、事前配付などによって学生に事前の予習事項を周知し、その他、予習、復習に必要な指示をしている。

教員は、授業終了後の学生の質問に丁寧に対応している。さらに、専任及び兼任教員は質問のためのオフィス・アワーを週1回設けているし、教授会の申し合わせにより、

試験の答案は、学生の復習に資するよう必ず返却している。また、弁護士等が、学習アドバイザーとして学生の学習上の相談に乗る制度もある。

法科大学院資料室では、図書のほか法学データベースを活用して、学生が自習することができる。データベースは自宅からも利用できる。また、一部の教員は、Web-classと呼ばれる大学全体の仕組みを利用して、教材、質問と回答などをウェブ上に掲載し、学生がいつでも閲覧できるようにしている。これらによって、授業時間以外の自習を充実させている。

(解釈指針3-2-1-7)

集中講義を行う場合には、事前事後の学習に必要な時間が確保できるように、日程設定に配慮している。例えば平成24年度年後期の集中講義は、25年2月6日から2月14日に予定されているが集中講義期間中および後も(2月21日の後期試験結果発表までは)法科大学院としての行事はないので、授業時間外の学習の為の時間のゆとりは充分ある。前期の集中講義は過去には例が少ないが、夏期休業の間はエクスターン・シップ(2年生)および模擬裁判(3年生)以外には法科大学院としての行事はないので、やはり充分に準備する余裕がある。また、授業期間の後、最低1日空けて試験をすることになっている。これは、授業の復習の為の時間を確保する目的であると共に、必要に応じて補講をする為である。(別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院学生便覧「2012年度法科大学院学年歴」参照)

<根拠となる資料・データ等>

別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院シラバス

夏期特別研修実施要領・人権クリニック実施要綱・2012年度授業時間割・2012年度法科大学院学年歴(別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院学生便覧内掲載)

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

（基準3-3-1に係る状況）

（解釈指針3-3-1-1および3-3-1-2）

専攻規則中の履修規則上、1年生（未修者）は32単位しか登録できず、2年生については36単位まで、3年生については40単位までしか登録できないこととなっており（資料3-3-1-1）、上記の基準は満たされている。

（解釈指針3-3-1-3および3-3-1-4）

留年した場合の再履修科目および進級が認められた場合の再履修科目単位数も、専攻規則第4条1項による履修登録の制限内においてのみ履修を認めている。もっとも、GPAが基準値を満たさない為に留年した場合には、規則4条1項の制限を超えて登録することができるが（なお規則第4条2項で「第12条の2」とされているのは「第12条」の誤りである）、第12条による再履修については、前年度Dであった科目は再履修しなければならない、Cであった科目は再履修することができるのみであるので、規則4条1項の制限を超えることは事実上あり得ない。これは、GPAを改善する為には、必然的に既に履修した科目も再履修しなければならないからである。

基準4-2-1（1）アにしたがって認められる他の大学院での履修科目も、上記規則の制限内に含まれるとの解釈に従って運用している（ただし、現在のところそのような科目を履修した前例はない）。

資料3-3-1-1

（履修登録の制限）

第4条 各年度において履修科目として登録することができる単位数は、第1年次にあつては32単位、第2年次にあつては36単位、第3年次にあつては40単位とする。

2 第12条の2で定める再履修を行う場合に限り、第1項の規定にかかわらず、履修科目として登録することができる。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則

2 特長及び課題等

以上のように、同時に受講している学生数は授業の形式に応じた適切な数に抑えられており、効率よく密度の高い教育が行われている。特に、導入ゼミや発展ゼミなどのゼミナール形式の講義によって本学の理想とする少人数教育を実践しており、また、その他の科目においても双方向的講義が教育的効果を挙げている。課題に関しては、該当なし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 成績評価の基準設定・周知

（1）全体としての基準の統一

履修科目の成績については、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則（以下、「法科大学院規則」という）第20条において、通常の講義科目（同条第1項）と、少人数のゼミ形式の科目（同条第2項）とに分けて、統一的な成績基準を設けている。具体的には、通常の講義科目については、A（極めて優秀）、B（優秀）、C（能力や知識が望ましい水準に達している）、D（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する）及びF（不合格）である（資料4-1-1-1）。各科目において履修者に求められる達成度については、シラバスにおいて記載し、講義の冒頭などでも、担当教員によって説明されている。なお、各科目の達成目標については、分野毎に、共通的な到達目標モデル第2次案（いわゆるコア・カリキュラム）の内容が授業内容に含まれているかどうかを確認し、さらに、その扱いについて検討することとした。その結果、原則として授業内容に含まれていることが確認され、他方、授業時間数が必ずしも充分でない為に授業内容に含まれていない場合には、その旨学生に告知して自習を促す等の措置がとられている。また、科目によっては、第2次案を学生に示して授業との対応を示す、あるいはこれを基にして本校独自の到達目標を作成して授業を実施する、等の扱いもされている。【解釈指針4-1-1-1】

資料4 - 1 - 1 - 1

(成績)

第20条 履修科目の成績は、A（きわめて優秀）、B（優秀）、C（能力や知識が望ましい水準に達している）、D（一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する）及びFの5段階とし、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、「発展ゼミⅠ」、「発展ゼミⅡ」、「夏期特別研修」、「法学研究基礎」、「導入ゼミ」、「模擬裁判」及び「問題解決実践」についての評価は、E（合格）又はF（不合格）とする。

出典：法科大学院規則

また、成績評価にあたっては、大学院規則第19条第1項において、期末試験の結果のみならず、提出課題、平常の成績、出席状況をバランスよく加味することによって、総合的多面的な評価が行われることを明らかにしている（資料4 - 1 - 1 - 2）。かつ、法科大学院教授会の申合わせとして、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とすることとし、全体としての各科目間における成績の統一を図っている（資料4 - 1 - 1 - 3）。さらに、総取得単位に対してD評価の割合が3割を超えた者に対しては、法科大学院長が警告と助言等を行う等の措置がとられることとされている（法科大学院規則第27条、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）細則（以下、「法科大学院細則」という。）11条。資料4 - 1 - 1 - 4）【解釈指針4-1-1-2】。

資料4 - 1 - 1 - 2

(履修科目の評価)

第19条 履修科目の評価は、科目担当教員が、試験の結果、提出課題、平常の成績、出席状況等を総合して行う。

2 前項の規定にかかわらず、第16条に定める「夏期特別研修」については、研修受入先から法科大学院に送付された評価書及び研修参加者が提出した報告書を総合して評価する。

出典：法科大学院規則

資料4 - 1 - 1 - 3

(前略)

Ⅱ 成績評価の通知と答案の返却

(中略)

○ 成績評価について、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とする。

出典：試験・成績評価の実施体制について（2004/7 一橋大学法科大学院教授会）

資料4 - 1 - 1 - 4

(警告、助言及び相談)

第27条 法科大学院長は、各学期末において、各学期における総修得単位数のうちD評価を受けた科目の合計単位数の割合が、法科大学院教授会が別に定める基準を超えた学生に対して、警告と助言をする。

2 法科大学院教授会が定める教員は、次の学期の間、警告と助言を受けた者の相談に継続して応じる。

(法科大学院長による警告及び助言の要件)

第10条 各学期においてD評価を受けた科目の単位数を合計した数が、当該学期における修得科目の単位数を合計した数の3割を超えた学生に対しては、法科大学院長は、直ちに警告及び助言をするものとする。

出典：法科大学院規則第27条及び法科大学院細則第10条

なお、本法科大学院においては、『過程重視の教育』という理念を実現するため、第1年次の科目のすべて、第2年次以降の演習、ゼミ、必修科目について、一律に出席要件制度を導入している(他の科目についても出席要件制度を実施することはできる)。この場合、補講を除き、実施総回数3分の2以上の講義に出席できなかった者について、原則として、期末試験の成績如何にかかわらず単位は認定されない(資料4 - 1 - 1 - 5)。

資料4 - 1 - 1 - 5

- 教員の負担を考え、1年次講義のすべて、2年次以降の演習、ゼミ、未修者必修・科目未履修者にのみ、出席要件制度を一律に導入する。他の講義科目については、非常勤講師を含めて担当教員の選択に委ねる。実施科目の一覧は学期最初に配布する。(導入しない科目についても、平常点等により欠席は不利に取り扱われる趣旨を明示する)。
- 補講を除き、実施総回数3分の2(端数切り上げ)以上の講義に出席できなかった者については、期末試験等の成績にもかかわらず、単位を認定しない(再試験・追試験の受験は認めない)。選択科目については、初回の講義については、実施総回数、出席回数のいずれにも算入しない。
- 学期途中において長期療養が必要となった場合等、特別な事情があると認められるときは、院長は、各種の事情を考慮して、出席要件を2分の1以上にまで引き下げることができる。
- 学生が授業開始20分以上(正規の講義時間帯を基準とする。以下同じ)遅刻したとき及び授業終了20分以上前に早退したときには、教員は、その回について欠席したものと見なすことができる。
- 出席のチェックについては、担当教員が履修者名簿を回覧に供し、所定の箇所に自署することを出席者に求める方法等によって行うことを原則とする。

出典：長期欠席者の取扱いについて(2005/03 一橋大学法科大学院教授会)

次に、上記事項の学生への周知方法であるが、まず、学生の必携書類として『法科大学院学生便覧』を毎年度作成し、そこに、前掲の『法科大学院規則』、各種の教務決定事項を学生向けに分かりやすくまとめた『教務上の決定事項』等を掲げて、恒常的にそれらを参照するよう各教員が学生に促している。かつ、大学説明会、合格者に対する入学前説明会、入学時のガイダンス等において、教務担当者から『法科大学院学生便覧』を用いながら、「厳正な成績評価を行っていることが、本法科大学院の特色であること」を繰り返し説明し、その周知徹底を図っている。

(2) 各科目における措置

各科目担当者は、上記の法科大学院の基準を基にして、求められる達成度と具体的な評価方法を作成し、これをシラバスに明示することとしている（別冊資料：2012年度一橋大学法科大学院シラバス参照）。そこでは、授業の出席状況、授業における質問に対する回答、提出課題、中間試験・期末試験の成績等の別に、全体の成績における各項目の具体的な評価割合を記載することとしている。かつ、これらの具体的な評価方法は、冒頭の講義等において周知徹底することとしている。

2 基準に従った成績評価

(1) 成績分布の配布と基準の申告

全体としての基準の統一については、各学期の冒頭の教授会において、その前の期における各科目の成績分布（履修人数及びA・B・C・D・F別の人数）を配布し、教員相互による確認・点検を図っており、ほぼ、基準に沿った分布となっていることが確認されている。（別添資料A：平成23年度成績分布）かつ、Aの割合が教授会申合わせの上限を上回った科目の担当者に対しては、法科大学院長が個別に注意を与え、次年度以降の改善を促している。

また、非常勤教員に対しては、学期前における正式な依頼文書、期末試験前の成績評価依頼のなかに、成績評価の基準及びAの割合に関する申合わせを同封し、その周知徹底を図っている【解釈指針4-1-1-3】。

(2) 評価基準の周知・徹底

各科目における成績評価の適正を確保するために、以下に掲載する各種の「教務決定事項」を定め、非常勤講師を含めた教員全員にこれらの事項を徹底するとともに、学生に対しても学生便覧に掲げてその周知を図っている。

第一に、厳密な出席及び遅刻・早退の有無のチェックが厳正にされることは、前記出席要件を導入している科目のみならず、出席状況を何らかの形で評価項目に取り入れているすべての法科大学院科目において重要である。この点から、出席の確認方法を決定のうえで教務決定事項に明記し（参照、「(1) 長期欠席者等の取扱い、出欠の確認の方法等について」）、担当教員全員及び学生への周知徹底を図っている。かつ、平成17年度から、不確実性が問題となった「教員による目視」の手段を廃止し、「担当教員による名簿回覧と受講者の自署」の方式に一本化した（前掲資料4-1-1-5）。

第二に、レポート、中間試験等、期末試験以外の評価手段について、実施期日、提出期限が一定期間に集中する等の事態が起り、これらの手段の有効性・効率性が阻害さ

れる可能性はある。この点に鑑み、レポート等を教員が学生に出す場合には、提出期限・分量等を所定の掲示板に掲げ、かつ、レポート等を課す前に他の科目の課題等を勘案して提出期日、成果物の分量を調整することを、教員に求めることとしている（資料4-1-1-6）。

第三に、定期期末試験、追試験・再試験（再々試験、再追試験等を含む。）の成績については、特に、異議申立てを制度化している。実際にも、正式な異議申立てがされ、法科大学院長、教務担当、担当教員で協議のうえ公正な対応した例がある（資料4-1-1-8）。

資料4-1-1-6

- 中間試験・レポート等の課題が一時期に集中して、学生に過度な負担がかかることを回避し、併せて効率的・円滑な授業運営を確保するため、法科大学院全体として次のような措置をとることとする。
- ①法科大学院掲示板に「中間試験・レポート等の課題」専用のスペースを設ける。
 - ②担当教員（非常勤講師も含む。）は、中間試験・レポート等の課題を学生に課そうとする場合には、予め掲示板を確認し、学生に対して一時的に過度な負担がかかることを回避するよう、配慮するものとする。
 - ③担当教員は、中間試験・レポート等の課題を学生に課した場合には、少なくとも提出物の分量及び提出期限等を記載した文書（学生に配布した課題文書でも可）を掲示板に掲げるものとする。

出典：中間試験・レポート等の課題の調整の方法について（2004年6月・法科大学院教授会）

資料4-1-1-8

- 3. 定期期末試験の成績について、特に、異議申立期間（答案返却開始の日から1週間）の制度を設ける。異議申立期間経過後は、成績に関する質問、異議申立ては一切認めない。ただし、教員が海外出張中であつた等、異議を申し立てることができなかったことにつき正当な理由があるときには、異議を申し立てることのできる期間は、当該事由が止んだ日又は教員が改めて指定した日から1週間とする。
- 4. 追試験・再試験（再々試験、再追試験等を含む。）、進級試験の成績については、結果発表後直ちに提出された異議申立てに限り対応するものとする。
- 5. 3項及び4項に規定する異議申立ては、所定の書式に記入して、法科大学院資料室に提出する形で行うものとする。

出典：「試験答案等の取扱いに関する申合せ」について

（2004年7月一橋大学法科大学院教授会）

3 成績評価の告知

期末試験については、厳正かつ公正な評価が行われることを確保するため、出題意図の公表、採点基準の学生への説明を義務付け、さらに、原則として、答案等の返却等を基本とすることになっている。具体的には、成績評価の結果は、所定の成績発表期日以降、法科大学院事務室のカウンターにおいて、学生個人別の成績表を手渡しすることによって行われる。その際、定期期末試験、追試験、再試験（再々試験、再追試験を含む。）の答案は、学生に返却することを義務づけている。返却された答案には、原則として、評価基準に照らした基本的評価、減点・加点要素等に関する記載が行われることが求められ

るほか、添削、講評等を返却答案に記載しない場合にあっては、口頭によりあるいは文書を配布して出題意図・模範解答等を示す等により、出題の意図・評価の視点を学生に示すものとされている（資料4-1-1-7）各科目の成績分布のデータに関しても、掲示及び配布により、学生に周知している。【解釈指針4-1-1-4】。（別添資料A：平成23年度成績分布参照）

4 期末試験の実施

定期期末試験の結果について、前述のように、答案を返却することが義務付けられている。答案に添削・講評がされない場合には、口頭又は書面にて、出題意図、評価基準等が示される措置をとっている。

資料4-1-1-7

I 試験準備・実施について

- 試験問題の印刷等を法科大学院資料室に依頼する際には、通常の教材印刷の場合に準じて行うものとする。解答用紙については、法科大学院資料室に備え付けのものを使用することができる。
- 試験実施については、担当教員の責任において行う。試験の出欠、答案の整理等についても、教員の責任において実施する。試験の遅刻限度は30分とする。
- 監督の補助については、部門助手*、指導中の院生等に依頼することができるが、担当教員の責任において行う。
*現在の名称は「教育専門職員」
- 試験時、学生に六法を貸与する際は、法科大学院資料室に備え付けのものを使用することができる。

II 成績評価の通知と答案の返却

- 各期末における成績、追試験・再試験の成績の事務への通知は、成績評価発表の日の遅くとも一週間前までに、評点を記入した成績表に期末試験答案等の返却物を添えて、法学部事務室に持参又は送付する形で行う。その他の試験については、試験実施後速やかに採点し、成績表を答案とともに法学研究科事務室に持参する。
- 成績評価について、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とする。
- 法学部事務室においては、成績表への科目別成績の記入、期末試験答案の複写の作成・保存を行う。
- 成績の学生への通知は、成績発表日以降、法科大学院資料室窓口において、学生に個人別の成績表を手渡すことにより行う。その際、学生別にまとめた返却物も併せて手渡すものとする。返却物の学生別の整理は、法科大学院資料室が行う。
- 再試験の対象となる学生に対しては、成績評価の通知と同時に、再試験後の成績評価の基本的な方針、とくに期末試験以外の評価項目と再試験の結果とを併せて評価するか、再試験の結果のみで評価するかの別を告知する。

出典：試験・成績評価の実施体制について（2007年3月改正 法科大学院教授会）

5 追試験と再試験の実施

期末試験を実施した場合において合格の評価が与えられなかった者、やむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった結果、合格の評価が与えられなかった者に対しては、再試験、追試験の機会が与えられる。【解釈指針 4-1-1-5】さらに、第1年次の特例として、第1年次の前期で不合格となった者につき、特別に、再々試験、再追試験、追再試験、追々試験を実施することとしている（資料4-1-1-9）。当然のことながら、再試験あるいは追試験において、本試験と同一の問題を出題する等により、安易に合格とすることがないように配慮している。また、追試験であっても、評価が8割または9割となるにとどまるから（資料4-1-1-9の23条1項、2項）、不当に不利益になるわけではない。

資料4-1-1-9

（定期試験、再試験、追試験）

第21条 定期試験は、学期末に期日を定めて行う。

2 成績の評価に際して定期試験が実施された科目において、試験の結果に基づき、又は試験の結果を他と総合評価することにより、不合格の判定を受けた受験者に対しては、再試験を実施する。定期試験については、再試験の再試験及び再試験の追試験は実施しない。

3 成績の評価に際し定期試験が実施された科目において、法科大学院教授会が別に定める事由により試験を受けることができなかった者に対して、追試験を実施する。定期試験については、追試験の再試験及び追試験の追試験は実施しない。

4 再試験及び追試験については、第1項を準用する。

（第1年次前期配当科目の特例）

第22条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第1年次前期の科目については、再試験の再試験若しくは追試験又は追試験の再試験若しくは追試験を実施する。

（再試験、追試験の評価等）

第23条 定期試験の再試験並びに第22条に基づいて実施される再試験の再試験若しくは追試験又は追試験の再試験に合格した者の成績はDとし、第22条に基づいて実施される追試験の追試験における評価は得点の8割とする。

2 定期試験の追試験における評価は、得点の9割とする。

3 定期試験の追試験並びに第22条に基づいて実施される再試験の追試験及び追試験の追試験を受けようとする者は、所定の法科大学院長あての願いに、医師の診断書その他法科大学院教授会が別に定める必要書類を添えて、所定の期間に、法学研究科事務部に提出しなければならない。

4 定期試験の追試験並びに第22条に基づいて実施される再試験の追試験及び追試験の追試験についての許可は、法科大学院教授会の議に基づき、法科大学院長が行う。

出典：法科大学院規則

基準 4 - 1 - 2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 2 に係る状況）

1 進級要件

本学においては、第2年次進級の要件、第3年次進級の要件をそれぞれ次のように定め、これを厳正に実施している。下記の要件や原級留置者の履修方法などについては、学生便覧に明記されている。

【解釈指針 4-1-2-1、及び 4-1-2-3】

(1) 2年次進級要件

第2年次への進級要件は、①法科大学院規則10条に規定しているように、第1年次の科目31単位（第1年次科目のすべて）を履修し、かつ、②必修科目のGPA基準1.7を上回ることである。第1年次に原級留置きとなった者は、第1年次のすべての科目を再度履修しなければならない（資料4 - 1 - 2 - 1）。

資料 4 - 1 - 2 - 1

（第2年次進級の要件）

第10条 法科大学院の第1年次に在学する者が第2年次に進級するための要件は、別表第1に定める第1年次必修科目31単位を修得することとする。

出典：法科大学院規則

(2) 3年次進級要件

第3年次への進級の要件は、未修者と既修者として履修すべき単位数が異なっているものの（未修者33単位、既修者34単位）、基本的には、①必修科目のすべてを履修していること、②指定された科目群から指定された単位数の選択科目を履修すること、③必修科目のGPA基準1.7を上回ること、が進級に際して求められる。第2年次に留年した学生は、既に取得した第2年次の科目を再度履修する必要はなく、また、一定の範囲の第3年次の選択科目を履修することができる。これは、原級留置期間中に学生の学習意欲が維持されることを期待しての措置である（資料4 - 1 - 2 - 2）。

資料 4 - 1 - 2 - 2

（第3年次進級の要件）

第11条 法科大学院の第2年次に在学する者が第3年次に進級するための要件は、次の各号に定める単位を含め、第2年次において33単位以上とする。

一 別表第1に定める第2年次必修科目 計25単位

二 別表第2—A欄に定める第2年次の選択科目 同表の定める各科目群から同表の定めに従って各2単位又は4単位 計8単位

2 第2年次に在学する者が第3年次進級の要件を満たさない場合には、第2年

次に留年するものとする。その場合、既に履修した第2年次の科目を再履修する必要はない。既に単位を修得していた科目も再履修することができるが、修了に必要な単位数には算入しない。この場合には、前年度の成績にかかわらず、再履修した年度の成績をもって当該科目の成績評価とする。また、「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」及び別表第2－Bに定める第3年次の選択科目を第4条に定める登録単位数の限度内において履修することができる。

（修了及び進級の一般的要件）

第12条 第6条以下の規定にかかわらず、当該年度における、法科大学院教授会が別に定める方法により算出された必修科目GPAが、法科大学院教授会が別に定める基準値に達しない学生は、修了又は進級できず、留年するものとする。この場合、前年度の必修科目で成績評価がD以下であったものを再履修しなければならない。また、前年度の必修科目で成績評価がCであったものを再履修することができる。ただし、1年次に留年した場合には、全科目を再履修しなければならない。上記のいずれの場合にも、前年度の成績にかかわらず、再履修した年度の成績をもって当該科目の成績評価とする。

2 留年した年度の必修科目GPAは、再履修した科目については再履修した年度の成績により、それ以外の科目については前年度の成績により算出する。

出典：法科大学院規則

2 GPA基準の導入

2008年度入学生より、前記のとおり、進級要件として、必修科目のGPA基準を導入し、その基準値を1.7としている。修了要件についても、同様である。【解釈指針4-1-2-2】

3 進級の判定と対応

進級については、学生の成績をもとに、法学研究科事務室、教務担当教員において原案を作成し、教授会において審議のうえ決定する。学生に対しては、個別的に通知を行うこととなるが、進級決定の基礎となる各科目の成績については異議申立ての制度を置いていることは、既に述べた（基準4-1-1参照）。

進級制度については、入学試験前の法科大学院説明会、入学前の合格者説明会、入学後のオリエンテーション等において、教務担当より、『法科大学院学生便覧』により繰り返し説明を行ったうえで、常時、便覧の参照を学生に促している。

また、既に述べたように、原級留置者が発生することを未然に防止するため、総取得単位のなかでDの割合が3割以上の者を対象として、法科大学院長による警告と助言等の措置をとっている。さらに、欠席しがちな学生に対しては、法科大学院長、教務担当教員が早期に連絡を取り、指導を行う等、原級留置者が発生しないよう、予防的な見地からの組織的な取組みを行っている。

原級留置となるに際しては、法科大学院長、教務担当、法学研究科事務室担当者がチームを組み、本人と緊密な連絡をとって指導にあたっている。その結果、従来、原級留置となった者も、すべて、翌年度には、進級する結果となっている。また、休学中の者についても放置することなく、毎学期末に連絡をとることとしている。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

1 修了に必要な単位数

法学既修者(本基準(1)ウ)に該当しない者(法学未修者)については3年以上在籍し、95単位を履修することが修了要件となる。これに対して、法学既修者については、法学未修者の1年次の履修単位である30単位が習得したものとみなされるが【解釈指針4-2-1-1】、未修者より選択科目1単位の履修を多く義務づけられているため、65単位の修得が修了要件となる。また、両者共に必修科目のGPAが1.7を上回ることが修了要件とされている。【解釈指針4-2-1-2】

2 他の大学院で修得した単位

本法科大学院においては、他の教育機関における履修結果をもとに、本法科大学院における単位を認定した実例はない。しかし、法科大学院細則第9条においては、(既修者については、既修認定した単位が30単位となっていることから)、他の教育機関における履修結果をもとにして単位認定をする可能性を認めていない(第9条が適用されるのは、同条1項1号「規則第6条の規定に基づき法科大学院を修了することとなる者」に限定される)(資料4-2-1-1)。

資料4-2-1-1

(修了要件)

第6条 修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、95単位以上を修得することとする。ただし、第3号に掲げる別表第2-A欄に定める選択群中Ⅱ-2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

一 別表第1に定める必修科目 計77単位

二 別表第2-A欄及び同第2-B欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各4単位又は2単位 計18単位

2 前項の規定にかかわらず、第2年次において、第4条第2号に定める履修登録の限度内で、必要単位数を超えてさらに別表第2-B欄に掲げる選択群Ⅳの科目を履修することができる。この場合、履修科目の単位を取得した者は、第3年次における選択群Ⅳの選択科目を履修したものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」については、それぞれの科目に代えて、同一学期に開講される別表第2-B欄に定める選択科目の中から各1科目2単位を履修することができる。

出典：法科大学院規則

また、未修者についても、①単位認定が認められる科目は選択科目であり、②履修認定を受けることのできる単位は12単位を超えないこと、としている。

さらに、単位認定をする際には、学生から必要な資料の提供を求め、法科大学院長と教務担当者、単位認定科目担当教員が合議のうえ、厳正な手続をとることを予定している。ちなみに、具体的手続に関し、国内の他の教育機関の場合については、特段の規定は置かれていない。しかしながら、特に、外国の大学院における履修の結果に基づいて単位を認定しようとする場合については、細則第9条3項に詳細な規定が設けられており、①シラバスとその邦訳、②科目の概要を記した担当教員作成の文書とその邦訳、等の書面を求めることとし、厳正な認定を期すこととしている。したがって、必要な情報の収集について困難のない国内の他の教育機関の単位認定に際しても、同様の措置がとられることは当然に予定されている（資料4-2-1-2）。

資料4-2-1-2

（他大学院における修得単位の認定）

第9条 規則第26条第1項に規定する「法科大学院教授会が別に定める限度内」とは、次の各号のすべてを満たした場合をいうものとする。

一 他大学院において修得した科目について法科大学院による履修認定を受けようとする者は、規則第6条の規定に基づき法科大学院を修了することとなる者であること。

二 他大学院において修得した科目について法科大学院による履修認定を受けられる科目は、規則別表第2-A欄及び別表第2-B欄に定める選択科目であること。

三 履修認定を受けようとする科目の単位数の合計は、12単位を超えないこと。

2 規則第26条第4項にいう「所定の期間」とは、第1年次の前期における履修登録の届出期間とする。

3 規則第26条第5項にいう「別に定める必要書類」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 外国の大学院において単位を修得した科目の概要を記載した当該大学院発行の書類（シラバス等）及びその邦訳（申請者によるものであることを妨げない）

二 外国の大学院において単位を修得した科目の概要を記載した当該科目担当教員作成の書面（署名がされたものでなければならない）及びその邦訳（申請者によるものであることを妨げない。）

三 その他外国の大学院において単位を修得した科目の内容を証明する外国の大学院又は大学院に所属する教職員が作成した書類及びその邦訳（申請者によるものであることを妨げない。）

出典：法科大学院細則

3 授業科目

①法律基本科目

法律基本科目の総単位数は、60単位（必修）である。このほか、未修者向けの随意科目（1単位）がある。（なお、既修者は必修科目が30単位である。）内訳は以下のとおりである（カッコ内は単位数。以下同じ。なお、端数・分数があるのは、公法・民事・刑

事の各系にわたる科目（「導入ゼミ」「問題解決実践」があり、授業の回数・内容に応じて単位数を割り振ったためである）。

(1) 公法系科目(必修 11+ 〈2×4/15〉、他に随意 1/3)

(2) 民事系科目(必修 33+ 〈2×7/15〉、他に随意 1/3)

(3) 刑事系科目(必修 14+ 〈2×4/15〉、他に随意 1/3)

②法律実務基礎科目

法律実務基礎科目の総単位数は、13 単位であり、そのうち 12 単位が必修科目、1 単位が自由選択科目である。

③基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目の総単位数は、未修者 7 単位（必修 1 単位、選択 6 単位）、既修者 6 単位（選択 6 単位）である（選択科目は、基礎法学・隣接科目の中からの選択なので、選択必修となる）。

④展開・先端科目

展開・先端科目の総単位数は、未修者既修者共に 12 単位であり、いずれも選択科目である。

⑤その他

以上のほか、横断的科目として「発展ゼミⅠ・Ⅱ」（各 2 単位。必修）及び「法学研究基礎」（4 単位。任意）がある。

また、ビジネスロー・コースにおいては、3 年次において同コースを選択した学生は、3 年次の選択科目及び発展ゼミ（合計 14 単位）に代えて、「実践ゼミ」（法律実務基礎科目及び展開・先端科目。各 2 単位の 4 科目から 2 科目選択(4)）、「実践専門科目」（展開・先端科目 2 単位の 4 科目から 2 科目選択(4)）、「実践ビジネスローⅠ」、「実践ビジネスローⅡ」、「ワールド・ビジネス・ロー」（基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目。各 2 単位。3 科目必修(6)）を履修する（資料 4 - 2 - 1 - 3）。

資料 4 - 2 - 1 - 3

（修了要件）

第 6 条 修了の要件は、法科大学院に 3 年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、95 単位以上を修得することとする。ただし、第 3 号に掲げる別表第 2—A 欄に定める選択群中Ⅱ—2 については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

一 別表第 1 に定める必修科目 計 77 単位

二 別表第 2—A 欄及び同第 2—B 欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各 4 単位又は 2 単位 計 18 単位

2 前項の規定にかかわらず、第 2 年次において、第 4 条第 2 号に定める履修登録の限度内で、必要単位数を超えてさらに別表第 2—B 欄に掲げる選択群Ⅳの科目を履修することができる。この場合、履修科目の単位を取得した者は、第 3 年次における選択群Ⅳの選択科目を履修したものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、別表第 1 に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」については、それぞれの科目に代えて、同一学期に開講される別表第 2—B 欄に定める選択科目の中から各 1 科目 2 単位を履修することがで

きる。

(ビジネスロー・コースの特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、第14条の定めるところに従って第3年次においてビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件については、次の各号に定める単位を含め、95単位以上とする。ただし、第3号に掲げる別表第2—A欄に定める選択群中Ⅱ—2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

一 別表第1に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」を除く科目 計73単位

二 別表第2—A欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各2単位 計8単位

三 別表第3—A欄に定めるコース必修科目 計6単位

四 別表第3—B欄に定めるコース選択科目 計8単位

2 第6条第2項の規定にかかわらず、第2年次において必要単位数を超えてさらに別表第2—B欄に掲げる選択群Ⅳの科目を履修した場合、その科目及び単位数は、ビジネスロー・コースの修了要件の認定の際に算入しない。

3 ビジネスロー・コースの履修を許可された者が第1項に掲げる履修要件を満たさない場合であっても、第6条所定の修了要件を満たす場合には、その者は、第6条に基づいて法科大学院を修了したことの認定を求めることができる。この場合、実践ゼミは、「発展ゼミⅠ」又は「発展ゼミⅡ」に、その他のコース必修科目・選択科目は、第3年次の任意の選択科目に読み替えることができる。

4 前項の認定を求めようとする学生は、法科大学院教授会が別に定める手続に従って、認定の申請をしなければならない。

(既修者の修了要件)

第8条 第6条の規定にかかわらず、法科大学院が実施する法学既修者試験に合格した者（以下「法学既修者」という。）の修了要件は、法科大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、65単位以上を修得することとする。ただし、第3号に掲げる別表第2—A欄に定める選択群中Ⅱ—2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

一 別表第1に定める第2年次及び第3年次必修科目 計46単位

二 別表第2—A欄及び別表第2—B欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各4単位又は2単位 計18単位

三 別表第2—A欄に定める選択科目又は別表4に定める自由選択科目第2年次に開講される科目のなかで、選択科目にあつては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は、自由選択科目にあつては1科目1単位 計2単位又は1単位

2 法学既修者試験の合格者は、第2年次に編入されるものとする。この場合、法科大学院は、合格者について次に掲げる科目30単位を第1年次において修得したものとみなす。

別表第1に定める第1年次の必修科目中、「比較法制度論」を除く科目。

3 第1項の場合においては、第6条第3項を準用する。

(既修者に関するビジネスロー・コースの特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、法学既修者のうち、第14条の定めるところに従って第3年次にビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件は、次の各号に定める単位を含め、65単位以上とする。ただし、第3号に掲げる別表第2—A欄に定める選択群中Ⅱ—2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

一 別表第1に定める第2年次及び第3年次必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」を除く科目 42単位

二 別表第2—A欄に定める第2年次の選択科目 同表の定める各科目群から同表の定めに従って各4単位、又は2単位 計8単位

二の二 別表第2—A欄に定める選択科目又は別表4に定める自由選択科目
第2年次において開講される科目のなかで、選択科目にあっては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は自由選択科目にあっては1科目1単位 計2単位又は1単位

三 別表第3—A欄に定めるコース必修科目 6単位

四 別表第3—B欄に定めるコース選択科目 8単位

2 法学既修者のうちビジネスロー・コースの履修を許可された者が、前項の修了要件を満たさないときであっても、第8条第1項の要件を満たす場合には、第7条第3項を準用する。この場合、「第6条」は「第8条」と読み替える。

3 前項の場合においては、第7条第4項を準用する。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則

基準 4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4－2－2に係る状況）

前項に記載のとおり、法学既修者（本基準(1)ウ）に該当しない者（法学未修者）については3年以上在籍し、95単位を履修することが修了要件となる。これに対して、法学既修者については、法学未修者の1年次の履修単位である31単位が習得したものとみなされるが、未修者より選択科目1単位の履修を多く義務づけられているため、65単位の修得が修了要件となる。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

1 法学既修者認定方法

法学既修者の認定を受けた者は、法科大学院に1年間在学したものとみなされ【解釈指針 4-3-1-6】、未修者が第1年次に履修すべきこととされている法学基本科目である30単位（「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」）を習得したものとみなされて【解釈指針 4-3-1-3】、第2年次に編入される（資料 4-3-1-1（第8条第2項）参照）。このため、入学者選抜試験に際して、法科大学院における当該科目の単位を修得したものと評価できるかどうかを法学専門試験によって判定することとし、前記の法学基本科目と対応して、「憲法」「民事法（民法・民事訴訟法）」「刑事法（刑法・刑事訴訟法）」の試験を課している。【解釈指針 4-3-1-2、及び 4-3-1-5】なお、入学者選抜にあたっては、試験答案を含め全ての資料において受験番号による同定を行い、公平性を確保している【解釈指針 4-3-1-4】。また、アドミッション・ポリシーに掲げているとおり、既修者選抜においても、既往の学業成績や実務経験、英語能力等を、自己推薦書および関係資料、さらに面接試験によって適切に評価することにより、多様性の確保に努めている。【解釈指針 4-3-1-1】なお、出題にあたっては、学部の期末試験等と入試の問題が重複しないことを確認している（解釈指針 4-3-1-4）

2 法学既修者の入学選抜

入学試験の出題にあたっては、秘密を保持し、厳正な試験実施を担保するため、必要最少人数による出題・採点を行うという条件のもとで、誤りや偏りのない適切な出題が行われるように措置している。第一に、審査委員に過去の出題内容を通知して類似の出題を避けること、第二に、各試験科目担当者内で合議して問題案を作成すること、第三に、さらに各科目代表者がすべての問題につき事前に相互チェックを行うことである。これらの手続を通じて、出題分野の偏り、扱われる法律問題の科目間における類似性、難易度、問題文の表現に至るまで、点検・調整が行われる。この際、必要に応じて、法科大学院内外の状況も合わせて考慮することになる。他科目の審査委員の目を通すことによって、よりいっそう的確な出題に資することが期待される。

資料4－3－1－1

(既修者の修了要件)

第8条 第6条の規定にかかわらず、法科大学院が実施する法学既修者試験に合格した者（以下「法学既修者」という。）の修了要件は、法科大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、65単位以上を修得することとする。ただし、第3号に掲げる別表第2－A欄に定める選択群中Ⅱ－2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

一 別表第1に定める第2年次及び第3年次必修科目 計46単位

二 別表第2－A欄及び別表第2－B欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各4単位又は2単位 計18単位

三 別表第2－A欄に定める選択科目又は別表4に定める自由選択科目第2年次に開講される科目のなかで、選択科目にあつては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は、自由選択科目にあつては1科目1単位 計2単位又は1単位

2 法学既修者試験の合格者は、第2年次に編入されるものとする。この場合、法科大学院は、合格者について次に掲げる科目30単位を第1年次において修得したものとみなす。

別表第1に定める第1年次の必修科目中、「比較法制度論」を除く科目。

3 第1項の場合においては、第6条第3項を準用する。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則

2 特長及び課題等

まず、全教員の成績評価基準についての共通理解と意識の向上を図るために、各学期末に教授会において各科目の成績分布を回覧に付し、全体の討議に付すことによって、専任教員が客観的かつ厳正な成績評価基準の向上に務め、さらに、教育方法等の向上に努めるよう、組織的な配慮を行っている。本学の兼任教員及び非常勤教員についても、毎年度の講義担当依頼、及び成績評価の依頼に際して、成績の評価基準に関する決定、「(1) 長期欠席者の取扱い、出欠の確認の方法について」、「(2) 中間試験・レポート等の課題の調整の方法について」、「(3) 成績の通知・試験答案等の返却方法等について」等を同封し（別添資料 H：平成 23 年度採点依頼、別冊資料：2012 年度一橋大学法科大学院学生便覧 21 頁～22 頁）、本法科大学院の成績評価等に関する理念の共有を目指している。

他方、①出席要件制の導入とその範囲、②出席の確認方法（遅刻、早退の取扱い）、③中間試験・レポートの実施方法、④成績の通知と答案等の返却の方法、学生による異議申立の制度、⑤試験における問題作成の意図、採点基準を明示し、採点の公正と透明性の確保する措置の実施、等は、厳正かつ公正な成績評価とその実施のためには不可欠な事項である。このような見地から、本法科大学院においては、これらを「教務決定事項」として明文化し、非常勤の教員を含めて教員全員に徹底するのみならず、これらを『法科大学院学生便覧』に掲載して、学生にも公表し、法科大学院全体としてこれらの決定事項が遵守される体制をとっている。（別冊資料：2012 年度一橋大学法科大学院学生便覧参照）

こうした措置を前提として、厳格な進級制を実施し、とりわけ、必修科目については、GPA 制度を導入して、全体としての成績が不良の者について、留年とする制度を導入している。一方、原級留置となるおそれのある者に対しては、法科大学院長、教務担当教員、法学研究科担当職員がチームを組んで、組織的な指導、助言を与えている。かつ、原級留置者がでないよう、欠席しがちな者に対する早期の指導の実施、成績不良者に対する法科大学院長の警告と助言の実施等、予防的な見地から組織的な体制を組んで対処を行っている。こうした措置について、より実効性のあるものとしていくことは、今後の課題といえる。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

1 教育の内容及び方法の改善

教育の内容及び方法の改善について、本法科大学院は、法科大学院開設以前から、法科大学院における教育方法の開発と改善を担当するFD担当を配置している。以下にFDに関する活動を記す。

（1）FD会議

第一に、FD会議が、原則的に各年度2回、7月および3月の法科大学院教授会の終了後に開催されている。同会議では、大きくは、①FD担当が自己点検で問題になったことを含めその時々課題となっている特定の問題について提示し、集中的に検討する場合と、②各教員が、当該学期の授業をしてみて、その印象、自己の反省点、前年と比べての当該学期における特長的な問題・共有すべき課題等を提起し、自由な討議を通じて解決策・改善策の検討や認識の共有等を行う場合とがある。

まず、①に関しては、「問題解決実践」の評価方法等についての検討がある。平成21年度第1回（平成21年7月22日）の会議では、成績評価の観点と方法について、出席要件、評価方法をどこまで事前に明示するか、および不合格起案の扱いと評価方法、の3点を検討事項とし、それらについての確認や問題点の検討を行った。また同年度第2回（平成22年3月24日）のFD会議では、同年度の学生の受講状況・態度（欠席、起案の未提出）、成績不振者の存在等が報告された後、評価基準・方法については、各回の起案につき可否を判断し、合格の数によって最終判断する方法（平成20年度の方法）と各回点数をつけ（60点を合格ラインとする）積算する方法（平成21年度の方法：得点算出積算型）それぞれの長短が検討され、また、授業アンケートにおいて、起案の作成・解答についての統一（時間、様式、態様等）が学生から要望されているところ、起案課題の内容については、問題解決実践は、担当者が様々な試みのできる授業であり、多様なものでよいというのが従前の了解であり、それを変更して、あえて統一する必要はなく、適切でもないということが確認された。授業アンケートの要望との関係では、その他、評価基準・方法の開示の程度や、起案課題の公表・提出期限等が検討された。（別添資料I：「FD会議議事録 21P～25P 平成21年度第2回（平成22年3月24日）」参照）

そして、平成22年度第1回（平成22年7月28日）の会議では、それまでの検討を踏まえて、（1）評価基準、（2）再試験、（3）シラバスへの記載、（4）個別起案への評価記載、（5）問題の公表・期限の設定・分量等、の各事項について確認がなされた。たとえば、（1）については、全回提出していること、3分の2以上、合格起案があること（60点以上

を合格とする）、総合点で900点を超えること（＝平均60点以上であること）、のすべてを満たすものを合格とする、等の内容が確認されている。

次に、当該学期を振り返っての印象や反省点等に基づき自由な討議を行う②の場合においては、多様な問題が採り上げられている。たとえば、平成20年度第2回（平成21年3月25日）のFD会議では、学生側の危機感・緊張感の欠如ということが問題視され、学期途中において、院長により、学生有志を集めて「檄をとばす」会を設けたこと、40名程度の参加があったことも報告された。この関係では、年度当初の在学生ガイダンスにおいて、十分注意を喚起する説示を行うことが確認されるとともに、最終的にはほとんど全員が進級していく現状について見直す必要性の観点から、個別の成績評価、進級判定において、再検討の余地があるとの指摘もなされた。また、学生の中にまとめ役がいると「強い」という認識も示された（このまとめ役は未修出身の学生が担っている。当該年度の2年生には、リーダーシップをとる者がおり、そのもとで院長面談者常連組の成績不振者がまとまって勉強していた結果、徐々に、院長面談者からはずれていった）。さらに、他大学の例も参照しつつ、入学予定者には、緊張感を持たせるように、それに相応する範囲での課題を出すことや、「指示」の文言・表現に留意する（現状は、「読むとよい」という指示内容であるが、これを「読んでおくように」という指示内容に改める等）ことが確認された。（別添資料I：「FD会議議事録 15P～20P 平成20年度第2回（平成21年3月25日）参照」）

平成22年度第1回（平成22年7月28日）のFD会議では、案じられる事項として、6月頃からずっと授業を休んでおり、期末試験も受験していない学生がいることが指摘され、院長面談を行うとの対応策が決定された。また、これに関して、勉強の仕方について相談に来た学生があり、メンタルな問題と思われたので、カウンセリングを勧めたこと、授業は出席していることが披露されている。同会議では、その他、レポートを課した場合に学生間の協議を許容するか、どこまでの協議を許容するか等については、各担当者に委ねられること、各担当者が、ルールを明確にして行うことが、確認された。（別添資料I：26P～27P「平成22年度第1回（平成22年7月28日）FD会議議事録参照」）

平成23年度第1回（平成23年7月27日）のFD会議では、今年度の院生について前年度等と比較して情報交換を行うとともに、従前より授業の途中で（授業）アンケートを奨励していたところ、FD活動として、これをさらに活発化させていく必要性が提案された。（別添資料I：「FD会議議事録 28P～30P 平成23年度第1回（平成23年7月27日）参照」）同年度第2回（平成24年3月28日）のFD会議では、法学研究基礎との関係で、博士課程進学との関係や指導方法等についての確認や実態の紹介がなされた他、未修学生を中心としてその特長を中心に、授業の感想や進め方等について、教員が意見を述べ合った。さらに、アンケートに関して、期末試験終了後にWebクラスで成績評価についての意見調査を行ったことが紹介された。また、中間段階でのアンケートの実施に関して、学生の授業についての評価は最初の3回くらいでほぼ決まる傾向があるため、その時期に実施することで、改善の必要性への早めの対応が可能になるとの指摘もなされた。（別添資料I：「FD会議議事録 31P～33P 平成23年度第2回（平成24年3月28日）参照」）

以上のように、現在では、1年に最低2回のFD会議が定期的開催され、そこで教員が自由な形で討議をし、科目や学生の理解度に配慮した授業の内容、授業内容の相互理解・調整等教育の内容に関わる事項、および授業の進め方やその形態の工夫、予習復習に関す

る適切な指示等教育の方法に関わる事項について様々な解決策を検討している。この形態は、教員を過度に拘束することなく適切な問題解決の方向に導くという点で、法科大学院の教育方法の改善の方策としては概ね理想的な機能を果たしているといえる【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-4】。

（2）FD会議以外の研修等

上記の法科大学院固有のFD会議以外に、全学的なFD活動への参加も奨励されている。たとえば、学生支援センター・保健センター・大学教育研究開発センター共催の「悩みのある学生とのかかわり方に関するFD・SD」（平成20年6月24日、一橋大学西本館26番教室）は、医学と臨床心理学の観点から、悩みを抱えている学生への適切な対応のための基礎知識の一部を提供することを企図したものであり（別添資料J:「悩みのある学生とのかかわり方に関するFD・SD」案内文参照）、このような活動は、今後ますます重要性を増すと考えられる。また、FDの研究会ではないが、平成24年2月14日に韓国慶北大学・金昌祿教授による講演会（「日韓ロースクールの比較と課題」）を開催した際には、韓国ロースクール生6名と本法科大学院生11名が出席し、講演後、教員も交えて、両国の法科大学院教育の共通点や相違点等について活発に意見交換を行った。さらに、外部で行われている教育方法に関するシンポジウムや研究会についても告知し、参加を奨励している。たとえば、平成22年3月13日に開催された「共通の到達目標（コア・カリキュラム）と法科大学院教育」（後藤教授、松本教授、野田教授、山本教授出席）、平成24年2月25日に開催された日弁連法務研究財団主催シンポジウム「法科大学院教育の成果と課題」（後藤教授出席）等である。このようなシンポジウムや研究会への参加の結果については、参加者から教授会の場で報告され、他の教員にもフィードバックがされている【解釈指針5-1-1-2】。

（3）教員相互の連携

次に、カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携に配慮している。たとえば刑事法演習Ⅱにおいては、派遣検察官と研究者教員とが緊密に連携し、教材の選択、どのように進めていくかの決定、成績評価（出題、採点）を行っている。そして、全15回すべて二人の教員が出席し、事実認定および手続問題の面では主として派遣検察官が、実体法の問題については主として研究者教員が指導にあたっている。また、刑事実務概論においては、最初の6回は2名の実務家教員が交互に弁護側と検察側それぞれの立場から指導を行い、その後、起訴後の公判手続については、両教員がともに出席し、指導にあたっている（それらの総まとめとして、夏休みの期間中には、1週間にわたり模擬裁判が行われる）。教材の選択、進め方、成績評価について両教員が緊密に連携を行っていることも、刑事法演習Ⅱと同様である【解釈指針5-1-1-3】。

（4）組織的継続的な取組み

上記のように、教育内容の改善等について、FD担当を配置し、そのもとで各年度2回のFD会議が開催されている。その他、前期・後期とも、学期の終了時に、原則として全科目について、統一した質問票に基づく授業評価を行っている。その結果は、各科目の担当教員に伝えるとともに、数値化された部分は全科目分（別添資料K:授業評価アンケート参照）をまとめて法科大学院資料室に置き、学生と教員の閲覧に供している。さらに、（1）で記したように、授業評価はFD会議においても、活用されている。なお、17年度に法科

大学院独自のアンケート用紙を開発し、現在も、それに基づいて授業評価を行っている。また、学期の終了時の授業評価だけでなく、多くの教員が授業の途中で独自に授業に対するアンケートを行い（別添資料L:授業途中アンケート参照）学生の意見を参考にして授業の内容や方法の改善を行っている。

また、本法科大学院では、授業内容や方法の改善に関して学生の意見を取り入れる目的で、授業評価システム以外に、法科大学院長又は学生相談担当教員が月に1回程度、学生のさまざまな意見を聞く目的で、学生幹事との間で意見交換する場を設けている【解釈指針5－1－1－4】。

2 特長及び課題等

優れた点としては、以下の点を挙げることができる。

第一に、教育内容及び方法の改善の重要性をいち早く認識し、法科大学院開設以前から、法科大学院における教育法の開発と改善を担当するFD担当を置き、各年度2回定期的に教員全員が集まる形のFD会議を実施し、そこでの問題提起や議論が教育内容及び方法の改善に寄与していることである。このFD会議において、授業科目間の連携、調整を行ったり、問題解決実践など複数の教員で担当する科目についてどのように統一を図るかなど検討するとともに、教員が当該学期の授業をしてみた印象、当該学期における特長的問題、共有すべき課題等を問題提起し、問題を共有すると同時に、問題の解決を図っている。

第二に、授業学期毎に、学期の終了時に、原則として全ての科目について、統一した質問票に基づく授業評価アンケートを実施し、その結果を、各科目の担当教員に伝えるとともに、数値化された部分については全科目分をまとめて法科大学院資料室に置き、学生と教員の閲覧に供しているほか、その評価結果についてFD会議においても活用し、教育内容及び方法の改善に利用している。アンケートの回収率は、2010年度冬学期が88.1%、2011年夏学期が90%、2011年冬学期が88.6%と比較的高く、学生も授業評価アンケートに積極的に協力してくれている(別添資料K:授業評価アンケート参照)。

第三に、学期の終了時の授業評価ではその結果を受けての授業の改善が次の学期又は翌年度の授業にしか図られないため、多くの教員が授業の途中(多くの場合は授業開始後3、4回の授業を終えた時点)で独自に学生に対する授業アンケートを行い、その結果を受けて授業の内容や方法をいち早く改善するようにしている点である。

第四に、教育内容及び方法の改善について学生の意見を取り入れる目的で、授業評価システム以外に、法科大学院長又は学生相談担当教員が定期的に学生幹事との間で意見交換する機会を設けて、学生の意見を教育内容及び方法の改善に積極的に取り入れている。

第五に、教員が、法科大学院の授業を改善するために、全学的なFD会議を含めて外部で行われている教育方法に関するシンポジウムや研究会に積極的に参加したり、韓国の法科大学院の教員を招いて両国の法科大学院教育の共通点や相違点について意見交換する機会などをもっている。

第六に、派遣検察官と研究者教員が協働して実施している刑事法演習Ⅱや刑事実務概論等に見られるように、カリキュラムの効果的な実施のために教員相互の連携にも十分な配慮を行っている。

以上のような試みと努力が、毎学期毎に行われる授業評価アンケートにおいて、満足度に関する「強くそう思う」と「そう思う」の数値を合計すると、おおむね8割の学生が授業に満足しているという高い数値を生み出していると考えられる(資料5-1-1-1参照)。

資料5-1-1-1 2007年度～2011年度全科目授業評価結果(%)

(a…強くそう思う、b…そう思う、c…どちらでもない、d…そう思わない、e…全くそう思わない)

	a	b	c	d	e	未答	合計	a+b
2007夏	26.4	27.7	13.7	3.3	1.7	27.2	100	54.1
2007冬	30.8	27.4	9.8	1.3	0.4	30.3	100	58.2
2008夏	37.6	36.3	17.6	3.8	1.7	3.0	100	73.9
2008冬	42.5	34.8	14.9	2.6	0.9	4.3	100	77.3
2009夏	40.5	34.7	16.7	3.1	1.4	3.6	100	75.2
2009冬	42.6	33.4	16.9	2.8	1.0	3.2	100	76.0
2010夏	42.6	33.4	16.9	2.8	1.0	3.2	100	76.0
2010冬	40.1	36.4	16.6	2.9	1.5	2.6	100	76.5
2011夏	40.0	34.9	17.4	4.1	1.5	2.1	100	74.9
2011冬	44.4	34.7	14.4	2.4	1.5	2.6	100	79.1

出典：一橋大学法科大学院調べ

逆に改善を要する点としては、以下の点を挙げることができる。

授業評価アンケートやFD会議を定期的に行っているものの、そこでは教員間の意見交換が中心であり、現時点では他の教員の授業の見学については効果的・組織的な形では実現できていない（ただし、個別的に他の教員の授業の参観等を行った例はある）。2011年に一橋大学法学研究科が行った外部評価においても、教員が相互に授業を参観する制度の必要性の指摘を受けている（「一橋大学大学院法学研究科外部評価書2011」7頁）。この点については、他の教員の授業を見学して互いに学びあうという申合せを行っているが、今後早急に実現に向けて努力する必要があると考えられる。

<根拠となるデータ・資料等>

別添資料K：授業アンケート集計結果、別冊資料：「一橋大学大学院法学研究科外部評価書2011」7頁

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、ビジネス法務に精通し、広く国際的視野を有し、人権感覚に優れた法曹を養成することを目的としている。

それを踏まえて、次のアドミッション・ポリシーを設定している。

- ① 公平性・開放性・多様性を確保する。
- ② 法律学の基礎的な学識を有する者とともに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる。
- ③ 社会人・他学部出身者については、活動実績及び学業成績を適確に評価することにより、専門職大学院設置基準が求める程度の人数が入学できるようにする。

なお、上記のアドミッション・ポリシーは、入試に関連する情報（解釈指針6-1-1-1-1-1という解釈指針11-2-1-1(6)に定める事項に該当する事項）と共に、本法科大学院のホームページ（<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/exam/>）、パンフレット等において公表するとともに、説明会やオープンキャンパス等を通じて入学志願者に対して事前に周知するよう努めているところである。

添付資料・データ：

- ① 別冊資料：2011 一橋大学法科大学院パンフレット
- ② 別添資料 M：2011 進学ガイダンス資料
- ③ 別添資料 N：2011 オープンキャンパス資料

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本法科大学院では、以下のような措置を講じることにより、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制の確保に努めている。

1. 業務体制全般

法学研究科長が入試本部長に、法科大学院長が入試委員長にそれぞれ就任し、法科大学院入試担当者 4 名からなる入試幹事会を設置する。これが全体を統括するとともに、入試業務の管理運営を行う。また、添付資料にあるとおりの役割分担を行い、入試業務が、公正・公平かつ円滑に行われるよう配慮している。

2. 入学者の適性及び能力等の評価を適切に行うための体制

本法科大学院においては、法学既修者を認定するために、法学論文試験を課しているが、これについては、添付資料にあるとおり、各科目ごとに複数の教員からなる審査委員を任命し、審査委員が、問題の水準等を含め、入念に検討を行ったうえで出題が行われるよう配慮している。

また、未修者の選抜については小論文試験を通じて受験者の論理的思考能力・構成力・表現力等を、自己推薦書の評価を通じて受験生の適性等を確認し、適材の確保に努めているところであるが、小論文試験審査委員・自己推薦書評価委員についても複数の教員がチームを組んで担当し、出題の適切性や評価の公平性に配慮している。なお、自己推薦書による評価は、既修者の選抜においても同様に行われている。

なお、入学者の適性の確保のため、未修者の選抜においても、既修者の選抜においても、面接試験を実施しているところであるが、面接についても 2 名の教員からなるチームで担当することとし、受験生に対する質問事項についても一部共通のトピックを準備するなどして、公平性の確保に努め、責任ある体制を整備している。

添付資料・データ：

別添資料 0:一橋大学法科大学院入学者選抜体制（2012 年度）

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

＜アドミSSION・ポリシーに基づく入学者選抜＞

本法科大学院における法曹養成の目的を踏まえた上で、アドミSSION・ポリシーに基づいて下記の方法により入学者の選抜を行うこととしているが、特に、多様な知識・経験を有する者、他学部出身者及び社会人等の幅広い人材を確保するために、全員に自己推薦書を課して、それを適確に評価するとともに、国際的な視野を持った法曹に適する人材を確保することを念頭に置いて、英語試験（TOEIC）を全員に課すこととしている。

1 法学未修者

(1) 第1次選抜

①適性試験管理委員会が実施した法科大学院全国統一試験の成績（平成 23 年度入試までは大学入試センター又は日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績）、②TOEIC の成績により第1次選抜を行う（配点比率は、(i)適性試験の成績 75%、(ii)TOEIC の成績 25%である）。

(2) 第2次選抜

小論文試験を実施し、①小論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績、④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う。

(3) 第3次選抜

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

2 法学既修者

(1) 第1次選抜

①適性試験管理委員会が実施した法科大学院全国統一試験の成績（平成 23 年度入試までは大学入試センター又は日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績）、②TOEIC の成績により第1次選抜を行う（配点比率は、(i)適性試験の成績 75%、(ii)TOEIC の成績 25%である）。

(2) 第2次選抜

憲法・民事法（民法・民事訴訟法）・刑事法（刑法・刑事訴訟法）の3科目について法学論文試験を実施し、①法学論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績、④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う。

(3) 第3次選抜

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

＜入学者選抜における公平性・開放性の確保＞

本学において入学者選抜における公平性がいかなる措置によって確保されているかについては、「6－1－2：入学者受入に係る業務体制」においても関連して述べたところであるので、ここでは、6－1－2で触れた点以外のことを述べる。

本学においては、入学者選抜における開放性を確保するために、入試に関連する情報を、本法科大学院のホームページ、パンフレット等において公表するとともに、説明会やオープン・キャンパス等を通じて入学志願者に対して事前に周知するよう努力している。たとえば、オープンキャンパスについては、遠方に居住する入学志願者や社会人の出席・参加の便宜を考慮して、例年、土曜日の午後に開催するなどの配慮をしている（以上の点についての根拠となる資料については6－1－1を参照）。

なお、解釈指針6－1－3－1に係る事項については以下のとおりである。

(1)本学では、入学者選抜において、自校出身者に優先枠を設けるなどの優遇措置を講じてはいない。その結果、入学者全体において、自校出身者が占める割合は、3割程度に止まっている。

(2)本学では、入学者に対して法科大学院への寄附等の募集は行っていない。

(3)本学では、入学者選抜のユニバーサル・デザインの考え方に基づいて、身体に障害がある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置を行っている。たとえば、平成23年度入試においても、身体上の障害のため、筆記能力に障害のある受験生からの申し出に対し、添付資料のと通りの特別措置を認める対応をとったところである。

添付資料・データ：

- ① 別冊資料：平成24年度入学者選抜要項
- ② 別冊資料：平成20年度～24年度入学試験問題
- ③ 学生数の状況（様式2）
- ④ 別添資料P：「平成24年度法科大学院入試に係る障害等のある入学志願者の対応に関して」と「障害学生委員会の回答」

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

1. 解釈指針 6－1－4－1 について

本学の第1次選抜においては、法学未修者コース・法学既修者コースともに、適性試験管理委員会が実施した法科大学院全国統一試験の成績（平成23年度入試までは大学入試センター又は日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績）、②TOEICの成績により選抜を行っており、これについては、適確かつ客観的な方法で選抜が実施されていることにつき、贅言を要しないであろう。

法学未修者を対象とする第2次選抜では、小論文試験を課すことにより問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位及び多様な経験等を評価し、さらに大学での学業成績を審査することとしている。

法学既修者を対象とする第2次選抜では、法学論文試験を課すことにより憲法・民法・刑事法について法律学の専門知識を前提とする問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位等及び経験等を評価し、さらに大学での学業成績を審査することとしている。

以上が第2次選抜の概要であるが、これについては、6－1－2でも述べたとおり、複数の教員がチームを組んで小論文試験・法学論文試験の試験考査委員及び自己推薦書評価委員を担当する措置をとっているため、それにより入学者の適性・能力が適確かつ客観的に評価されていると考えている。なお、法学未修者コースの小論文試験については、法学の知識を試すような出題とならないよう配慮している。また、念のため述べておくと、仮に自己推薦書に旧司法試験の短答式試験の合格等が示されていたとしても、それが他の資格・実績等に比して加点されるわけではない。

第3次選抜では、法学未修者コース・法学既修者コースともに、個別の面接を行っているが、これは志願者の法学の知識を試すものではなく、コミュニケーション能力の審査を目的とするものである。

2. 解釈指針 6－1－4－2 について

なお、適性試験については、適性試験実施機関が設定する入学最低点が問題となるような学生が合格基準点に達した例はなかったが（資料 6－1－4－1 参照）、25年度入試から、適性試験の点数が、本法科大学院が設定する入学最低基準点（適性試験の総受験者の下位から15%を基本に設定する）に満たない者は、TOEICの成績如何に関わらず、第1次選抜不合格とすることとした。

以上のとおり、本学においては、志願者が法科大学院での教育を受けるために必要な適性及び能力を備えているかについての評価を、適確かつ客観的に行うことが可能となっている。

資料 6-1-4-1

最終合格者の外部試験成績(適性試験及び英語)一覧(平成20年度～24年度入学試験)

平成 24 年度	未修者	法科大学院 全国統一適性試験		英語	既修者	法科大学院 全国統一適性試験		英語
				TOEIC				TOEIC
	平均点	239.8		784.5	平均点	230.5		749.5
	最高点	280		990	最高点	277		955
	最低点	158		405	最低点	188		550
平成 23 年度	未修者	適性試験		英語	既修者	適性試験		英語
		大学入試 センター	日弁連	TOEIC		大学入試 センター	日弁連	TOEIC
	平均点	74.1	230.1	815.2	平均点	73.5	227.3	725.3
	最高点	86	262	990	最高点	97	263	895
	最低点	66	177	555	最低点	60	181	500
平成 22 年度	未修者	適性試験		英語	既修者	適性試験		英語
		大学入試 センター	日弁連	TOEIC		大学入試 センター	日弁連	TOEIC
	平均点	76.4	239.9	792.5	平均点	72.9	229.4	776.9
	最高点	87	267	990	最高点	86	274	980
	最低点	61	211	535	最低点	62	191	570
平成 21 年度	未修者	適性試験		英語	既修者	適性試験		英語
		大学入試 センター	日弁連	TOEIC		大学入試 センター	日弁連	TOEIC
	平均点	82.7	218.1	825.6	平均点	77.9	205.0	763.4
	最高点	96	248	990	最高点	92	250	960
	最低点	73	182	535	最低点	65	172	540
平成 20 年度	未修者	適性試験		英語	既修者	適性試験		英語
		大学入試 センター	日弁連	TOEIC		大学入試 センター	日弁連	TOEIC
	平均点	90.3	207.2	809.7	平均点	89.3	202.8	741.4
	最高点	96	236	990	最高点	97	228	985
	最低点	73	157	595	最低点	82	167	490

出典：一橋大学法科大学院調べ

添付資料・データ：

- ① 別冊資料：平成24年度入学者選抜要項
- ② 別冊資料：平成20年度～24年度入学試験問題

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

既述のとおり、本学の入学者選抜においては、法学既修者コース（60 名程度）とは別に、法学未修者コース（25 名程度）を設け、法学未修者については別枠で募集することとし、法学部出身者・法学既修者に偏ることのない入学者の選抜を実施している。なお、本学の入学者選抜制度は、既修者が法学未修者コースを受験することも可能であるが、逆に未修者が法学既修者コースを受験することも可能な制度となっている。

また、法学既修者コース・法学未修者コースともに、志願者全員に自己推薦書を提出させ、それに基づいて志願者の有する学位・資格等及び志願者の経験等を適確に評価し、多様な知識又は経験を有する者が入学できるように努めている（解釈指針 6－1－5－1 (1)(2) 参照）。

各年度の入学者の属性等（なお、社会人の定義については資料 6－1－5－3 参照）は下記のとおりであり（資料 6－1－5－1・資料 6－1－5－2 参照）、多様な知識又は経験等を有する入学者を確保できている。なお、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を修了した者・実務等の経験を有する者の占める割合が 2 割を大きく割るような状況は生じておらず（解釈指針 6－1－5－1 (4) 参照）、3 割を下回る年度もあるが、直近の平成 24 年度入学者選抜においては、法科大学院制度に対する社会の逆風が吹いている最中にもかかわらず、3 割台を回復している状況にある（解釈指針 6－1－5－1 (3) 参照）。

資料 6－1－5－1

（1）入学者内訳（対象：平成 20 年度～24 年度入学者）

		入学者	男性	女性	他学部出身者	社会人	他学部あるいは社会人
平成 24 年度	未修者	27 名	17 名 (63%)	10 名 (37%)	15 名 (56%)	10 名 (37%)	20 名 (74%)
	既修者	61 名	44 名 (72%)	17 名 (28%)	5 名 (8%)	8 名 (13%)	11 名 (18%)
	合計	88 名	61 名 (69%)	27 名 (31%)	20 名 (23%)	18 名 (20%)	31 名 (35%)
平成 23 年度	未修者	26 名	17 名 (65%)	9 名 (35%)	9 名 (35%)	4 名 (15%)	10 名 (38%)
	既修者	61 名	47 名 (77%)	14 名 (23%)	4 名 (7%)	1 名 (2%)	5 名 (8%)
	合計	87 名	64 名 (74%)	23 名 (26%)	13 名 (15%)	5 名 (6%)	15 名 (17%)

平成 22 年度	未修者	26 名	15 名 (58%)	11 名 (42%)	9 名 (35%)	5 名 (19%)	10 名 (38%)
	既修者	62 名	46 名 (74%)	16 名 (26%)	4 名 (6%)	6 名 (10%)	9 名 (15%)
	合計	88 名	61 名 (69%)	27 名 (31%)	13 名 (15%)	11 名 (13%)	19 名 (22%)
平成 21 年度	未修者	32 名	17 名 (53%)	15 名 (47%)	13 名 (41%)	12 名 (38%)	18 名 (56%)
	既修者	71 名	57 名 (80%)	14 名 (20%)	9 名 (13%)	4 名 (6%)	10 名 (14%)
	合計	103 名	74 名 (72%)	29 名 (28%)	22 名 (21%)	16 名 (16%)	28 名 (27%)
平成 20 年度	未修者	29 名	19 名 (66%)	10 名 (34%)	9 名 (31%)	10 名 (34%)	15 名 (52%)
	既修者	71 名	46 名 (65%)	25 名 (35%)	10 名 (14%)	11 名 (15%)	16 名 (23%)
	合計	100 名	65 名 (65%)	35 名 (35%)	19 名 (19%)	21 名 (21%)	31 名 (31%)

出典：一橋大学法科大学院調べ

資料 6－5－1－2

(2) 入学者年齢構成・出身大学 (対象：平成 20 年度～24 年度入学者)

	年齢構成						出身大学	
	入学者	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	平均	本学	他大学
平成 24 年度	88	76	10	2	0	24.76	29	59
平成 23 年度	87	83	3	1	0	23.48	29	58
平成 22 年度	88	81	6	1	0	24.55	38	50
平成 21 年度	103	85	13	4	1	27.7	37	66
平成 20 年度	100	69	26	5	0	29.09	31	69

出典：一橋大学法科大学院調べ

資料 6－1－5－3

(3) 社会人の定義

※社会人とは、原則として学部卒業後、2 年程度の社会的な活動を経験している者としてします。

出典：2011 年度法科大学院パンフレット 14 頁

添付資料・データ：

① 別冊資料：平成 24 年度入学者選抜要項

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

解釈指針 6-2-1-1 にいう収容定員(255 名)を踏まえ、一定の入学辞退者数(若干名)を見込んだ上で合格者数を決定することによって、在籍者数が収容定員を上回る状態にならないように努めている。

平成 20 年度は、募集人数 100 名のところ 106 名の合格者を発表し、100 名が入学した。平成 21 年度は、105 名の合格者を発表し、103 名が入学した。平成 22 年度は、募集人数 85 名のところ 92 名の合格者を発表し、88 名が入学した。平成 23 年度は、92 名の合格者を発表し、87 名が入学した。平成 24 年度は、91 名の合格者を発表し、88 名が入学した。

上記のとおり、各年度とも、概ね所定の募集人数どおりの入学者数であり、修了できない者の数は数名にとどまっており、在籍者数が収容定員を上回るおそれはない。

なお、現在の在籍者数は、1 年生 29 人(1 学年標準人員 25 名)、2 年生 91 人(1 学年標準人員 85 名)、3 年生 86 人(同 85 名)である。

添付資料・データ：

① 学生数の状況(様式 2)

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

所定の入学定員（法学未修者 25 名程度・法学既修者 60 名程度・合計 85 名程度）を踏まえ、一定の入学辞退者数（若干名）を見込んで合格者数を決定することにより、入学者数が所定の入学定員と乖離しないように努めている。

平成 20 年度は、募集人数 100 名のところ 106 名の合格者を発表し、100 名が入学した。平成 21 年度は、105 名の合格者を発表し、103 名が入学した。平成 22 年度は、募集人数 85 名のところ 92 名の合格者を発表し、88 名が入学した。平成 23 年度は、92 名の合格者を発表し、87 名が入学した。平成 24 年度は、91 名の合格者を発表し、88 名が入学した。

いずれも、入学定員に概ね合致する入学者数となっており、入学者数が入学定員を大幅に上回ったり、下回ったりする状況は生じていない。

添付資料・データ：

① 学生数の状況（様式 2）

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6-2-3に係る状況）

これまで本章において述べてきたとおり、①入学定員の規模に比して質の高い教員の数確保することが困難であるとか、②志願者数が減少し、競争倍率が低いと質の高い入学者を確保することが困難であるといった問題は生じていない。また、③司法試験合格率は経年的に高いレベルを維持している（資料6-2-3-1参照）。

資料6-2-3-1

一橋大学法科大学院新司法試験結果

	受験者数	合格者数	合格率(%)
2006年	53	44	83.0
2007年	96	61	63.5
2008年	127	78	61.4
2009年	132	83	62.9
2010年	138	69	50.0
2011年	142	82	57.7

出典：一橋大学法科大学院調べ

それにもかかわらず、本学は、募集人数の見直しを行い、平成22年度入学者選抜より、これを15%削減することとした。この見直しは、在籍者数、入学選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の司法試験合格率などに照らしても、改善の必要性は特になかったにもかかわらず、法科大学院制度に対する社会の逆風が吹いている社会情勢の中、文部科学省が推進する法科大学院定員削減政策、他大学のこれに対する措置などに配慮し、敢えて行ったものである。

なお、添付資料の「学生数の状況」（平成20年度～平成24年度分）にあるとおり、解釈指針6-2-3-1にいう入学者選抜における競争倍率は、以下のとおりである。（以下の括弧内の数字は、未修者の倍率・既修者の倍率の経年的な推移を示す。）

(10.03・8.43) (6.31・5.45) (6.96・6) (4.96・5.65) (5.2・7.16)

上記の数字が示すとおり、本学の入学者選抜においては、非常に高い競争倍率が維持されていることを付言しておく。

添付資料・データ：

- ① 学生数の状況（様式2）
- ② 科目別専任教員数一覧（様式4）
- ③ 別添資料Q：法科大学院修了者の進路について
- ④ 別添資料R：文部科学省からの入学定員見直しに関する検討状況について（回答）
- ⑤ 別添資料0：一橋大学法科大学院入学者選抜体制（2012年度）

2 特長及び課題等

本法科大学院の入学者選抜制度においては、極めて高い競争倍率が維持されており(基準6-2-3参照)、また、入学者において他学部・社会人が占める割合が、平成24年度入試においては35%に達している(基準6-1-5参照)。このことは、法科大学院制度・司法試験制度に対する社会の評価は決して高いとはいえない現状において、本学が社会から高い評価を得ていることを示すものである。

もっとも、本法科大学院の入学者選抜制度には、資金・マンパワーの確保について、大きな課題もある。

マンパワーの面で言えば、現在の法科大学院事務室の専任スタッフは1名であり、法科大学院入試の際には、通常業務を抱えたまま入試業務にも対応しなければならないという状況がある。

次に、資金面であるが、法科大学院入試は、学部と同等規模の入試であるにもかかわらず、入学試験にかかる実務的費用は必ずしも十分に確保できていない。入学試験問題の作成も、入試担当教員を中心に、事務スタッフ・若手の教員の協力を得て行っているのが実情である。

このような法科大学院入試の現状を改善するために、大学全体として法科大学院入試を学部入試と同じように位置づけた予算配分を行うこと、その業務を学生受入課(いわゆる入試課)の所掌として対応を図ることなどが、喫緊の検討課題である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

履修指導として、次のガイダンスを実施した。

1 事前の履修指導

(1) 平成24年度合格者に対して、次のような事前ガイダンスを実施

□ 期日と場所：

平成24年1月19日に国立にて。なお、平成23年度合格者までは、国立および神田にて行っていたが（平成23年度：1月17日（国立）、1月19日（神田）；平成22年度：1月14日（国立）、1月19日（神田））、神田での参加者減少に伴い、平成24年度合格者から場所を国立に一本化したものである。

□ 参加者

学生側：91名のうち62名。国立及び神田で行った平成23年度の参加者数（66名）と比べ、大きな差異はみられない。

法科大学院側：法学研究科長、法科大学院長、院長補佐、教務担当、都合のつく教員、事務

□ 内容：主にカリキュラムの説明を行う他、入学手続など事務手続の説明を行う。その他、合格者と教員との懇談の時間を設け、学習の仕方等の相談に応じている。

(2) 平成24年1月16日から20日の入学手続期間中に手続した者に対して、シラバス及び第1回目の授業に向けての予習事項、推薦図書等の案内を送付

(3) 導入ガイダンス

□ 期日：平成24年4月3日

□ 参加者

学生側：入学者88名のうち88名全員参加

法科大学院側：法学研究科長、法科大学院長、院長補佐、教務担当、エクスターンシップ担当、都合のつく教員、資料室担当助手、事務

□ 内容：教務関係説明、エクスターンシップ説明、資料室・準備室説明及び事務に関する説明

2 法学未修者のための履修指導

法学未修者のための履修指導として特別に次のことを実施した。

(1) 1年次未修者に対しては、次の履修指導を行った

- ① 1年次に配当されている法律基本科目、即ち憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を確実に習得すること
 - ② 「比較法制度論」により、広い視野を持つこと
- (2) 法学未修者と言っても法学知識においてばらつきがあり、必ずしも純粋未修者及びそれ以外の学生双方にとって効率的に履修が出来ないことから、平成19年度からは、それ以前において未修者必修であった「導入ゼミ」を、純粋未修者のための随意科目と編成し直し、法律学学習に必要な基礎知識及び基礎的考え方の習得と履修指導を含め様々な相談に応じる体制をとっている。導入ゼミの履修者数は、10名程度である（平成23年度9名、同22年度8名、同21年度10名）。また、純粋未修者、それ以外の学生を問わず、1年次の法律基本科目である刑事訴訟法、民事訴訟法において裁判所見学を行っている。
- (3) 未修者の履修体制については、事前履修説明、導入ガイダンスにおいて、必要な履修アドバイスをし、また適当な入門書、概説書などを紹介している。また入学した後も、少人数できめ細かい指導ができる導入ゼミ及び1年生授業において、担当教員を中心に履修指導を徹底している。

3 理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導

平成23年度において、次のような履修指導を行った。

- (1) 弁護士事務所、企業法務部、官庁などで実務を体験させる夏期特別研修（エクスターンシップ）を用意し、実施要領を学生便覧に掲載し、更に3回の履修指導を行った。
- ① 4月初めの導入ガイダンスで、エクスターンシップ実施要領を説明、
 - ② 更に6月半ばの学生との個別面接において、派遣先の決定と派遣にあたっての注意指導
 - ③ 7月には、守秘義務指導を中心にしたガイダンスを、2年生の必修科目「法曹倫理」の一環として行う
- その結果、自由選択科目ながら、平成23年は、87名の対象者のうち、75名派遣。なお、平成22年は、94名の対象者のうち90名派遣、平成21年は、99名の対象者のうち97名派遣であった。

- (2) 3年次において、選択することができるビジネスロー・コースは、当法科大学院が掲げる教育理念にも合致し、また実務教員が多いことから、良い実務教育の機会を提供している。平成24年度についても、実施要領を学生便覧に掲載し、更に、入学時の導入ガイダンスで、学生に対して説明、履修指導を行った。ビジネスロー・コース選択希望者に対しては、コース履修の前提となる推奨科目を掲げ、独占禁止法、知的財産法、租税法などを選択することを推奨し、ビジネスロー・コースを円滑に履修できるようにしている。学生の負担は必ずしも軽くないが、積極的な履修指導の結果、毎年非常に多くの選択希望者がある。その為、受け入れ限度を超えるため、2年次までのGPA基準で選考した結果、平成24年度のビジネスロー・コース履修者は29名であった（平成23年度では30名、平成22年度では29名）。

4 法科大学院が掲げる教育理念と目的に照らした履修指導

一橋大学法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的視野をもった法曹」「人権感覚に富んだ法曹」を全ての学生が身につけることを教育理念として掲げているが、次のような履修指導を行った。

(1) ビジネス法務

企業活動の関わる様々な問題に対処するため、企業法演習、法律英語、発展ゼミなどを必須科目とし、多くの展開・先端科目を選択科目と選択できること。特に、企業法務、渉外取引に関心のある学生は、ビジネスロー・コース(14単位)が選択でき、ここでは、実務家教員から、先端的なビジネス法務関連科目に集中して履修できる。さらに、平成23年度においては、阿部博友教授の指導の下、上智大学法科大学院において開催された国際仲裁・ADRワークショップ(平成24年3月2日から4日まで)に本法科大学院の学生も8名が参加した。

(2) 国際的視野

比較法制度論は必修科目であり、また法律英語と英米法はどちらかを必ず選択することが義務づけられている。それ以外にも、国際法、アジア法、EU法などの外国法、比較法、国際関係分野について多様な選択科目から選択することで、国際的視野を持つことができるように配慮している。

(3) 人権感覚

必修科目として、憲法Iがあるほか、選択科目として、国際人権法がある。これらの科目において人権を理論として学び、「発展ゼミ」の一部である公法系、刑事法系の「人権クリニック」において、実際の事件を通じて、人権理論を実践に結び付けて学ぶ機会がある【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-2】。

5 学生に対する学習相談・助言にかかる状況

学生に対する学習相談・助言に関しては、これまで次のような措置を講じてきた。

(1) オフィス・アワー

一橋大学法科大学院専任教員はオフィス・アワーを設定し、学生の学習相談、助言に資するようにしている。オフィス・アワーの一覧表(別冊資料:2012年度一橋大学法科大学院学生便覧28頁~29頁参照)は学生に配布され、そこには、教員名の横に学期、曜日、時間帯、場所、予約の要否、予約方法が記載され、学生に周知されている。教員によっては、頻繁に学生が利用している。

(2) それ以外の相談

上記オフィス・アワー以外にも、授業内及び授業終了後、授業に関する質問に応じることはもちろん、これ以外の時間でも、教員が個別に、時間のある限り学生からの各種相談に応じるようにしている。個々の授業に関連した質問が多いが、最近は、特に進路相談に関連した相談も多くあり、また実際弁護士事務所への就職紹介などを行った例もある。

(3) 学生とのコミュニケーション

ガイダンスのみならず、毎年5月、教員、在学生、新入生を含めた懇親会などで、教員及び学生がより身近に接する機会があること、授業以外にも、教員が任意で時間をとって、学生の質問に答え、相談に応じていること、学生が少人数ということもあ

って、教員と学生の距離が非常に近いこと、また院長と学生代表との定期的な話し合いの場が持たれていることなど、学生からの要望は常に大学側に入るような体制を取っている。

(4) 学生へのアンケート調査

毎年前期・後期に各1回授業評価を学生アンケートとして実施。結果を分析して、法科大学院教授会で発表、意見交換を行い、それにより改善に役立てている。

(5) 助言体制

法科大学院規則27条により、D評価が3割を超えた学生について、警告・助言をすることになっている。平成23年度に前期で11名の学生が対象となった。教務担当教員3名が手分けして相談・指導に応じた結果、後期での警告者は7名に減少した。同様に、平成22年度では、前期で7名の学生が対象になったのに対し、後期では2名にとどまり、平成21年度では、前期で17名の学生が対象になったのに対し、後期では1名にとどまった。このように、警告・助言制度には一定の効果があったと判断される。

(6) 学習支援についての施設、環境

法科大学院資料室は、学生の要望に応じて、日曜日にも利用できることとしており、現在13時15分から19時45分までオープンしている。

(7) 卒業者に対する支援

平成18年度から法科大学院修了後、科目等履修生制度を新設、法科大学院を修了見込みの者又は修了後1年以内の者が、修了後1年6ヶ月の期間、法科大学院が指定する1学期授業1単位を履修することで、法科大学院資料室、附属図書館、院生研究室(自由席部分)が利用でき、また情報処理センターのIDカードが支給される体制を整え、現在に至っている。

各年度の科目等履修生申請者数は、平成24年度98名、同23年度91名、同22年度108名、同21年度116名である【解釈指針7-1-1-3】

6 教育補助者

(1) 学習アドバイザー（法曹による学習補助）

一橋大学法科大学院を修了した弁護士を中心とした若手弁護士が学習アドバイザーとしてゼミナールを組み、法科大学院学生の指導に当たっている。利用学生数は、1つのゼミで7, 8名から15名程度である。当該担当弁護士と法科大学院学生とが直接連絡を取り合い、ゼミの参加者・日程等を決めている。

平成23年度の学習アドバイザーは、21名である（別添資料S・学習アドバイザー関連資料）。

学習アドバイザーについての財政的措置として、平成23年度は、大学戦略経費（組織的教育支援）による支出（足りない分は、法科大学院運営費による支出）を行った。それらの経費により上記学習アドバイザーが担当した総時間数は、210時間である。

(2) I T 補助者

法科大学院専任のI T助手が配置されており、随時学生のI T利用について相談に応じている【解釈指針7-1-1-4】。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1. 生活全般についての支援態勢

「一橋大学学生支援センター規則」(規則第212号)に基づき、「一橋大学学生支援センター」が、本法科大学院生を含めて全学生につき、学生の生活全般に関する事項につき学生の支援活動を目的として設置されている。さらに、学内学生支援関係機関相互の有機的関連を持った活動を推進すべく、「学生支援センター運営協議会」が、上記「一橋大学学生支援センター」の運営及び業務に関する事項を審議することとされている(「一橋大学学生支援センター運営協議会規則」(規則第20号))。

2. 経済的支援

現時点においては、法科大学院生には、次の2種類の経済的支援が基本的に利用可能となっている。①学生支援機構からの奨学金及び②一橋大学及び一橋大学大学院の全学生に適用のある「一橋大学入学料免除及び徴収猶予規則」(規則133号)及び「一橋大学入学料免除及び徴収猶予選考基準」(規則197号)並びに「一橋大学授業料及び徴収猶予規則」(規則134号)及び「一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準」(規則198号)による入学料及び授業料免除である。

法科大学院では、①の奨学金の受給者になっている学生が多い(たとえば、平成20年度から22年度にかけて、いずれの年度も一種67名、二種61名の合計128名である)。

また、②の授業料免除者数については、大学院修士課程学生および法科大学院学生の合計数で、平成21年度は、全額免除者11名、半額免除者31名、平成20年度は、全額免除者19名、半額免除者42名である。

本法科大学院に固有の奨学制度は設けられていない。上記の授業料免除制度について、ここ数年、免除基準を満たしても免除を受けられない事態が恒常的に現出してきている。経済状況の悪化から免除申請者が増加する一方、逆に、国の予算措置の変更に伴い免除実施可能額が年度ごとに引き下げられたためであると考えられる。従来の制度を超えた一層の奨学金制度の拡充は大学全体の課題であるが、本法科大学院教授会においても、学費が相対的に高額であることに鑑み、上記2種類の経済的支援を受けることのできない学生の中から一定数の学生を選択して経済的支援を与えるべきとの意見が以前より出されているところである。今後、法科大学院固有の奨学金を検討する場合には、一橋大学出身の法曹からなる「法曹如水会」からの財政的支援の可能性と卒業生の寄付金に配慮しながら検討を進めることとなると考えられる。【解釈指針7-2-1-1】

3. その他の生活援助

(1) 保健および各種ハラスメントについては、法科大学院生にも「一橋大学保健センター規則」(規則163号)に基づき設置されている「保健センター」の利用が開かれている。ハラスメントについては、「一橋大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関

する規則」に基づき、全学的な相談窓口として「ハラスメント相談室」が設置されており、これが利用できる。

(2) これに加え、法科大学院生の一般的な生活相談に応じるため、相談担当者を配置している。【解釈指針7－2－1－2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

1 法科大学院の状況

(1) 法科大学院施設設計における配慮

本法科大学院では、法科大学院専用の教室等を設置しているが（第10章・10-1参照）、それらの施設は当初よりバリアフリー化が図られている。また、その設計に当たっては、いわゆるユニバーサル・デザインの理念に従い、障害者を想定して次のような配慮が加えられている。

- ① 通路等の段差をなくし、車椅子による移動が容易になるようにした。
- ② 障害者用のトイレを設置した。
- ③ 階層教室の設計に当たっては、車椅子による入室が可能となるよう配慮するとともに、車椅子利用者による受講に必要なスペースを確保した。
- ④ 屋根付の障害者用の駐車場を設置した。
- ⑤ 2011年度、聴覚障害学生のため、3103教室にマイクを増設した（講師のみならず学生の発言もマイクを通じて行うことにより聴覚障害を有する学生が聞き取りやすくするための配慮。）

(2) 障害を持つ受験者に対する配慮

2004年度の入学試験においては、筆記能力不全等を含む障害を持つ受験者があった。この受験者については、大学の保健センターに受験室を確保し、介助者の同伴、試験時間の延長（通常の1.5倍）、ワープロの使用などを認めることとし、格別の支障なく試験を実施することができた。

また、2011年度の入学試験においても、上記と類似する障害に関する診断書を提出した受験生がいた。この対応に関しては、下記の対応をとることとし、当該対応は、障害学生委員会で審議され許可がおりたことから、当該受験生に通知した（別添資料P:「平成24年度法科大学院入試に係る障害等のある入学志願者の対応に関して」と「障害学生委員会の回答」参照）。（なお、当該受験生は第一次試験で不合格となったため実施はしていない。）

(対応策)

- ① 第2次選抜試験実施の際、答案作成のために本法科大学院で用意したパソコンの使用を認める。
- ② 作成した答案はプリントアウトの上、署名して提出する。
- ③ 印字・署名は試験時間終了後、監督員立ち合いのもとに行う。
- ④ 試験室は、一般受験者とは別室とする。

(3) 障害を持つ在籍学生に対する配慮

最後に2012年度の在籍学生から、障害により筆記困難なことから定期試験において、パソコン機器を使用した受験をしたい旨の申請書が医師の診断書と共に提出された。この要請についても上記入試試験実施の際の措置に準じて対応を図ることにより、適切な配慮・措置をとる方針である。ただし、受験場所については別室とせず、他の学生と同じ教室内での受験とし、タイプ音が他の学生の迷惑とならぬよう、教室の最後尾席にて受験させる方針である。その他、聴力障害を有する学生が出席する授業では、マイクを使用しかつ学生が聞きやすい教室の席での受講を認めるなど、状況に応じた配慮により障害を有する学生の便宜を図っている。

2 「一橋大学障害学生への支援に関する規則」の制定

一橋大学では、「一橋大学障害学生への支援に関する規則」を制定し、身体等に障害のある学生に対する教育及び学生生活における支援を積極的に行うこととしている（資料7-3-1-1）。

資料7-3-1-1

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という）に入学あるいは在学する身体等に障害のある学生（以下「障害学生」という）に対し、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる諸具合があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(支援の申出)

第3条 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、留学生センター、保健センター、学生支援センター、学務部教務課、学生支援課、各研究科事務部及び国際企業戦略研究科等事務部とする。

(障害者学生支援委員会)

第4条 障害学生の支援に関する事項を審議するため、障害学生支援委員会を置く。

(以下、略)

出典：一橋大学障害学生への支援に関する規則

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院では、「夏期特別研修（エクスターンシップ）」を自由選択科目（平成18年度までは随意科目）として2年次（既修者1年目）の夏期に開講している。この科目は、法律事務所、企業法務部、官庁、民間団体などの派遣先で研修を受けることにより、法律家にどのような役割が期待されているか、またどのような能力・知識が求められるのかを体験的に学ぶことを目的としており、それらの体験を通じて、学生が法科大学院で学んでいる内容の現実的な意味を理解し、より明確な目的意識をもって学ぶ姿勢を持つことを期待するものであるが、それとともに学生が将来の進路を考える上で貴重な体験になることをも念頭においているものであることを授業シラバスに明記している。

これまでのエクスターンシップ履修実績は、以下の通り。

2007年度	対象学生105名のうち102名履修
2008年度	対象学生103名のうち100名履修
2009年度	対象学生99名のうち97名履修
2010年度	対象学生92名のうち90名履修
2011年度	対象学生85名のうち75名履修

学生が将来の進路を考える上でも貴重な体験になるとの上記の趣旨を実り多いものとするために、①派遣先へ調査票を出して、研修内容についての法科大学院からの要望を伝え、いつ、どんな学生を受け入れたいか希望を聞き、また学生にも調査票を回し、希望を聞いた上で、必要に応じて面談するなど、学生の希望と派遣先の要望をマッチさせるよう配慮している。

また、②将来法曹として、また社会人として重要な、守秘義務、派遣先での態度・行動についてガイダンスが必要であることから、面接（例年6月中旬から下旬）と全体説明会（7月）の2回行っている。全体説明会では、エクスターンシップ主担当の教員から全体的な注意事項を解説し、また、「法曹倫理Ⅰ」（2年次科目）と「法曹倫理Ⅱ」（3年次科目）の担当教員が守秘義務をテーマに、法曹倫理の講義を行っている。さらに上記個別の面談の機会にも注意喚起することにより派遣先に迷惑をかけないことを徹底している。

派遣は夏期（8月1日～9月30日）に1週間ないし2週間の期間（いずれも合計40時間）で行われている。研修先によってばらつきはあるが、大変積極的に研修してくれたところが多く、学生の評価は高いといえる。また、実施後派遣先からの評価書を提出してもらっているが、総じて本法科大学院の派遣学生の評判はよく、継続して受け入れを表明してくれた先が多い。

一般的に、学生は、現在の勉強に一所懸命で、その後になくなるかということについて明確なイメージをもっている学生は少ないと思われる。エクスターンシップを履修したことを通じ、将来の自分の職場を垣間見る機会となり、もう少し明確なイメージを持ったと思われる。また、派遣先からの評価書からは、法科大学院生の実力を示すことで、受け入れ先にとっても良い刺激になっており、また初めはかなり疑心暗鬼であった法科大学院に対する態度が、受け入れ後は好意的態度に変わったことが窺われる。このことは次第に定着してきているが、一層確固としたものになることで、積極的に将来法科大学院卒業生の就職を受け入れるという素地ができるものと期待される（なお、ある弁護士事務所は、将来の優秀な学生確保のため、積極的に研修の受け入れを推進するという具体的な提案をしてきたところがある。そのような計画もエクスターンシップのプログラムの一つとして組み込むこととした）。エクスターンシップ計画は、以上のような意味で、学生がそれぞれの目指す進路が選択できることに配慮した職業支援としての役割を果たしつつあるといえる。

また、進路に関する説明会や進路指導に関するこれまでの実績としては、実務家教員による裁判所見学会をあげることができる。2011年度は、品田幸男特任教授（当時）により、2012年3月2日と7日に実施した。いずれも参加者は15名（別添資料 T:2012年法廷傍聴スケジュール参照）。当日は、裁判官から、学生のために、傍聴対象事件の事案の概要や法律上の争点の説明がなされた。また、担当裁判官に対し、学生から、事件に限らず裁判官の仕事や生活一般についての質疑応答を含む質問コーナーを行うなど、参加学生の要請に応える企画に仕立ててある。

さらに、後藤昭教授が中心となって、人権クリニックを実施している。2011年度前期の刑事上訴クリニックを例にとると、11名の学生が履修した。参加学生は、3つの班に分かれて、1つの控訴事件と2つの上告事件を調査した。参加学生たちは、記録の検討、担当弁護人との議論、判例、文献調査などを踏まえて、上訴趣意書ないし補充書の草案を起草して弁護人に提供した。この上告事件の1つでは、2012年2月に最高裁判所が原判決を破棄し、非常に重要な判例となった。参加学生は、このような経験を通じて、当事者としての法理論の使い方を学ぶとともに法曹の役割を感じ取っている。過去の参加学生の中には、検察官になった者も含めて、このような学習経験が進路選択のきっかけになった者も少なくない。

最後に、学生の就職活動支援体制について述べる。就職支援担当教員が3名選任されており（内2名は実務家教員）、個別の就職相談に対応している。2011年度からは、キャリア支援室と連携して支援体制を拡充している（別添資料 U:法科大学院キャリア支援について参照）。この支援体制に関するパンフレットは、法科大学院事務室およびキャリア支援室に常備して、学生に配布している。また、就職支援体制については、（別添資料 V:法科大学院支援体制について）に詳しく解説している（本資料は法科大学院協会で発表した内容をまとめたものである）。特に修了生の中でも受験を断念した修了生が民間企業に就職できるよう、採用情報や採用試験に向けての準備や心構えなど、個別にきめ細かい指導を継続している。

2 特長及び課題等

(1) 優れている点

① 学習支援

未修者については1年間で既修者のレベルに達することができるように大学が全力で支援していることである。また既修者、未修者とも単に司法試験合格だけを目指すのではなく、真に社会に貢献しうる法曹を目指して学習ができるよう、エクスターンシップ、ビジネスロー・コース、人権クリニック、模擬裁判など、理論と実務を結びつけた講座を準備し、自分の将来の希望に合わせて授業の選択ができるような指導が行われている。また、法科大学院における教育内容をさらに充実するため、法科大学院長が先頭に立って、学生と常時コミュニケーションを保つなど、学生の希望をなるべく取り入れる努力がなされていることが挙げられる。個々の教員の熱意もあり、また、法科大学院の規模としては小さいことなどから、大学側と個々の学生のコミュニケーションは密であり、大学の理念も学生に相当程度浸透していると思われる。

② 学生の生活支援

多くは法科大学院独自の措置としてではなく、全学的な制度の一環として実施しているが、一応の体制は整っていると考えられる。

③ 障害のある学生に対する支援

既にインフラ面では、障害のある学生に考慮した設計・施設であり、マイクの増設など、改善も進められている。また、障害のある受験生については、都度「一橋大学障害学生への支援規則」に則り、柔軟な配慮・支援を実施している。

④ 職業支援

「夏期特別研修（エクスターンシップ）」や「人権クリニック」の実施や、その際の進路相談等を通じて、法曹三者の職務や各分野に進む人の特質等を把握しつつきめ細かい支援を実施している、また、支援体制としても法科大学院に就職支援担当教員を選任するととどまらず、一橋大学キャリア支援室との連携を通じて、就職支援体制の充実が図られている。

(2) 改善を要する点

①□学習アドバイザー

平成24年度の学習アドバイザーについては、「法科大学院修了生との協働による継続的学習支援」プロジェクトを立ち上げるべく、大学戦略推進経費による予算措置を申請し、採択されたため、修了生をある程度組織化された体制として構成し、①いわゆる未修者・既修者の区別に応じて具体的な学生の必要に対応し、多様な継続的指導を行うこと（ゼミ形式）、②法科大学院教員と支援者とのより密接な指導上の協働（意見交換会、FD活動へのフィードバック等）、③実務・司法試験・法科大学院教育相互の架橋（実際に試験・実務を経験した修了生による具体的なアドバイス等）を計画どおり実現したいと考えている。

② 学生に対する経済的支援

従来、一橋大学においては、学生支援機構からの奨学金制度や授業料免除制度により、経済的理由で勉学が困難な学生へのサポートはかなり充実したものであった。しかし、前述したように、経済状況の悪化から免除申請者が増加する一方、逆に、ここ数年、国の予算措置の変更に伴い免除実施可能額が年度ごとに引き下げられたため、免除基準を満たしても免除を受けられない事態が恒常的に現出してきている。学生に対する経済的支援の拡充、特に法科大学院独自の奨学制度や授業料免除制度の導入については、いずれも財政的裏付けが必要なものであるため、その実現は決して容易ではないと思われるが、引き続き努力していきたい。

③ 障害のある学生に対する支援

現在まで施設面や入学試験対応で適切な対応が図られているが、今後とも具体的な状況や要望に応じた公正かつ柔軟な対応を継続する方針である。

④ 職業支援

本法科大学院の限られた人員等の制約のもとで、最大限の努力がなされ、現在の支援体制が構築されている。今後は、法科大学院協会が中心となって立ち上げた「就職動向把握プロジェクト」への積極参加を通じて、過去の修了生の動向を定性的かつ定量的に把握し、これまでの修了生で就職の問題を抱えている者を含めた支援体制に向けて引き続き努力を継続する方針である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

法学研究科法務専攻には、別紙教員一覧記載のように、法律基本科目、実務基礎科目、展開・発展科目にわたり、専任教員26人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者24人）、兼任教員19人、兼任教員29人と、教育上必要な教員が置かれている。

＜根拠となる資料・データ＞

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

法学研究科法務専攻の専任教員は、26 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 24 人）であり、それぞれ専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有している者であるか、高度の技術・技能を有している者であるか、又は、特に優れた知識及び経験を有する者であり、かつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある。上述の専任教員は、法科大学院専任の者と、専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員（専・他）、実務家・専任教員の者、実務家・みなし専任教員（年間 6 単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）の合計である。ちなみに、（専・他）の者は 7 人であり、法科大学院専任教員の 3 分の 1 以下である（解釈指針 8－1－2－2）。また、この中には、公共政策大学院の専任教員を含んでいない（解釈指針 8－1－2－1）。

法学研究科では、従来から、2 年ないし 3 年に 1 回の割合で、自己評価による「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書」を公表してきた。直近のものとしては、「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2011」がある。そこでは、法務専攻の専任教員を含む研究科所属全教員の研究・教育面での成果にとどまらず、公的活動・社会貢献活動についても報告されている。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）、別冊資料：「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2010」、別冊資料「一橋大学大学院法学研究科外部評価報告書 2011」

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

教員の採用及び昇任については、国立大学法人一橋大学教員選考基準に従って行われており、教授会で選考委員 3 名を選任し選考委員会を組織し、この選考委員会が、当該教員の経歴、資質、業績等にわたる審査を行い、教授会に報告し、教授会で審査、承認をうける手順となっている。法科大学院の専任教員及び特任教員の採用及び昇任については、法科大学院教授会において選考することとなっている。

資料 8－1－3－1

第 1 条 この基準は、国立大学法人一橋大学職員就業規則（平成 16 年規則第 42 号）

第 2 条第 1 号の規定に基づき、国立大学法人一橋大学の教授、助教授、講師、助手、特任教授、特任助教授（以下「教員」という。）の選考について定めるものとする。

2 前項の特任教授及び特任助教授とは、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 項により、専任教員の数に参入される、いわゆるみなし専任教員をいう。

第 2 条 教授又は特任教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験又は特に高度の技術・技能を有すると認められる者

第 3 条 助教授又は特任助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与され

たこれに相当する学位を含む。)を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験又は高度の技術・技能を有すると認められる者

第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第2条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(以下略)

附則

1 この規則は平成17年4月1日から施行する。

2 一橋大学大学院法学研究科(法科大学院)法務専攻教員選考基準(平成16年規則第86号)は廃止する。

出典：国立大学法人一橋大学教員選考基準

資料8-1-3-2

(法科大学院の人事)

第3条 法科大学院の専任教員及び特任教員の任用及び昇任について、候補者の選考は法科大学院教授会が行う。

2 前項の候補者の選考に関して、特任教員は、投票権をもたない。

3 法学研究科教授会は、専任教員及び特任教員の任用及び昇任について決定するにあたり、法科大学院教授会の選考結果を尊重しなければならない。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)管理運営規則

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

法学研究科法務専攻は1学年の学生定員が85人であるために、上記基準により必要とされる専任教員数は17人であるが、十分な法曹教育を行うために26人の専任教員（うち、設置基準上の専任教員に当たる者24人）を配置している。そのうち、教授21人（うち、設置基準上の専任教員19人）、准教授4人と、教授が8割を占める。

【解釈指針8-2-1-1】、【解釈指針8-2-1-2】

本法科大学院は、①ビジネス法務に精通した法曹、②国際的な視野をもった法曹、③人権感覚に富んだ法曹の3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを教育理念としている。この教育理念を実現するため、本法科大学院においては、設置基準上必要とされる専任教員数17人を7人上回る24人を設置基準上の専任教員として置いている。【解釈指針8-2-1-3】

<根拠となる資料・データ>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）、科目別専任教員数一覧（様式4）

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

法律基本科目ごとの専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）の配置状況は、下記のとおりであり、いずれの教員も当該専門科目を適切に指導することができる者である。

憲法	1	（阪口正二郎）
行政法	1	（山田洋）
民法	5	（松本恒雄、小野秀誠、滝沢昌彦、小粥太郎、角田美穂子）
商法	4	（野田博、仮屋広郷、酒井太郎、高橋真弓）
民事訴訟法	2	（山本和彦、杉山悦子）
刑法	1	（橋本正博）
刑事訴訟法	1	（後藤昭）

【解釈指針 8－2－2－1】

<根拠となる資料・データ>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）、科目別専任教員数一覧（様式 4）、別冊資料：「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2010」、別冊資料：「一橋大学大学院法学研究科外部評価報告書 2011」

基準 8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8－2－3 に係る状況)

専任教員 26 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 24 人）の系別、科目別内訳は以下のとおりであり、適正なバランスがとれている。おり、かつ教育上主要と認められる科目には、原則として専任教員が配置されている。

公法系	2
憲法	1
行政法	1
民事法系	7
民法	5
民事訴訟法	2
企業法系	6
商法	4
経済法	1
労働法	1
刑事法系	2
刑法	1
刑事訴訟法	1
国際法系	1
国際法	1
基礎法系	2
法哲学	1
英米法	1
実務系	6
民事実務	2
ビジネスロー	1
刑事実務	2
企業法務	1

本法科大学院は、①ビジネス法務に精通した法曹、②国際的な視野をもった法曹、③人権感覚に富んだ法曹の3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを教育理念としている。このうち、①ビジネス法務分野のために、独占禁止法Ⅰ及びⅡ、国際取引法、ワールドビジネスローについて、②国際分野のために国際法、国際人権法、国際取引法、ワールドビジネスロー、英米法、法律英語について、③人権分野のために、国際人権法について、それぞれ専任教員が担当している。

また、年齢構成についても30歳代から60歳代までのバランスがとれている。

必修科目（発展ゼミⅠ及びⅡは除く）は全35科目のうち、32科目を専任教員が担当している。他の3科目についても兼任教員が担当している。

【解釈指針8－2－3－1】

＜根拠となる資料・データ＞

・開設授業科目一覧（様式1）、教員一覧、教員分類別内訳（様式3）、科目別専任教員数一覧（様式4）

基準 8-2-4：重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8-2-4 に係る状況）

専任教員 26 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 24 人）中の 6 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 4 人）が、専攻分野における 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する実務家教員であり、それぞれの実務経験と関連の深い科目を担当している。8-2-1 に定める専任教員の数は 17 であり、設置基準上の高度の実務能力を有する専任教員数は 4 であるから、その割合は 23.5% である。さらに、これらの者以外にも、専攻分野における 5 年以上の実務経験を有する研究者専任教員が 1 人いる。また、英米法担当の専任教員は、母国の法曹資格を有している。

4 人のみなし専任教員（うち、設置基準上のみなし専任教員に当たる者 2 人）は、年間 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院教授会の構成員である。

実務家教員は、それぞれその実務経験と関連する授業科目を担当している。

【解釈指針 8-2-4-1】、【解釈指針 8-2-4-2】

＜根拠となる資料・データ＞

・教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）

資料 8-2-4-1

（法科大学院の管理・運営の基本方針）

第 1 条 一橋大学大学院法学研究科法務専攻（以下「法科大学院」という。）の管理・運営に関する重要事項は、法務専攻教員会議（以下「法科大学院教授会」という。）の審議によって決定する。

（法科大学院教授会）

第 2 条 法科大学院教授会は、以下の者によって構成し、法科大学院長が議長として、議事を掌理する。

一 法科大学院長

二 法科大学院専任教員（教授又は准教授）

三 法科大学院特任教員（特任教授又は特任准教授。平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 項により専任教員の数に算入される、いわゆるみなし専任教員をいう。以下、本規則において同じ。）

2 法科大学院長は、必要があると認めるときは、一橋大学大学院法学研究科長及びその他の教員を法科大学院教授会に出席させることができる。出席した教員等は、意見を述べることができるが、投票権をもたない。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

6 人の実務家専任教員（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 4 人）の中の 5 人は日本の法曹としての実務の経験を有している。他の 1 人は日本を代表する商社の法務部に長年にわたって在籍してきた国際取引法務の専門家である。

＜根拠となる資料・データ＞

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）

8－3 教員の教育研究環境

基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－3－1 に係る状況）

（解釈指針 8－3－1－1 関係）

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む）を通じて、平均で、21.36となり、おおむね年間20単位前後であり、年間30単位を超える者はいないことから、適切な範囲内にある（解釈指針 8－3－1－1）。ただし、1つの講義を複数の教員でもつ場合には、単純に頭数で割ったものであることから、複数教員がつねに講義に出席する場合には、これよりも若干負担が重くなる可能性がある。

また、みなし専任の実務家教員の負担は、平均6.6である。

< 根拠となる資料・データ等 >

・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8-3-2 に係る状況）

平成18年に、一橋大学及び法学研究科のサバティカル体制が整い、法科大学院においても、その実施が可能となった（いずれも平成18年4月1日から施行。資料 8-3-2-1、8-3-2-2 参照）。2011年度も1名の教員が取得した（佐藤哲夫教授）。制度的には、研究専念期間が与えられるよう努めているが、実際には、法律基本科目など、担当科目の部門によっては実質的にはとりづらい状況にあり、この点については、将来的な解決が必要である。

資料 8-3-2-1（法学研究科サバティカル研修に関する規則）

（趣旨）

第1条 この規則は、一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則第9条にもとづき、法学研究科専任教員のサバティカル研修の運用に関し、必要な事項を定める。

2 この規則は、本学に着任5年以内の法学研究科専任教員が外部資金・招聘等によって行う海外研修、学外研修又は出向等を妨げるものではない。

（職務免除）

第2条 サバティカルを取得した者は、サバティカル期間中、専門職大学院を含む講義、学部3年次演習、大学院の論文審査員（主査となる場合を除く）の担当を免除される。ただし、学部4年次演習、大学院演習は、原則として引き続き担当する。

2 サバティカルを取得した者は、サバティカル期間中、学内の各種委員会委員、入試業務（出題を含む）、教授会への出席を、原則として免除される。ただし、海外出張中の場合を除き、教授会の定足数には算入される。

3 サバティカルを取得した者が所属する部門は、当該教員のサバティカル期間中の講義等に支障が生じないように、配慮しなければならない。

4 サバティカルを取得した者が担当していた講義については、非常勤講師を依頼することができる。

（兼業）

第3条 サバティカル期間中は、原則として他大学等で非常勤講師として講義を担当することはできない。

（手続）

第4条 サバティカルの取得を希望する者は、サバティカル取得を希望する前の年度の4月中に、法学研究科長に申請を行うものとする。

2 法学研究科長及び評議員は、勤続年数、部門間のバランスのほか、以下の事項等を考慮し、各年度3人を目処に、サバティカルを取得する教員を選考する。なお、以下の事項は、申請者が申請時に申告を行う。

- 一 研究科長又は評議員としての業務
- 二 学内・研究科内における各種委員等としての業務
- 三 入試等その他の業務
- 四 講義の担当状況

3 法学研究科長は、選考結果について教授会に報告する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

出典：法学研究科サバティカル研修に関する規則

資料8-3-2-2（一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学職員研修規程（平成16年規則第64号）第10条に基づき、一橋大学（以下「本学」という。）の専任教員（教授、准教授及び講師をいう。以下同じ。）が、本学における研究教育の発展と自己の専門分野に関する研究教育能力向上のために、自主的調査研究に専念できるサバティカル研修（以下「サバティカル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 この規則は、着任5年以内の若手教員又はサバティカル取得後5年以内の教員が外部資金・招聘等によって行う海外研修、学外研修又は出向等を妨げるものではない。

（定義）

第2条 この規則において「部局」とは、各研究科及び経済研究所をいう。

（サバティカル期間）

第3条 サバティカルとして自主的調査研究に専念できる期間は、原則として6月以上1年以内の継続した期間とする。

2 前項の期間の始期は、原則として4月又は10月とする。

（資格）

第4条 本学の専任教員として継続して勤務した期間が5年を経過した者は、前条第1項に定める期間のサバティカルの取得を申請することができる。

2 サバティカルを取得した者又は海外研修、学外研修若しくは出向等が6月以上にわたった者については、前項の継続して勤務した期間は、直近のサバティカル、海外研修、学外研修又は出向等の終了時から起算するものとする。

3 各部局は、前2項の規定にかかわらず、独自の取得要件を設けることができる。

（職務免除）

第5条 サバティカル期間中は、各部局の定めるところにより、講義等の教育義務、入試関係業務、教授会への出席その他部局の管理・運営に関する役割等を免除することができる。

（兼業）

第6条 サバティカル期間中においても、兼業をしようとする場合は、許可を得なければならない。

2 前項の兼業は、本制度の趣旨を考慮して取扱うものとする。

（手続）

第7条 サバティカルの取得を希望する者は、取得期間、調査研究場所及びその概要等

を所属する部局長（イノベーション研究センターにあつては商学研究科長、イノベーション研究センター以外の学内共同教育研究施設等教授会を置かない組織にあつては学内共同教育研究施設運営委員会委員長。以下同じ。）に申し出て、承認を得なければならない。

2 前項の申出を受けた部局長は、当該部局等の教育・運営に特に支障がないと認める場合は、当該申出を承認することができる。

3 サバティカル期間中に所属勤務場所を離れて調査研究する場合は、出張・研修等の所定の手続を経て行わなければならない。

4 サバティカルを取得した者は、期間終了後速やかに所属する部局長に対してサバティカルに関する報告書を提出しなければならない。

（報告）

第8条 前条第2項の承認をした部局長は、その旨を書面で学長に報告しなければならない。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、サバティカルの運用に関し必要な事項は、各部局が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に各部局において運用していた同様の研修等の取扱いについては、この規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

出典： 一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、法科大学院準備室に助手が配置されている。同助手は、授業連絡や資料の作成、講義で使用する電子機器の取扱などに従事し、教員を補助している。担当者は、従来部門助手として、教員の授業準備や研究の補助に長くたずさわっている。また、法科大学院設立に合わせて法科大学院の施設内に IT 推進室を置き、専門の助手を配置している。担当者は、法学研究科全体の広報や IT 対応にとどまらず、コンピュータの熟練者であることから、パソコンやプロジェクターなどの IT を利用した授業の補助にたずさわるなど、教員に対する教育支援も行っている。

法科大学院資料室には、大量の図書が購入されるため、司書の資格者が整理等にあたっている。また、資料室の夜8時までの夜間開室のためにも、非常勤の人員が配置されている（準備室の補助作業にも従事）。

法学部の助手は、従来から、教員の授業準備や研究の補助にたずさわっており、法科大学院の専任教員の職務をも補助している。その配置は、「公法・民事法」「刑事法・基礎法」「国際法・経済法」で、合計5人である。この5名の助手は、研究支援のほか、出版及び出版協力、資料室協力、学術交流、日本ヨーロッパ法政研究教育センターの業務をそれぞれ分担している。

また、法律資料室にも助手を配置し、文献資料の収集・整理、電子化とアクセスの充実をサポートし、各部門研究室から「判例体系」、「ジュリスト」などを検索できるよう補助している。さらに、図書館経由で、Lexis-Nexis と Lex/DB を利用することができ、法科大学院専用の人員配置ではないが、法科大学院の授業にも資する体制となっている。

< 根拠となる資料・データ等 >

- ・別冊資料：「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2010」5頁

2 特長及び課題等

専任教員26人（うち設置基準上の専任教員に当たる者24人）が配置され、「ビジネス法務に精通した法曹の養成」という教育理念を実現するため、関係する科目に専任教員が配置されている。法科大学院において教育上主要と認められる必修科目については、原則として、専任教員が担当しており、専任教員の占める割合は高い。専任以外の教員も、学外の非常勤教員ばかりに頼らず、学内の兼任教員によって授業が行われている科目が多い。

専任教員は、22人（うち設置基準上の専任教員に当たる者20人）が教授であり、40歳代から60歳代まで年齢構成のバランスがとれている。

また、法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられている。法科大学院の専任教員に対して、一定の期間、研究活動に専念するための制度についても、サバティカル体制が整っている。もっとも、担当科目の部門によっては実質的にはとりづらい状況にあり、将来的な解決が必要である。このことは、法科大学院における教育水準やその内容の確保を図るためにも必要なことであり、改善の余地がある。

さらに、教員の採用及び昇任に関しては、教員の研究上の能力を適切に評価することは従来から行われてきたものの、教育上の指導能力を適切に評価するための具体的な取り組みは、教育歴年数、教育歴のある教育施設、担当した科目といった点を除き、行われていない。この点は、今後の検討課題である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）法科大学院の運営に関する会議

本法科大学院は、法学研究科の中の1専攻として設置されているが、教育活動等を適切に実施するため、独立した会議体として、法科大学院教授会を有している。この会議は、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則によって法務専攻教員会議として設けられており、教授（特任教授を含む）および准教授によって構成される（解釈指針9-1-1-2）。しかし、この会議は、法科大学院教授会で選出される（第5条）法科大学院長が議長となること（第2条）、法科大学院の人事は法科大学院教授会が決定し、法学研究科教授会はこれを尊重しなければならないこと（第3条）（解釈指針9-1-1-3）、履修課程、授業科目、学生の成績評価・卒業判定、自己評価・第三者評価、国際交流・学術交流、予算・施設に関する事項、その他法科大学院に関わる重要事項は、法科大学院教授会において審議・決定し、法学研究科教授会には報告するものとされていること（第4条）（解釈指針9-1-1-1）など、組織上は研究科内の専攻の位置づけであるものの、運営上は完全に独立した組織である。

また、法科大学院教授会を構成する教員（本法科大学院の規定上の専任教員26名）には、法学研究科に所属する教員以外の教員が4名含まれており、法学研究科と法科大学院とで専任教員が完全に重なっているわけではなく、法学研究科教授会（定例は毎月第2水曜日）とは別に毎月第4水曜日に開催している。

なお、法科大学院教授会構成員たる法科大学院専任教員は、法学研究科の業務とは別に上記法科大学院の運営にかかる事項を分担して担うことにしている（別添資料AA：一橋大学法科大学院2012年度役割分担参照）。

2）専任の長

国立大学法人一橋大学基本規則は、第33条の3において、法科大学院に院長を置くことを定めている（資料9-1-1-2）。本条3項は、法科大学院長は、「法学研究科教授会の議に基づいて学長が選考する」とこととされているが、（1）で述べた法学研究科法務専攻管理運営規則に従い、法科大学院教授会において互選された者が、そのまま法学研究科教授会によって候補者として指名され、学長から任命されている。なお、（1）で述べた法科大学院の役割分担として「院長補佐」を置き、研究科長とは独立して、法科大学院独自の問題について協議し、企画・原案作りなどを行っている。

資料9-1-1-1 一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則

（法科大学院の管理・運営の基本方針）

第1条 一橋大学大学院法学研究科法務専攻（以下「法科大学院」という。）の管理・運

営に関する重要事項は、法務専攻教員会議（以下「法科大学院教授会」という。）の審議によって決定する。

（法科大学院教授会）

第2条 法科大学院教授会は、以下の者によって構成し、法科大学院長が議長として、議事を掌理する。

一 法科大学院長

二 法科大学院専任教員（教授又は准教授）

三 法科大学院特任教員（特任教授又は特任准教授。平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により専任教員の数に算入される、いわゆるみなし専任教員をいう。以下、本規則において同じ。）

2 法科大学院長は、必要があると認めるときは、一橋大学大学院法学研究科長及びその他の教員を法科大学院教授会に出席させることができる。出席した教員等は、意見を述べるができるが、投票権をもたない。

（法科大学院の人事）

第3条 法科大学院の専任教員及び特任教員の採用及び昇任について、候補者の選考は法科大学院教授会が行う。

2 前項の候補者の選考に関して、特任教員は、投票権をもたない。

3 法学研究科教授会は、専任教員及び特任教員の採用及び昇任について決定するにあたり、法科大学院教授会の選考結果を尊重しなければならない。

（履修課程その他の重要事項）

第4条 履修課程、授業科目、学生の成績評価・卒業判定、自己評価・第三者評価、国際交流・学術交流、予算・施設に関する事項、その他法科大学院に関わる重要事項は、第3条に規定する事項を除き、法科大学院教授会において審議・決定し、法学研究科教授会に報告するものとする。

（法科大学院長）

第5条 法科大学院の長として法務専攻長（以下「法科大学院長」という。）を置く。法科大学院長は、法科大学院を代表し、その事務を掌理する。

2 法科大学院長の候補者は、法科大学院の専任教員で教授である者のうちから、法科大学院教授会が選挙により選考する。法学研究科教授会は、法科大学院長の決定にあたり、法科大学院教授会の選考結果を尊重しなければならない。

3 法科大学院長の任期は2年とする。

資料9-1-1-2 国立大学法人一橋大学基本規則（抜粋）

（研究科長及び学部長）

第33条 各研究科に、研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。商学研究科長、経済学研究科長、法学研究科長及び社会学研究科長は、学部長を兼ねる。

2 研究科長及び学部長は、当該研究科又は当該学部に関する業務を掌理する。

3 研究科長は、当該研究科教授会の議に基づき、学長が選考する。

4 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（法科大学院長）

第33条の3 法科大学院に、法科大学院長を置く。

2 法科大学院長は、法科大学院に関する業務を掌理する。

3 法科大学院長は、法学研究科教授会の議に基づき、学長が選考する。

4 法科大学院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

（1）事務体制

本法科大学院は、法学研究科の法務専攻として設置されているため、総務・人事・会計等、組織上法学研究科の事務として行われる部分については、法学研究科事務室が共通事務の一部として行っている。法科大学院における教務・入学者選抜業務・修了生に対する対応など法科大学院独自の運営上の事務については、専任の事務職員を置き、大学本部棟の法学研究科事務室とは別に法科大学院の教室等がある建物に置かれた法科大学院事務室で対応している。

（2）職員

法学研究科事務職員は、一橋大学においては全学的事務体制として配置されており、事務長 1、主査 2、その他の職員 2 名、これに加えて、週 30 時間および週 40 時間勤務の非常勤事務補佐員 4 名となっている。このうち、常勤職員 1 名と事務補佐員 1 名を法科大学院の専属として配置している。

このほか、法科大学院準備室には、2 名の助手及び週 30 時間および週 22 時間勤務の非常勤職員各 1 名が配置されている。これらの職員は、主として、法科大学院の教材準備・配布、学生に対する通知業務、図書資料の受入れと管理、データベースや IT 機器を含む資料室の運営、エクスターンシップ派遣先との連絡など、法科大学院の日常事務を担当している。助手のうち 1 名は IT 分野の専門家であり、資料室における IT 機器の保守・管理のほか、学生及び教員からの IT 関連の相談に随時応じている。

以上の事務体制によって、法科大学院の事務は現在までのところ円滑に遂行されているが、入学者選抜業務等については、学部入試並みの膨大な事務量となるにもかかわらず、大学全体の事務組織上の都合で職員は不足気味であり、一層の支援が望まれる。

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

（基準 9－1－3 に係る状況）

本法科大学院の設置者である国立大学法人一橋大学は、本法科大学院が法学研究科の1専攻であるため、その予算は基本的に法学研究科予算として配分され、その中で法科大学院経費として考慮される形になっている。したがって、法科大学院の予算については、法学研究科の事項として意見を述べることになる（解釈指針 9－1－3－1）。平成23年度の予算・決算状況は、別添資料 W：平成23年度法科大学院予算執行状況のとおりであった。平成23年度には、法科大学院の実績を評価する法人本部の判断により、同窓会寄付等を原資とする一橋大学基金から800万円の財政支援を受けた。平成24年度予算については、法科大学院学生の教育経費算定上、法科大学院生の一人当たり経費を加算するほか、別添資料 X：平成24年度一橋大学運営経費予算配分表のとおり、法学研究科予算として、法科大学院の教育基盤整備を目的とした財政措置（「基盤経費・運営費等」の欄）がなされている。ただし、別添資料 W：平成23年度法科大学院予算執行状況にみられるとおり、学習上の必須インフラと化している法律関係データベース関係の費用、特任教授・事務補佐員等の人件費も上昇していることから、法科大学院の経常的運営費以外の支出は難しいのが現実である。入学案内パンフレット等、独自の活動を行うための経費を中心に、算定上の法科大学院関係予算額を超過して法学研究科予算から融通している状況である。

法科大学院としては、研究・教育活動について学内外の競争的資金の獲得にも努力している。文部科学省の専門職大学院支援を受けるほか、学内の特別支援経費・教育プロジェクト支援経費として、別添資料 Y：平成23年度一橋大学教育プロジェクト事業計画書、別添資料 Z：法科大学院修了者による組織的教育支援プログラムのような活動についての支援を受けた。このような事業においては、法科大学院に応募資格があるため、法科大学院長名または法学研究科長との連名で応募している。ただし、学内支援経費は、単年度のものであること、十全な活動のためにはなお不足するという課題は残る。

2 特長及び課題等

法科大学院は、組織上は法学研究科における法学・国際関係専攻と並ぶ法務専攻の位置づけであるものの、国立大学法人一橋大学基本規則で法科大学院長を置くこととし、法務専攻運営規則において法科大学院運営上の重要事項は法科大学院教授会で審議・決定することなど、規則上も実際上も、独立性の高い運営がなされている。

事務体制・財政的基礎については、大学本部は、法科大学院の実績を認め、おおむね日常的業務が遂行される措置はなされているが、教育環境・広報活動の充実、確実な事務遂行のためには、なお一層の充実が望まれる。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

1 教室、演習室及び実習室に関する状況（解釈指針10-1-1-1）

法科大学院の開設時である平成16年度から利用が開始された大学院棟（通称、マーキュリー・タワー）に、2フロアの法科大学院スペースを確保し、以下のような教室が配置されている。教室の内容は、以下のとおりである。それぞれの具体的状況については、別冊資料：「2012年度一橋大学法科大学院学生便覧(49P)」の施設平面図を参照されたい。

具体的には、下図のようなクラス教室3、小講義室1、大講義室1、法廷教室1を専用で使用しているほか、それで不足するときは、他研究科と共用の中教室2、大講義室1を使用することができる。実質的には、全部で5クラス（3年次2クラス、2年次2クラス、1年次1クラス）であるので、すべての年次の必修授業が重なった場合でも、法科大学院専用の教室で対応可能である。

種類	面積	個数	利用目的	設備等
クラス教室	134.4 ㎡～14 3㎡	3 *	主としてクラス別 必修講義に使用	席層型の座席配置（73席）；A V 設備を配置
小講義室	89.6㎡	1 *	小規模な講義に使用	対面的な座席配置（54席）；対面 的ディベート形式の講義が可能
中教室	140㎡	2	比較的小規模な対 話型の授業に使用	緩やかな馬蹄形状の座席配置（7 1席）
大講義室	179㎡	1	中規模の対話型 の授業に使用	緩やかな馬蹄形状の座席配置（1 01席）
	192㎡	1 *	中規模の講義に使用	席層型の座席配置；A V 設備を配 置（108席）
法廷教室	179㎡	1 *	模擬裁判などの講 義に使用	模擬裁判の状況を撮影・編集する ための設備を配置

*：法科大学院専用（その他は、他研究科との共用）

各教室の学生用の机には電源コンセントが設置され、また無線 LAN の設備もあり、ノ

ートパソコンの使用に適したものとなっている。実際に、学生の多くは授業中のノートをとるのにノートパソコンを活用している。また、すべての教室にマイクが配備されていることは当然であるが、プロジェクターやスクリーンも配置され、OHPなどの利用やビデオの放映など視聴覚教材の利用も可能とされ、現実には活用されている。さらに、法廷教室には、自動収録のビデオ記録装置を備えており、そこで行われる模擬裁判等の様子をビデオで撮影し、事後的に教員がその内容を論評し、学生同士で検討するダイナミックな授業運営を可能としている。

一般教室（合計5室）に設置されている設備・機器は以下のようなものである。

PC対応固定机

100インチ又は120インチプロジェクター（PC入力可能）

DVD/VHSビデオデッキ

ワイアレスマイク（ハンド型及びタイピン型）

また、法廷教室に設置されている設備・機器は以下のようなものである。

法廷設備（裁判官席、裁判員席、検察官・弁護士席、書記官席、発言席、廷吏席、被告人ベンチ、テーブル、仕切り柵）

50インチプラズマディスプレイ×2

ポータブル100インチスクリーン

液晶データプロジェクタ

VHSビデオデッキ

ワイアレスマイク（ハンド型及びタイピン型）

裁判／講義自動収録システム（電動可動式ビデオカメラ×4、音声入力感知式自動カメラ切り替え装置（音声感知及び収録用マイク×8を含む）、DVCAMレコーダー、収録用サーバ）

2 自習室に関する状況（解釈指針10-1-1-2）

前記（1参照）の大学院棟には、法科大学院学生のための専用学習室が配置されている（2012年度には、約25㎡の共同利用研究室が5室配分された）ほか、各研究科共用の大学院生のための学習用スペース（いわゆるキャレル方式）として1800㎡以上が用意されており、法科大学院学生もそれを利用することができる。

上記の大学院棟には、このほかにも各研究科共用のワークショップ室があり、法科大学院の講義のうち各種のゼミについては、このスペースを利用することもできる。

3 図書館における図書・資料及び設備等に関する状況（解釈指針10-1-1-3）

図書館としては、法科大学院の専用の施設である法科大学院資料室、全学の施設である大学附属図書館本館及び法学研究科の施設である法律資料室がある。

（1）法科大学院資料室

まず、法科大学院資料室（218㎡）には、判例や雑誌、文献等を置くほか、パソコン27台、プリンタ2台、複写機2台、閲覧用座席30席を用意しており、学生の学習室とし

でも利用することができる。資料室には、その施設管理と学生への対応のため、常時最低一人の職員が執務する。なお、法科大学院資料室に隣接する法科大学院準備室（30 m²）には、職員（助手2名、事務補佐員2名）が常駐し（資料室担当を兼務）、教材や資料の作成・印刷等を行っている（4参照）。

法科大学院資料室には、現在、下記のように、各分野に係る約8,000冊の体系書・注釈書等のほか、判例集や定期刊行雑誌などが配置されている。開設後約8年間で蔵書数は約6倍となり、充実が図られている。各教員は定期的に（おおむね毎月）自己の授業分野に必要な新刊書をチェックし、発注するシステムが採用されている。また、学生からも希望する図書について購入を申請できる制度がある。その結果、法科大学院において必要とされる各分野の基本的な文献をほぼ網羅することとなっている。書籍は分野ごとに配置しているが、一般的な図書館の分類コードに必ずしも盲従せず、法科大学院の授業の準備等の観点から最も使いやすいものとなるように配慮している。なお、資料室に備えられていない図書については、学生は後述の大学附属図書館本館や法学研究科法律資料室で閲覧することもできる。

また、最高裁判所判例集・判例時報など基本的な判例集や雑誌を備えている。判例タイムズ、ジュリストなど既にデータベース化されている雑誌等については、後述のように、データベースの利用を可能とすることを前提にバックナンバーは備えていないものの、データベースの更新のタイムラグに配慮して、最新の雑誌はハードの形態で購入して備え付けている。

資料10-1-1-1

【図書・資料に関するデータ（2012年4月6日現在）】

雑誌タイトル数 39（うち、和雑誌35、洋雑誌4）

判例体系 298冊

書籍全体冊数 8041冊（うち、和書：6671冊 法律総論：502冊、憲法411冊、行政法541冊、民法911冊、商法7556冊、刑法497冊、司法208冊、民事訴訟法等420冊、刑事訴訟法等372冊、経済法344冊、知的財産法139冊、労働法170冊、社会保障法等39冊、国際公法289冊、国際私法160冊、租税法等263冊、他関連図書650冊、洋書：1370冊）

出典：法科大学院調べ

法科大学院資料室は、平日は午後7時45分まで利用することができる。また日曜日についても、学生からの要望に応じて（翌日の授業の準備に配慮して）、午後1時15分から7時45分まで開館することとしている。また、データベースの主要な部分は、学生が自宅からも随時アクセスすることができる。さらに、前述のように、資料室やそれに隣接する準備室は、教員や事務の学生に対する連絡及び学生相互の連絡等のために活発に利用されている。その意味で、資料室は法科大学院の学生の連絡・学習支援の中核的な位置を占めている。また、資料室に備えられたデータベースや資料の中には、大学の中で、そこにしかないものも存在し、教員の研究活動にとっても大きな意味を持っている。

また、法科大学院資料室には、27台のパソコン、2台の印刷機、2台の複写機が置か

れ、パソコンからは各種のオンライン法学データベースを利用することができる。これによって、教員の教育及び学生の学習が効果的になされるほか、教員の研究活動にとっても意義があるものとなっている。資料室に設置されている設備・機器は以下のようなものである。

資料検索用パソコン HP t5565 × 25 台
スキャナ専用パソコン Plextor PX8000 × 2 台
プリンタ Fuji XEROX DocuCentre-II 5000 × 2 台
コピー機 Fuji XEROX DocuCentreIII 4000 × 1 台
コピー機 Fuji XEROX AP4C5580 × 1 台
スキャナ EPSON ES-7000H × 1 台
盗難防止セキュリティゲート × 1 個

また、資料室に隣接する準備室には、資料検索用のデータベースサーバが設置されているほか、貸出用ノートパソコン、DVD/VHS レコーダー、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等の設備・機器が設置され、学生の便宜を図るとともに、授業の記録等も可能なようなシステムが用意されている。準備室に設置されている設備・機器は以下のようなものである。

資料室PC管理用サーバ DELL PowerEdge600SC × 1 台
資料室PC管理用サーバ HP ProLiant DL360G5 × 2 台
資料室PC管理用サーバ HP ProLiant ML330G6 × 1 台
資料室PC管理用サーバ HP ProLiant DL360G7 × 1 台
事務作業用パソコン NEC VL750/C × 1 台
事務作業用パソコン HP Compaq 5800 × 2 台
事務作業用パソコン HP Pavilion V × 1 台
事務作業用共有ハードディスク Buffalo HD-HLAN120 × 1 個
貸出用ノートパソコン Panasonic CF-W2 × 3 台
貸出用ノートパソコン Panasonic CF-S9 × 3 台
デジタルカメラ Olympus E-300 × 1 個
デジタルビデオカメラ SONY DCR-HC1000 × 1 個
デジタルカメラ Nikon P300 × 1 個
ドキュメントスキャナ FUJITSU ScanSnap S1500 × 1 個
プリンタ Konica 1650EN × 1 台
コピー機 Fujitsu Apeos Port-IV 4470 × 1 台
印刷機 RISO Orphis 7250 × 1 台
プロジェクター SONY VPL-CX6 × 1 台

(2) 大学附属図書館本館

一橋大学附属図書館は、約182万冊の図書と約16,500タイトルの雑誌を所蔵している。また、5,400タイトル以上の電子ジャーナルの提供も行われている。2002年及び2003年に朝日新聞社が行った蔵書冊数・受入冊数・雑誌種数・貸出数及び図書経費による総合評価においては、全国の大学図書館中1位にランクされた(2007年で全国4位)。夜間、週末の開館などにより、利用しやすい運営が行われている。附属図書館には668の閲覧席があり、法科大学院学生及び法科大学院教員も利用できる。

(3) 法律資料室

附属図書館の分室として位置づけられる法律資料室は、国立西キャンパス・磯野研究館の1階にあり、雑誌627点、大学紀要316点、図書約11,200冊のほか、外国法令集や資料等を所蔵している。資料等の一部は、光ディスク装置に記録して利用に供している。これも、法科大学院学生及び法科大学院教員が利用可能である。

4 図書館の職員に関する状況(解釈指針10-1-1-4)

法科大学院資料室には、現在、助手2名、事務補佐員1名が配置され、資料室に隣接する準備室において勤務している。これらの職員は、資料室に配置された資料をコピーするなどして法科大学院の授業の資料作り等の準備に当たるとともに、資料室の資料の発注、受け入れ、整理等の業務を担当している。助手のうち1名は、下記のとおり、情報処理関係の専門家であり、法情報調査についても基本的な素養を有しており、助手のうち1名は、図書館司書の資格を有し、また事務補佐員1名は大学図書館に勤務の経験を有している。

①助手2名(うち1名はIT担当で、また民間IT企業でのシステム開発の経験を持ち、コンピューターシステム全般の管理と企画・運用を担当している。もう1名は図書館司書の資格を有し、論文検索、文献検索、判例検索等リサーチなど研究補助業務の経験が豊富で、研究費等による和洋書の発注・受入・支払管理、予算管理を担当している。)

②事務補佐員1名(大学図書館に勤務の経験があり、書籍の整理、目録の作成等の補助業務、教材作成に携わっている。)

附属図書館には、20名の図書系職員が勤務し、司書の資格を有する者が多くいるし、法律資料室には、多年の経験を有し、法情報調査について基本的な素養を有する助手が配置されている。

5 教員室及び面談スペースに関する状況(解釈指針10-1-1-5及び10-1-1-6)

法科大学院の各常勤専任教員はすべて独立した研究室を有している(別冊資料:「2012年度一橋大学法科大学院学生便覧」30P参照)。兼任教員のための施設としては、法科大学院施設のあるマーキュリータワー7階の専有スペースに教員室を設け、そこに3つのブースを設置しており、十分に授業の準備等を行うことができる。また、専任教員の研究室や兼任教員の教員室には、パソコン等の設備が置かれ、各教員が随時使用できるようにされ、研究及び教育の効果的な実施が可能とされている。

学生との面談のスペースとしては、オープンな面談の場合には、法科大学院施設のあるマーキュリータワーの1階及び2階にあるラウンジが一般的に用いられている。クローズドな面談については、各教員の研究室(及び非常勤教員用教員室)で行われる。各

研究室は、複数の学生と面談するのに十分なスペースがある。また、同じくマーキュリータワーの7階のスペース（会議室に隣接した部屋）も、利用されることがある。

6 その他の施設

以上のほか、法科大学院の会議のため、法科大学院施設のあるマーキュリータワー7階に専用の会議室及び法科大学院長室を設け、法科大学院教授会等のために使用している。

7 施設の専用性に関する状況（解釈指針10-1-1-7）

前記（1参照）の教室は原則としていずれも法科大学院の専用の施設である（＊印のもの）。一部の教室（それ以外のもの）については、制度上は他研究科との共用であるが、実質的には、上記専用施設で法科大学院の授業等はほぼまかなえている。

法科大学院資料室は、下記の「一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室利用規則」第2条第1項第3号において、規則上、法学研究科の他専攻の学生も本資料室を利用することができることとなっているが、実際にはそのような利用は少なく、仮に、その利用によって法科大学院の学生の学習機会の確保に支障が生じるような事態が現出する場合には、同条第2項によって法科大学院長が適宜の措置をとることができるように配慮されており、実質的には、法科大学院専用図書館としての機能を堅持している。

資料10-1-1-2

第2条 資料室を利用できる者（以下「利用者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- 一 法学研究科（以下「研究科」という。）の職員（客員教員及び非常勤講師を含む。）
- 二 法学研究科法務専攻（以下「専攻」という。）の学生
- 三 法学研究科修士課程又は博士後期課程の学生
- 四 研究科が受け入れた研究員等
- 五 大学院法学研究科法務専攻長が特に認めた者

2 法科大学院長は、前項第3号から第5号までの利用者について、専攻の学生の学習機会を確保するために必要な範囲内で、資料室の利用を制限し、利用の方法を定めることができる。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室利用規則

付属図書館は全学の共用施設であるが、その運営委員会には法学研究科の代表も参画しており、法科大学院の意見も反映される状況にある。法律資料室は、法学研究科の施設であり、その運営には法科大学院の意見も当然反映される。

2 特長及び課題等

特長として、①対話型やディベート形式の授業を想定して設計された法科大学院専用の講義教室や、模擬裁判などのための法廷教室を有するほか、法科大学院学生が利用できる専用の資料室を有していること、②それぞれの施設に設置された設備も充実したものとなっていること、③学習や講義等の支援のための職員の配置や設備についても十分に配慮されていること、④学習室など学生による学習のためのスペースも十分に確保されていること、⑤法科大学院の運営のための専用の会議室や兼任教員のための作業スペースを確保していること、⑥資料室の資料が充実し、定期的に新刊書をチェック・発注するシステムが定着していること、⑦資料室を日曜日にも利用できるなど利便性が高いこと、⑧データベースの主要な部分について自宅からも利用できることなどを挙げることができる。そのため、学生も、施設に関してはおおむね満足しているものとみられる。

課題としては、予算上の制約によって資料室が保有する図書や雑誌の量、データベースの維持について今後問題が生じる事態が予想されることである。今後、必要な予算を確保し、現在のような資料の質的レベルを維持していくよう、努力を続ける必要がある。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

1 自己点検及び評価の体制

（解釈指針11-1-1-2関係）

法学研究科では、既に1998年に、本格的な自己評価体制の確立を目的として「自己評価委員会」を設置し、これを中心に組織的な自己点検を実施してきたが、法科大学院における自己点検・評価は、この法学研究科の評価委員会との連携を図りつつ、更に機動性を重視した法科大学院独自の自己点検・評価組織を用意している。すなわち、委員会組織としての「自己評価委員会」の機能の充実ならびに補完を図るべく、自己点検・評価を担当する責任者（予備評価時には、盛誠吾、本認証評価では、小野秀誠、盛誠吾、山部俊文、山本和彦、高橋真弓、後藤昭）を置いて、随時かつ恒常的に必要な資料等の収集・整理を行い、自己点検・評価の実施ごとに、関係する評価項目の責任者が加わって評価・検討のためのグループを構成するという、機動的な体制を採ることになっている。本自己評価書も、こうした体制の下で作成されたものである。

また、こうした基本体制に加え、より広範に専任教員全員が参加する、柔軟な形での検討の機会を持つことにしている。特に、法科大学院として実施した学生に対するアンケート結果や学生の自主的なアンケート結果については、その都度、教授会やFD会議において検討し、必要な対応を講じてきた。FD会議は、毎年学期末の7月と3月に定期的に、必要があるときには随時教授会にあわせて開催し、改善に取り組んでいる。

さらに、法学研究科では定期的に外部委員による評価を実施しており、法科大学院も当然にその対象となっているが、法曹教育に高い識見を有する外部委員への評価委嘱を通じて、第三者たる専門家の観点から見た本法科大学院の教育の評価・検証を積極的に図り、改善に取り組んでいる。（連携については、4参照）（別添資料AA：一橋大学法科大学院2012年度役割分担参照）

<根拠となる資料・データ等>

別冊資料：一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2010、別冊資料：2011年度一橋大学法科大学院年次報告書、別添資料I：FD会議議事録、別添資料AA：一橋大学法科大学院2012年度役割分担

2 評価項目

(解釈指針1 1－1－1－1 関係)

法科大学院における自己点検・評価においては、その法曹養成のための教育組織としての特質に鑑み、自己評価・外部評価の実施項目について特段の配慮を加えることとしている。具体的には、評価要素としての教育に重点を置き、そのための目的や手段、方法、効果などについての評価項目を充実したものとしている。教育に関する評価事項の例を列挙すれば、①出願者数、入学者数、入学者の属性、入試方法の改善策など、入学者選抜に関する情報、②学生の単位修得状況、成績評価の状況、留年者数、修了者数など、教育効果に関する情報、③学生による授業評価の状況、教員研修の実績、教育方法改善の方策など、教育の質の向上に関する情報、④修了者の司法試験合格数、進路など、法曹養成の目的達成に関する情報などがある。本認証評価における評価項目も、自己点検・評価の項目に含まれる。

直近の『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2010』の法科大学院の項目の中では、(1章)施設、(2章)教員構成、(3章)履修過程、(4章)進級、修了判定(学生の在籍状況を含む)、(5章)教育改善、(6章)入試制度、(7章)修了者の進路、(8章)キャリア支援、(9章)認証評価、(10章)今後の課題の各評価項目が設定されており、この中で、(1)教育課程の編成(3章)(2)成績評価の状況(4章)(3)入学者選抜の状況(6章)(4)学生の在籍状況(4章)(5)専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況(2章、5章)(6)修了者の進路及び活動状況(7章、8章)がカバーされるものとなっている(解釈指針1 1－1－1－1)。

また、本法科大学院では、後述(3参照)のように、自己点検の手段として、学生による評価を重視している。アンケートという形式をとっているものの、そこに盛り込まれた質問項目は(別添資料K:授業評価アンケート参照)、学生に対する質問事項であると同時に、自己点検のための項目ともなる。

3 自己点検及び評価の実施

(1) 自己評価

①教育研究活動報告書の作成・公表

法学研究科では、1988年以来9回にわたって自己評価を実施し、次のような「教育研究活動報告書」を刊行してきた。

	タイトル	発行年月	刊行形態	総頁数	判型
1	研究活動報告	1988年7月	法学研究18号掲載	34頁	A5
2	研究活動報告(第2回)	1991年6月	法学研究22号掲載	31頁	A5
3	一橋大学法学部研究教育活動報告Ⅲ	1994年3月	単独冊子	78頁	A5
4	一橋大学法学部研究教育活動報告Ⅳ	1996年3月	単独冊子	75頁	A5
5	一橋大学法学部教育研究活動報告書	1999年3月	単独冊子	223頁	A4
6	一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2000	2001年1月	単独冊子	241頁	A4
7	一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書	2004年3月	単独冊子	243頁	A4

	2003				
8	一橋大学大学院法学研究 科教育研究活動報告書 2006	2006年12月	PDF（大学ホームペ ージ上の公表）	236頁	—
9	一橋大学大学院法学研究 科教育研究活動報告書 2010	2011年3月	A4版	254頁	—

1998年に、自己評価体制の確立のため研究科内に「自己評価委員会」を設置し、翌3月には、それまでの報告書と比べて質量ともに格段に充実した『一橋大学法学部教育研究活動報告書』を刊行した。同報告書は、第Ⅰ部「教育研究体制」、第Ⅱ部「教官の個人活動」の二部構成から成り、第Ⅰ部では、「一橋大学法学部・法学研究科の理念と将来構想」（第1章）、「研究教育組織」（第2章）、「学部教育」（第3章）、「大学院教育」（第4章）、「留学生の受け入れと教育」（第5章）、「学生生活・福利厚生等」（第6章）、「研究活動」（第7章）、「出版活動」（第8章）、「学術情報支援システム」（第9章）、「社会との連携」（第10章）、「国際交流」（第11章）という多角的な視点からの自己点検評価を実施した。

また、2001年1月には、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2000』を刊行した。同書も同じく二部構成であり、第Ⅱ部の各章（評価視点）の構成は1998年版とほぼ同一であるが、内容はさらに充実したものとなっている。

上記の自己評価委員会は、将来計画立案とその達成度評価とを効果的に組み合わせるため、2003年度から「計画・評価委員会」に改組され、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2003』は、この新体制の下で刊行された。

そして、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2006』（別冊資料参照。公表済み）は、それまでとは若干構成を変え、「はじめに」に続き、第Ⅰ部「教育研究組織」で、教育組織の再編（第1章）、研究組織（第2章）において、法科大学院、国際・公共政策大学院の設置、学部・大学院教育の再編と、研究組織の現状と展望を記載した。第Ⅱ部「教育体制」は、「学部教育」（第1章）、大学院教育（第2章）、「留学生の受け入れと教育」（第3章）、「学生生活・福利厚生等」（第4章）からなる。次の第Ⅲ部「研究体制」では、「プロジェクト研究等」（第1章）、「総合法政策実務提携センター」（第2章）、「研究支援体制」（第3章）を掲載し、また第Ⅳ部は「教官の個人活動」を記述した（佐藤哲夫教授及び仮屋広郷教授を編集責任者として取りまとめ）。

さらに、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2010』（別冊資料参照。公表済み）は、第Ⅰ部「教育研究組織」で、教育組織（第1章）、研究組織（第2章）において、法科大学院、国際・公共政策大学院、学部・大学院教育につき、研究組織の現状と展望を記載した。第Ⅱ部「教育体制」は、「学部教育」（第1章）、大学院教育（第2章）、「留学生の受け入れと教育」（第3章）、「学生生活・福利厚生等」（第4章）からなる。第Ⅲ部「研究体制」では、「プロジェクト研究等」（第1章）、2007年に組織変更された「日本法国際研究教育センター」（第2章）、「研究支援体制」（第3章）を掲載し、第Ⅳ部は「教官の個人活動」を記述した。

②学生対象アンケートの実施

本法科大学院では、学生を対象として教育内容をはじめ、施設、学生支援体制などについてのアンケートを実施し（別添資料K:授業評価アンケート参照）、それを自己点検のための材料の一つとしているほか（基準5-1-1）、授業の内容や方法など

については、教員が個人的に学生に対するアンケートを実施し（同上）、その改善に役立てている。このように、自己点検の方法として、学生の意見や要望を積極的に汲み上げており、実際にもそれを教育の内容・方法や学習支援体制などの改善に反映させていることが、本法科大学院の大きな特長である。

(2) 外部評価

（解釈指針11-1-2-1関係）

法学研究科では、2006年度、2010年度に外部評価を実施した。第1回目の外部評価は2001年度に行い、その後はおおむね3年に1回のペースで実施することにしてきたが、2002年度には大学評価・学位授与機構による「法学系」の分野別研究評価（平成13年度着手分）を受けたため、2回目の実施時期を遅らせたものである。2010年度に、外部評価委員を委嘱したのは、岡正晶（弁護士、元第一東京弁護士会副会長、元東京大学大学院法務研究科客員教授）、石崎誠也（新潟大学大学院実務法学研究科教授、法科大学院長）、関武志（青山学院大学大学院法務研究科教授、おもに法科大学院部分を担当）、古城佳子（東京大学大学院総合文化研究科教授、日本国際政治学会理事長）の各氏である。事前に資料を配付したうえで、2011年10月31日には評価委員によるヒアリングを実施し、評価の結果は、2012年3月に、『外部評価報告書2011』として公表された。そこにおいては、本法科大学院の教育につき、「教員と院生が相互に正規の授業を重要視し、教員の側では過度の受験対策に走ることなく、また、院生の側でも真剣に正規科目に向かい合うことで、互いに、限られた授業から効率よく学び取る教育の場が確立されて」おり、それが優れた合格実績の要因となっていると指摘されている。

(3) 自己点検・評価実施への評価と継続的改善努力

以上のような本研究科における自己点検・評価については、大学評価・学位授与機構による「法学系」研究評価（別冊資料：『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2003』）においても高く評価されたところであり、その後も、数年に1度を目途に継続して実施し、さらにその充実を図ってきた。法科大学院における教育研究活動についての自己点検・評価も、その一環として行われているが、その際には、法科大学院の専門職大学院としての独自性と特質に十分に配慮した内容のものとするにしている。また、本院は、大学評価・学位授与機構による予備評価を2005年に、そして、本評価を2007年に、追評価を2008年に受けたことから、その前提となる自己評価をも行っている（公表済み）。

なお、「教育研究活動報告書」・「一橋大学法科大学院年次報告書」（2010年度まで）、外部評価の結果、および平成19年度の認証評価・平成20年度追評価の結果は、大学ホームページ上において公表している。また、自己点検・評価において発見ないし指摘された問題点についてはすみやかに対応策を検討して、その結果についてもホームページに掲載し、以降の自己点検・評価において、それらの対応策についての実施状況について検証・公表することとしている。

<根拠となる資料・データ等>

別冊資料：一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2011(28頁)、別添資料K:授業評価アンケート、別冊資料：一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2006、別冊資料：一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2003

4 自己点検及び評価結果の活用

(解釈指針11-1-1-2関係)

自己点検・評価の結果は、1で述べた柔軟な体制をもってできる限り迅速な対応を図ってきた。外部評価に関しては、予備評価以来、その結果を教育活動等の改善に活用するための体制として、自己点検・評価担当者の任務を拡大して点検・評価結果のとりまとめを加え、項目ごとにそれぞれの担当者が改善のための方策を検討したうえ、それを法科大学院教授会又は兼任教員などを含む法科大学院担当者会議において具体的な改善策を検討・決定してきた。本認証評価においても、このような体制が継続され、本評価書の起草にも反映されている。さらに、改善策の洗い出しや実施について定期的に見直すため教授会にあわせてFD会議を開催・検討し、各担当者から必要な改善を提示している。このように、自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種担当委員が連携協力して改善に取り組んでいる(解釈指針11-1-1-2)。

法学研究科においては、既にこれまでの自己点検や外部評価の結果について、「将来構想委員会」という組織を設置して検討し、具体的な改善策を実現してきた実績があり、法科大学院においてもそのような経験から、自己点検・評価の結果を法科大学院における教育活動等の改善のために活用することとしている。

なお、本法科大学院は、大学評価・学位授与機構による平成19年度実施法科大学院認証評価において、「基準3-1-1及び基準3-1-2を満たしていない」ことを理由に、一部不適合という評価結果を受けた。その具体的な内容は、「法律基本科目に配置されている一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていない。」というものであった。評価機構の指摘した「一部の授業科目」と受講者数は、①「行政法Ⅰ」(担当：高橋滋教授、2年次科目2単位)96名(他に、国際・公共政策大学院の学生4名が受講)、②「商法総則・商行為・手形小切手」(担当：川村正幸教授、2年次科目2単位)83名、③「問題解決実践」(担当：公法、民事法、刑事法、企業法の各部門から選定された12名の教員によるオムニバス、3年次科目4単位(現在は2単位))98名であり、規模については、各授業の特殊事情や見解の相違もあったが、少人数教育の徹底のために学生定員に関する基準を厳格に解釈しようとする評価機構の基本的な考え方には、本法科大学院としても賛同するものであることから、学内委員会等の連携の下に早急に改善措置を行い、解釈指針3-1-2-1の原則80人枠の超過(現指針では75人)は解消され、翌20年度の追評価において、適合判定をうけている。

また、多様な課題について文書を起案することで問題を発見し、解決する能力を養う目的で法律基本科目として配置されている「問題解決実践」の科目としての統一性を強調するために、全授業をとりまとめる教員を置くとともに、評価の方法(採点基準、合否基準の確認)について統一性をもたせるものとした(5-1-1の1(1)参照)。起案課題の内容については統一性を持たせていないが、科目の特質上、担当する教員が多様な試みを行う点に意義があるとするためである。

<根拠となる資料・データ等>

別添資料AB:法科大学院認証評価 評価項目ごとの起草担当者 2012/03/28法科大学院教授会、別添資料AA:一橋大学法科大学院2012年度役割分担、別添資料AC:平成24年度法学研究科 将来構想委員会委員

基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

上述のように(基準 1 1 - 1 - 1 の3(2))、本法学研究科では2001年に、本学職員以外の評価委員による外部評価を実施し、その後、おおむね3年ごとの外部評価を実施することにした。ただし、2002年から翌年にかけて大学評価・学位授与機構による「法学系」の分野別研究評価(平成13年度着手分)を受けたため、2回目の外部評価はそれをもって代えることとした。外部評価は、2006年度、2011年度にも実施され、その結果は、それぞれ2007年、2012年に『外部評価報告書』として公表された。この外部評価においては、法科大学院もその対象となっている。いずれにおいても、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する弁護士、および法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する、他法科大学院の教員による検証が行われている(解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1)。

<根拠となる資料・データ等>

別冊資料:「一橋大学大学院法学研究科外部評価書2011」

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

(1) 本法科大学院による自主的な情報提供

本法科大学院に関する情報は、一橋大学ウェブサイト (<http://www.hit-u.ac.jp/>)、一橋大学法学研究科ウェブサイト (<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/>)、及び本法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/>) を通じ、志願者、在校生、および本法科大学院に関心を有する一般公衆に対し積極的に開示され、かつ、その内容は頻繁に更新されている。

それらの情報は、主として本法科大学院ウェブサイトの「法科大学院について」のページ (<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/about/>) に収録されている。また、本学及び本法科大学院は、各種パンフレット・報告書類の刊行を継続的に行い、紙媒体による法科大学院関連の情報提供にも務めている。以下、情報の種類ごとに広報の状況を説明する。また、自己評価書該当部分の①～⑩と、「解釈指針 11-2-1-1」(1)～(11)との対応関係は、①→(1)、②→(3)、③→(4)、④→(5)、⑤→(6)、⑥→(7)、⑦→(8)、⑧→(9)、⑨→(10)、⑩→(11)となっている。「進級」の項目は⑨のかっこ書、「修了者の活動状況」は⑩の見出しおよびかっこ書が対応している。

(ア) 本法科大学院に関する重要情報は、2005 年度（平成 17 年度）以降毎年作成されている「一橋大学法科大学院年次報告書」に記載され、この年次報告書は本法科大学院ウェブサイトにも各年度のものが全部掲載されている

(<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/about/annual.html>)

(最新版は 2011 年度)。その内容は、次の通りである。

- ①設置者
- ②教育上の基本組織
- ③教員組織（2011 年 5 月 1 日現在）
- ④収容定員及び在籍者数
- ⑤入学者選抜（アドミッション・ポリシー、入学者選抜方法、過去 3 カ年の入学者選抜実施状況）
- ⑥標準修業年限（年次報告書中の記載は「標準修了年限」）
- ⑦教育課程及び教育方法
- ⑧成績評価及び課程の修了（成績評価基準、進級認定、修了の認定、過去 5 カ年の進級率及び過去 7 カ年の修了率）
- ⑨学費及び奨学金等の学生支援制度（過去 3 カ年の授業料免除・奨学金等受給の

状況を含む)

⑩修了者の進路（過去6カ年の進路内訳および新旧司法試験合格率など）

なお、法科大学院認証評価「解釈指針11-2-1-1」では、(2)として「教育の理念及び目標」にかかる開示が新たに求められているが（旧解釈指針9-3-2-1対照）、当該情報は、2012年度以降の年次報告書に反映されるべきところ、現段階では、本法科大学院ウェブサイト「法科大学院について」「法科大学院の特色」の記事から入手することができる（<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/about/trait.html>）（解釈指針11-2-1-1）。

(イ) 本法科大学院の研究教育状況は、「一橋大学法学研究科教育研究活動報告書」

（2006年度、2010年度）中に掲載されており（2010年度版では24頁以降）、本法科大学院ウェブサイトより閲覧することができる

（<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/about/post-37.html>）。

(ウ) 本法科大学院の自己点検・自己評価結果に関する情報は、①平成19年度法科大学院認証評価にかかる自己評価書及び実施結果報告、②平成20年度法科大学院認証評価（追評価）にかかる自己評価書及び実施結果報告、③外部評価結果（法学研究科外部評価報告。2007年度および2011年度）について、それぞれウェブサイトにおいて開示されている

（<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/about/post-37.html>）

（③の最新版は一橋大学法学研究科ウェブサイト

<<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/about/evaluation.html>>に掲載）。

(エ) 本法科大学院所属教員の教育活動、社会貢献、研究業績等に関する情報は、一橋大学ウェブサイトの「研究者情報」の頁において、各教員によって逐次更新の上開示されているほか（<https://hri.ad.hit-u.ac.jp/>）、上掲の「一橋大学法学研究科教育研究活動報告書」にも掲載されている。それらはいずれも本法科大学院の専任・兼任教員に関する情報であり、兼任教員（非常勤教員）に関する情報は、本法科大学院ウェブサイトの「教員紹介」の頁に掲載されている

（www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/professor/）。

掲載情報の詳細は、本法科大学院の専任・兼任教員については、①学位・学歴、②研究分野、③研究職歴、④所属学会、⑤著書・研究論文・学会等口頭発表・科学研究費研究成果・共同研究及び受託研究の実績等、⑥担当授業科目、⑦公的活動その他の社会貢献等に分類されている。（解釈指針11-2-1-2）兼任教員の紹介内容はおおむね専任・兼任教員と同様であるが、内容はやや簡略であり、兼任教員自身が情報を更新する仕組みはとられていない。

(オ) 上記のウェブサイト情報のほか、一般公衆が入手可能な紙媒体による本法科大学院関連の提供情報（パンフレットおよびブックレット）として、「一橋大学法科大学院」（毎年発行）、「一橋大学概要」（同）、「Hitotsubashi University」（同。英文）

がある。いずれも法学研究科事務室において入手することができる。

(カ) 本法科大学院から自主的な情報提供に関するそのほかの事実として、2005年（平成17年）以降、毎年7月下旬または8月上旬に、国立校舎において本法科大学院オープンキャンパスを実施している（昨年度は2011年7月30日に開催）。そこでは、教育目標と履修課程を説明するほか、公開授業、施設見学、来訪者と教員および在校生との懇談などを通じて、多角的に法科大学院を紹介している。オープンキャンパスの参加者は、例年多数に上る。

(2) 本法科大学院への各種情報提供依頼に対する対応

広報活動の一環として、本法科大学院は、個人情報取り扱いに留意した上で、多数寄せられるマスコミ・出版社等の取材・記事掲載依頼のほとんどのに応じている（入試関連雑誌等の掲載誌名は省略した）。また、諸団体からの調査依頼・情報開示請求にも、専攻長・担当教員及び専門事務職員を通じて迅速に応じている。行政文書の開示請求は、個人情報開示請求として2007年（平成19年）に1件、2008年（平成20年）に1件、2010年（平成22年）に1件行われ、いずれも不開示の回答が行われている。なお、本法科大学院の情報開示手続及び保管されている情報の種類・内容については、「基準11-2-2に係る状況」を参照のこと。

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

(1) 情報の収集

本学法科大学院の教育活動にかかる調査活動の主たるものは、演習・少人数授業を除くすべての授業科目の終了時に行う授業評価アンケートである。調査結果は授業担当教員の手を介さずに回収され、事務職員が集計のうえ、本学法科大学院教授会において全教員に結果が開示されるとともに、同じものが資料室に備え置かれて学生の自由な閲覧に供されている。さらに授業評価アンケートの結果を踏まえて、教務担当およびFD担当の教員から授業・試験の方法やシラバスの記載方法等についての改善案が法科大学院教授会に提案されており、よりよい教育活動のために調査結果が活用されている。提案内容は議事録を通じて確認することができる。

このほか、本学法科大学院では、教育の質の向上のため、専攻長を中心とする教員と学生との間で随時意見交換のための集まりを開催しており、そこで得られた率直な意見もまた、随時法科大学院教授会に報告されて改善のために役立てられている。報告内容は議事録を通じて確認することができる。

(2) 情報の保管及び開示

本法科大学院の評価の基礎となる各種の情報が記載された文書は、「国立大学法人一橋大学法人文書管理規則」および同細則により管理されている。文書の現物（またはそのデータもしくはイメージファイル）は、専門事務職員1名による厳重な管理の下、本法科大学院の管理運営に供されるとともに、外部からの開示請求に対応できるようになっている。上記規則及び細則は、一橋大学ウェブサイトの「情報公開」「規則集」

(http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/reiki.html) に全文掲載されており、同規則に基づき管理されている法人文書ファイルの一覧は、「情報公開」「法人文書・個人情報ファイル」「法人文書ファイル管理システム」

(<http://www-info.ad.hit-u.ac.jp/%7Eishin/>) より確認できる（解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1）。所定の手続 (http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_01.html) に従い、誰でも本法科大学院に関連する法人管理文書の開示を請求することができ、個人情報にかかる本人の開示・訂正・利用停止請求にも対応することができる（解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2）。

2 特長及び課題等

(1) 情報収集態勢にかかる特長と課題

これは本法科大学院のシステムというより、傾向または慣習と呼ぶべき事実であるが、学生定員が少ないために学生と教員との間の心理的垣根が低く、とりわけ必修科目を担当する教員にあっては在校生の大半の顔と名前を知っているような環境であることを反映して、授業時のみならず課外においても教員と学生との意思疎通が円滑にそして頻繁に行われており、各教員が、学生の学問上の問題関心のみならず、学生生活上の事柄に関する意識・意見・要望等を把握しやすいことが特長として挙げられる。そうした学生からの意見・要望等は、法科大学院教授会、およびこれに付随して行われる授業方法等の改善に関する会議（FD 会議。学期末に開催）において随時任意に報告され、所属教員で当該情報が共有されるとともに、関連業務を担当する事務職員または教員による速やかな対応に役立てられている。

しかしながら、上記の事実、学生が、法科大学院ないし教員に積極的に伝えたい具体的事項を実際に伝えた際、観察されるにとどまるものであり、学生の要望等に関する法科大学院による主体的かつ活発な情報収集が不可欠であることには変わりがない。このことに関連して、学生の授業その他に関する要望や意見等を、期末の授業評価アンケートのみならず、期中に随時アンケート形式で聴取し、進行中の授業に反映させるべきであるとの意見が示されており、授業内容向上の観点からなるべく早期に着手すべき課題として、対応が目下検討されている。